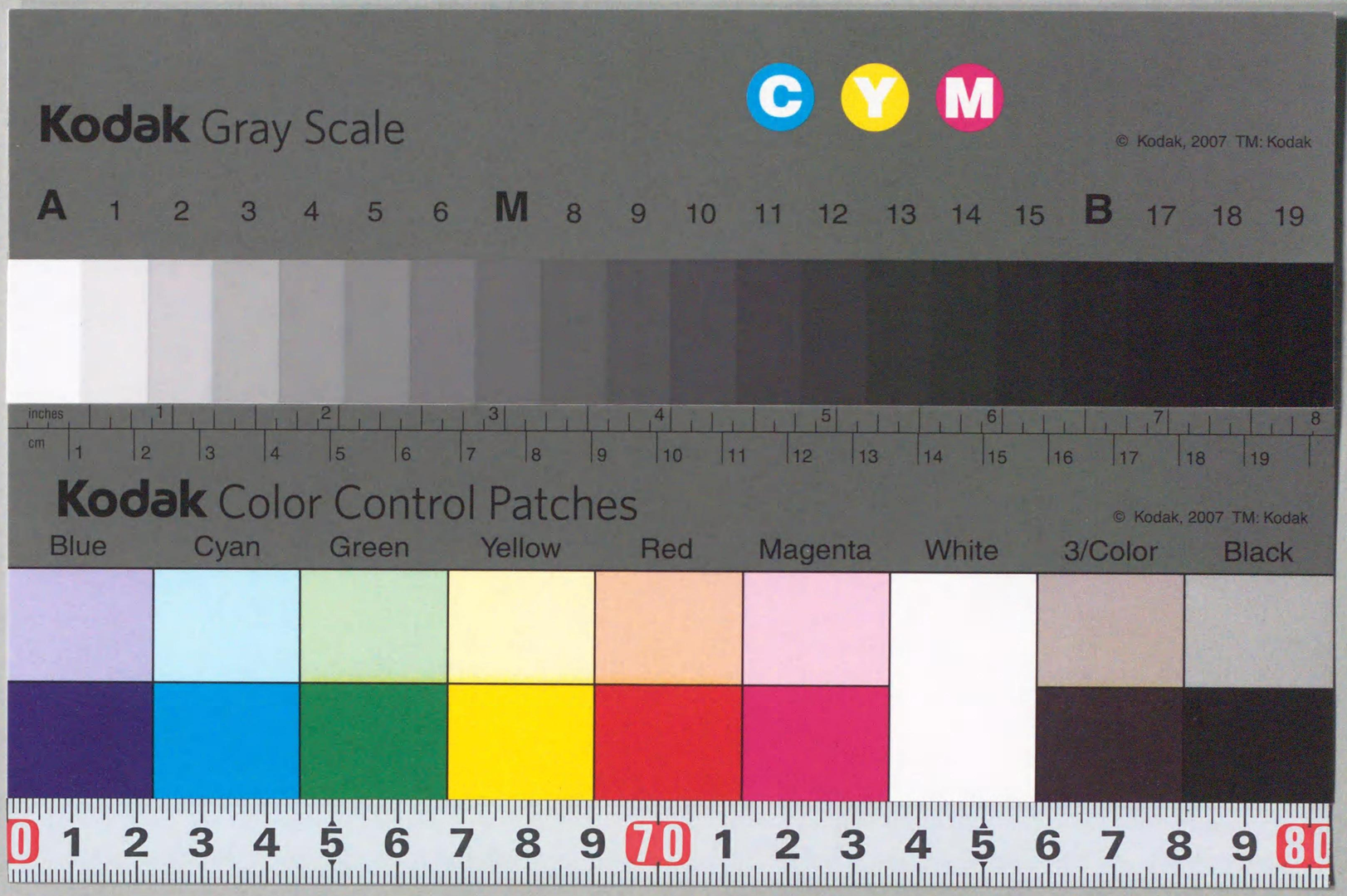

9553 2
288.3 4654 2 v.1 c.2

新校正旁註 卷一

288.3
A154k
0II

明治廿七年十一月十五日再版

藩翰譜

從五位下筑後守新井君美撰

明治廿七年六月校刻　白石社

校刻藩翰譜例言

一藩翰譜は元祿十四年辛巳、白石先生四十五歲の時、撰述して、甲府參議綱豐卿に上りし書なり、折焚柴の記に、

庚辰の年十二月十一日、國初より此かた、其封祿万石以上の人々の事まで、進講の暇あらんをりく〳〵に、如何にもしるして、まるらせよかしなど、仰せられしに、明けの年、辛巳の正月十一日に、其事を以て、仰せ下さる、同しき十四日に、先づ其書を撰ふべき凡例を、しるしてまるらす、然るべき由を、仰せ下されしかば、これより、諸家の事共、尋ね究めて、七月十一日に至て、草を起し、十月に至て、稿を脫す、事は慶長五年に始りて、延寶八年に至るまで、八十年の間、始封襲封、及ひ廢除等、凡三百三十七家、其書たる正編十卷、附錄二卷、凡例目錄、共に一卷、通計十三卷を分て、二十册となし、自ら淨書功終りぬれは、明る壬午の二月十九日に、進呈す、是より、又書名をは、御自ら選ひ給ひて、藩翰譜と題せらる、

されは、此書の成れるは、起草より脫稿に至る、一百餘日に過きず、而て世又異本

あり、記事文辞、往々其趣を異ふせり、室鳩巣先生の序に、今也、君美居家多閒、乃簡較平生所撰之書、首及此譜、とあれば、異本は、蓋し此時再修の者とすべきか、

此序は享保元年九月にて、元祿辛巳より十六年の後なり、

さて本譜の謄寫して、世に傳へたる本、其幾百千部なるを計る可らず、寫本愈多くして、誤脫愈多きを加ふ、天保中、津山侯の儒臣昌谷碩精谿翁、一の善本を得て、これに校正を加へたる本あり、

一明治十四年、本社創立の當時より、此書を校訂上版せんとし、塚本明毅三田葆光兩子、其訂正の任に當る、塚本子は、寛政重修譜に據りて、大に修正を加へんとす、其業たるや殆と改修の擧に近し、故ゝ其完成を告げず、本社も亦尋て印行等の事を、中止するに至りて、數年を送れり、二十三年五月、大槻修二子、本社總代となり、復ひ本書校刻の業を起し、內藤恥叟子に、校訂且つ標註の事を囑せしが、荏苒また五年を過きぬ、今玆甲午三月、斷然其業を果さんとて、大槻子專ら本文校閱の任を負ひ、先きの數本を基として、參互校訂せしに、其得失異同、亦復少からず、因て其兩疑に涉る者は、これを欄外に註し、其誤脫の著しき者は、直に本文を改め補ひたり、又文字言辭の改正は、左の四條にあり

一

○第一　假字　すへ末ゆへ故おはり終よわひ齡をいる參もちひ用見へ聞へ等の類は、正訓にあらず、故に此等の假字遣は、すゑ、ゆゑ、をはり、よはひ、まゐる、もちゐる、見え聞え、に改む

總ていゐひ、えゑへ、おをほ、はわ、うふ等は正訓に改めたり

○第二　音便　行合ふたり、戰ふて、養ふて、などは、行合ひ戰ひ養ひの音訛なれば、旁書の如く、ウを正しとす、又まふけ設は、マケの延語なれば、マウケとすべし、此等の類皆ウと改めたり、

○第三　語格　ぞ、るこそ、れは、り　や、らんの係り結ひの格は本文極て正し、其相違せるは、誤字なる事明けし、但し云ふにや及ぶと書ける所、往々あり、これ及ばんと結ばざれば、やの係りに適はず、亦改む、

○又申せし　記せし　亡せしとは、正格にあらず故にこれを申しよ、記しよ、亡しよ、と改めたり、されど、再ひ考ふるに、佐行四段即ちサシスセト活く言葉は、セより過去脚言なるシ、シカ、を受くる事久しく、通俗の語法となる、故に強て

正格に改むる時は、枉を矯めて直に過ぐるの恐れなき能はず、因て第四中よりは、原文のまゝ、申せし記せしとなせり、同法の言語皆同し

○第四　眞字　かならず必たちまち忽したがつて從てやしなつて養ておしよせ押寄うけたまはる承の類は、總て眞字に改めたり、假字眞字（かなまな）、何れなりとも、讀り誤る事なき限りは、悉く眞字に改めたり、これ讀むに便りよくして、且つ字數を減すればなり、但し問答などの語勢に、假名文にあらざれば、其形容を見ること能はざる者は、總て原文を存せり、

又無程　不斜等の類は、程なく斜ならずと改む、

一本書は細註甚た多し、これを熟讀するに、全く註文に屬する者あり、又補遺考證を示せる者あり、この校刻本は、其註文をは、舊の如く細書とし、補考の兩事に屬する者は、本文同樣の大字とす、但し一字を低下して、これを分てり、この體の寫本も、亦世にあるなり、

一欄外の標註、その參據となるべき事實は、總て內藤子の所記なり、而て人名、地名、官名、及び事物などの訓釋より、本文脫漏の卒年月年齡等は、大むね大槻子の

補ひ加ふる所に係れり、

一家々の系圖は、各譜の首に揭ぐるを、本譜の本體とす、然るに通行寫本は、系圖を缺く者、甚た多し、昌谷翁の校正本は專ら此系圖の補正にあり　校刻本は、系圖を集めて、一册とし、原序凡例、及び總目錄とを、幷せて、これを卷首に置かんとす、

一校刻本は、合卷六册とす、一二三の三册は德川家門譜代の譜にして四五兩册は外樣大名の譜なり第六册は本書の附錄、即ち廢絕諸家の譜なり

明治二十七年六月

白石社

藩翰譜第一

越前

三河守殿は、徳川殿第二の御子、御母は家の女房、いさゝかゆゑ有て、三河國産見と
いふ所にて生れ給ひ、徳川殿御子とも玉はず、本多作左衛門重次とりて養ひ參
らせ、御名をば於義丸殿と申奉る、御兄岡崎の三郎殿、如何にもして、父上の見參に
入ればやと思召し、於義丸殿三歳の御時、徳川殿岡崎の城に入らせ玉ふことあり
しに、かねて能く教へ參らせ、殿の渡らせ給ふほとりの明障子、引うでかし、父上
〳〵と聞え給ひしに、徳川殿はやく心ゐさせ給ひ、御座を立たせ給ふ所を、三郎殿
御袖を扣へたまひ、信康が弟の候を、今日見參に入ればやと宣ふ、深く恨みいきと
ほり給ふ御氣色見えければ、此上は見參無くては事あしかりぬと思召され、徳川
殿再ひ御座につかせ玉ふ、三郎殿頓て於義丸殿の御手を引て參り玉ひ、近う渡り
給へとありし程に、御膝の上にかきする玉ひしかば、三郎殿歡ばせ給ふこと斜な
らず、かくても猶重次が許にぞ、ひとゝならせ玉ひける、三郎殿うせ給ひて後は、徳
川殿此人のまします事に思召す、天正十二年冬、豊臣秀吉北畠殿につ

三河守秀康ヒデヤス
徳川殿は大政大臣家康公の事なり
天正二年二月八日秀康生る御母は阿万の方永見氏は池鯉鮒明神の祠官なり
永見氏は志摩吉英の娘
家女房とは召仕の婢女を云ふ謂ゆる御殿女中の事
産見は遠江敷知郡宇布見村にて三河とあるは誤なり
秀康初名於次丸其面黄顙魚に似たればとて於義丸と云ふ案に黄顙魚は溪間に棲む魚にて其形は鯰に似て黄褐色鳴聲よりしてギバと名づく去れば此童名はギバ丸と呼ふべし
本多重次シゲツグ
三郎殿は家康公の嫡子岡崎次郎三郎信康
秀康の兄なり
天正七年九月三郎殿故ありて自盡す
北畠殿は織田信長公の子信雄公なり伊勢の北畠の家をつぎし故に北畠殿といふ

三郎四郎殿は久松定勝なり久松譜見合すべし

羽柴は豊臣の賜姓なり（ハシバ）

守殿は三河守殿なり小牧長湫等諸所の軍皆徳川殿のために破られたり（カワイトノ）

村田意竹入道一本にお万殿の叔父なりと云（イチク）

さて、御子一人、養君とし奉るべきよしを申さる、徳川殿異父同母の御弟、三郎四郎殿をのぼせ給ふべしとありしに、御母上ゆるさせ給はねば、力なく、於義丸殿のぼらせ玉ふべきに定り、この年十二月の末、大坂へ趣かせ玉ふ、秀吉深く悦ひ、やがて元服の儀行なはれ、羽柴秀康と名のらせ、河内國にて所領參らせ、一万石明る十三年七月十一日、みづから關白し給ふときき、秀康朝臣御年十二歳なるを、四位の少將兼三河守になさる、抑關白守殿を養君とし給ひし事は、去りし天正十二年の春より、北畠殿と軍起りしに、徳川殿信雄の方人せさせ給ひし故、毎度軍に利を失ひ、徳川殿と戰ん事叶ふべからずと思召し返し、終に信雄と中直りす、これ偏に徳川殿に親しうならんが爲なれば、彼御子養て、徳川殿にも見參せんと謀らる、されど徳川殿彼れの望に任せらるべしとも聞えされば、守殿うしなはれ給べきなど風聞す、徳川殿此よしを聞召し、初め秀吉が望みしによつて、我子を與へぬ、彼子今は秀吉の子にこそあれ、家康が子にあらず、秀吉の子殺さんに、家康何とか思ふべきと、驚かせ給はず、秀康の御母お万どの、後に長勝院といふ深く是を歎き、此上は都にのぼり、兎にも角にも、守殿とこそ一所にならめとて、迷ひ出玉ふに、村田意竹入道、かひ〳〵しく、

羽柴勝雄カツヲ 土方雄久カツヒサ

本多重次の傳に參看すべし

父子とは秀吉公と秀康公

朝は朝廷（ミカド）

御供して、都にのぼり、守殿の御館に入れをまをらす、同き十三年の十二月、北畠の使として、羽柴下總守勝雄、土方勘兵衛雄久、徳川殿に參り、殿は關白殿と年比の御恨あるにもあらず、一旦信雄が賴み參らせ候に依て、御合戰に及ひき、信雄たに既に關白殿と中直りしつ、然るに信雄が故を以て、兩家長く仇結ひ玉はん事、返す〳〵も歎きいりぬ、あはれ、東西御和睦あらんには、信雄が幸ひ何事か是に過んやと申さる、御許容の御氣色もなくて、使をは返されたり、明る正月二十一日に、下總守勝雄、また關白の御使となつてまゐる、御物語の序に、殿は久しう都の方は御覽せぬにて候、今は都のやうも、昔には事かはつて侍れは、且は御心をも慰められんがため、且は秀吉御父子にも御對面のためも、御上洛あるべうもや候と申けれは、家康いまだ秀康に對面して何事をか語らふべき、且彼父の關白殿にたにも、參會に及ぶべからず、まして其公達に於てをや、家康信長の御時、都に登りて、見つべき所をは皆見つ、都戀しう思ふ所もなし、鷹狗にし狗曳かせ、野くれ里くれ狩くらす、何事の慰みか、この慰みに代ふべき、彼につき、是につきて、都に登らんともおぼえず、たゞし秀吉みづから當時朝の御覺え、世のなびき從ふを恃みて、家康をも門下に伺候さ

せんずるなど思て、上洛を催されんには、汝たゞ眞直に申せ、家康また思ふ所ありと仰せられしかば、勝雄大に恐れて、秀吉いかでさる事を思ひ玉ふべき、是はたゞ勝雄が存ずる處を、申たるに候とて、頓て御暇申て罷歸る、秀吉この由を聞玉ひ、とやせん、かくやすべきと案じわづらひ、きつと案じ出して、御妹君を德川殿の北の方に參らせらる、此上は關白に見參有べしと聞えしかば、御家人等が心を安んぜんが爲、都に御逗留の程、其國にとゞめさせ給へとて、大廳を下し給ひしによつて、やがて都に登り給ひぬ、十五年の春、參河守殿御年十四歳、關白殿と共に、筑紫に渡り、一方の大將にて、日向國を平け、十六歳の御時、伏見の馬場に出で馬めされしに、殿下の御厩の預り、守殿と爭ひて馬を馳せ、頗る無禮に及びければ、馳違ひさまに、御刀を拔て、首を中に打落し給へば、爰に有合ふ關白の御家人等、狼籍出來ぬとひしめく、守殿馬かけするゑ、はたと睨らまへ、やあ如何に殿下の御家人たらんものが、秀康と爭て、馬はせ、且は無禮をいたすべきやうやはある、あしうふるまつて、かたがたも過ちし、秀康怨むなと仰ければ、恐れて近づくものあらず、關白此よし聞し召、秀吉が子に向て、無禮せんやつ、其罪死に當れり、あつはれ、秀康は心剛なるのみならず、はやわざも、人にすぐれたんなど、却て御感に預り玉ふ上は、何の御咎もなし、同き十八年の春、下總國の大名結城右衞門督晴朝、家人多賀谷安藝使として、晴朝年既に五十に餘りて、いまた家つがすべき男子なく、たゞ獨の娘あり、實は晴朝の孫女にて、一族水戸但馬守が娘、是即忠直卿等の御母なり、あはれ殿下の御一族を賜て、聟君とし、我家を讓らばやと望む、關白殿悦ばせ玉ひて、於義丸を下すべしと仰ありしに、使者申次の人に近づきて、いづれの御事にわたらせ給ふにやといひしに、關白殿大きなる御聲にて、秀吉が子に、何條疑かあると、仰られしかば、愼みて仰せ承て下る、今年關白殿、北條を打亡し、まづ守殿を結城の館に入れまゐらせ、自らも彼館に至り、泊らせ玉ふこと三日を經て、奥に下らせ玉ふ、同き八月六日、晴朝守殿に家ゆづらる、是より結城殿と申し十万千石の地、文祿の初より、朝鮮の事起る、肥前の名護屋に陣し、同三年結城に歸り、領せらる、また伏見大坂に御館搆へて移り住み、其後參議に任し、太閤薨し給ひし後、宗徒の大名石田治部少輔三成を討んとす、德川殿人々を制し玉ひ、三成職解て、おのが城に籠居すべきに極る、猶路の邊れぼつかなしとて、守殿して送られしかば、三成難なく近江國佐和山の城に入る、此年九月、德川殿重陽の賀をせられんが爲に、大坂

御妹君ハ朝日姫君と稱す後に南明院殿と申すはこれなり

大閤は大政所（オホマンドコロ）即ち秀吉公の生母なり筑紫は鳴津を討ちし軍なり

佐々成政秀康公の武勇を賞して眞に德川氏の子也と申す秀吉公之をきゝて秀康は我子也其勇は我に似たるにこそといふ

十六年中將に進む

結城晴朝（ルトモ）は代々下總結城にありて結城朝光の嫡流なり

水戸但馬守累世水戸の城に居を以て氏とす今と稱す舊姓江戸此子孫後にまで藩翰の家にあり

申次（マヲシツギ）は命令を受る役名

關白殿小田原の北條をうたれしは天正十八年なり

結城は關東八屋形（ヤカタ）の一なり

此時關白秀康をして關東の軍事を管領せしむ德川殿關東に移るに及んで結城も自ら其封土の中に在りて十萬石を領す

宗徒の大名は加藤池田等七人

三成深く此勞を謝して正宗の短刀を上るこれを後に石田正宗といふ

に至らせ玉ふ、大坂の家人相謀て、うしなひ申さんとの結構ありと、告け申ものあり、此時守殿伏見の城に留守せさせ給ふ、伊奈圖書して、御家人等盡く參らせらるべきよし仰つかはさる、御家人等聞もあへず、鞭鐙を合せて、馳せ參る、大番の侍六番が其内、二番は既に御供に參る、殘る所の四番をも、皆まるらすべしとありしを、は、守殿とめ置かれて、御運傾かせ給はんには、たとへ何百万騎を參らすとも、叶はせ給ふべからず、もし御大事あらんには、かくこそ仕るべけれとおもひて、大番の侍をは參らせず候とて、御勢配のやうを、一々に書記し、伊奈に給て歸されたり、德川殿、あつはれ參河守は、父には生れまさりけりと、御感淺からず、明る年の秋、德川殿、奥の景勝中納言、御誅伐の時に上方の早馬來て、大坂の兵起りぬと申す、御方の大名小名、小山の御陣に集て、軍評定す、先づ此所より引返して、上方に向はせ玉ふべきに議定す、德川殿、本多佐渡守正信を召され、家康西に向はん時、景勝頓て跡を追て攻めのぼるか、さらずは又關東にや亂れ入らん、誰か此所に殘り留て、軍をはすべきと仰らる、正信誰とか更に申べき、守殿に若くことやあるべきと申、さらば召せとて召す、守殿御參りあるに、正信むかひ參らせて、いかに守殿、天下の安危

此比大番八六組あり今番町六番までであるは此故なり

此功により三万石を增封す

上杉景勝（カゲカツ）は奥州會津にこもりて叛く德川殿これをうたんとて野州に下向あり此時大名といふは十万石以上小名といふは十万石にみたぬをいふ

本多正信（マサノブ）

は、今日に決し候ひぬ、能く心して物申させたまへと申て、御跡に隨て御前に參る、德川殿東西の軍の事、御物語有て後、おことと我が爲に此所に留りて、關東を鎭めなは、我はまづ上方に向て戰んとおもふは如何にと仰けれは、守殿御氣色あしう成て、秀康いかでか御後に殘り候べき、只いづく迄も、御先をこそかけ候べけれと、のたまへは、上方の軍勢は、みな國〳〵の集り勢、何十萬騎ありとて、何程の事かあるべき、抑上杉が家は、累代坂東の大將にて、中にも故輝虎入道が時に至り、弓矢取て天下に肩を並ぶる者すくなかりき、されは其子として景勝、又幼弱の昔より軍の中に成長し、年既にふけぬ、當時かれに向て、たやすう軍せんもの多からず、あつはれ、おことがためには、能きかたき、海道に向ひ、打込の軍せんよりは、おこと一人こゝに留て、軍したらんは、且は弓矢とつての面目、何事の孝行か、是に過べきと仰けれは、やゝ有て、守殿軍は必勢の多少によらぬと承る、上方の大將にも名を得たる輩少からず、勢のはぞも又さこそ多からめ、秀康いまた軍には慣らはねぞも、景勝一人が勢と戰んに、何程の事か有べき、あはれ大將をたに御許しあらんには、此所にや留り候べきと、宣ひしかは、正信聞きもあへず、いしくも仰せ候ものかな、關東

上杉氏は世々關東の管領にて鎌倉に居りし名家なれば坂東の大將なりといはれし

トラ（タルトラ）輝虎入道謙信

セイ（ゼイ）勢は軍勢

を鎮め給はんには、大將を參らせ給はんこと、仰にや及べきと申ければ、德川殿世に御嬉しげにて、頻りに御涙をながされ、みづから御鎧一領取出して、抑此鎧は、家康が若かりしより、身に附て、終に一度の不覺をおほえず、父が嘉例に准へて、こたび奥方の大將して能き軍し、天下に名をあげ玉ふべしとて、參らせらる、守殿も、御心地よげに御暇申させたまひ、下野國宇都宮に陣取て、關東を鎮めたまひしに、上方の軍破れて後、景勝も降を乞ひぬれば、伏見に參り給ひけり、此度の勳賞に越前國賜て、明る慶長六年の五月、福井の城に移り給ひぬ、六十七万石を領し給ふ、按するに、守殿宇都宮より江戸に入せ玉ひしなり、北庄を改めて福井と名つけ、城築かれしなり、其後從三位中納言に至て同き十二年閏四月八日、御年三十四歳にて世をはやくし玉ひぬ、

參議忠直卿は、中納言殿の御嫡子、童名は長吉丸、父の御跡つがせ給ひ、慶長十六年の春、將軍家の御前にて元服あり、御諱字賜はらせ給ひ、四位の少將兼三河守になさる、今年九月將軍家第四の姫君を北の方に參らせられ、越前の國に趣せたまふ、勝姫君と申、時に御とし九歳、同き十七年の冬、越前の國に事起りて、以の外に騒動す、一說に十二歳とも申す、をづ十月十九日、家老久世但馬守罪蒙て、本多多賀谷討手の大將承て、押よせ戰ふ、

多賀谷（タガヤ）
弓木（ユギ）
本多富正（トミマサ）
大御所（オホゴシヨ）は家康公
兩御所は家康秀忠兩公をいふ
富正は秀康の時より國の重臣にて政をよくせし人なり後に代く内藏助とて越前の家老なりしは此富正の後なり

寄手討るゝもの二百餘人、久世が一族郎等百五拾人、枕を並べて打死す、明れは廿日、弓木左衞門腹切て死す、寄手討るゝもの三拾餘人、上田隼人竹嶋周防自害して、一族郎等をたすく、是は故中納言殿うせ給ひて後、宗徒の家人等二ッに成て、確執止む事なく、本多久世弓木牧上田岡部竹嶋なといふ七人の家老罪蒙り、岡部伊豫此よし訴んとて、關東に趣く、守殿驚き給ひ、清水丹後今村掃部として、岡部を召返さる、されども互の爭論止事を得ず、岡部又牧主殿と打連て、關東に參る、牧いかに思ひけん、道より高野山に趣き入道す、爰に於いて久世弓木うたれ、上田竹島腹切て死す、本多伊豆守富正は、彼七人の隨一なりしかど、罪ゆるされて、人質を給ひし上は、久世が討手の先陣を取りき、此時大御所關東にわたらせ給ひしかは、閏十月廿日召符を下され、本多清水等關東に召され、十一月廿八日、兩御所みづから本多伊豆守清水丹後今村掃部を召寄せられ、十二月二日、將軍家御裁斷有て、清水今村遠流に處せられ、清水は岩城鳥居左京亮に預けられ、彼國務、伊豆守富正たすくべき由を仰下さる、十八年の三月訴人再び起て、家人等また關東に參る、同き六月兩御所仰けるは、斯國中の靜ならざる事、偏に參河守が年いまだ若かりしが致す所なり、今

タンジナリシ
丹下成重は富正の従弟なり本多譜參看すべし

大阪夏陣の先登なり

三宿政友ミシユクマサトモ
一に御宿に作る

おとなハ家老なり

よりは國務の事、富正が一族本多丹下成重に、丸岡の城賜て、彼家に附らる、成重は作左衛門重次か子、後に飛彈守に任す、丸岡は今村掃部か領せし地なり、十九年の冬、大坂の兵起りしかは、守殿北陸道より馳せ向ひ、明る元和元年五月七日の合戦に、眞田三宿を始て、三千七百五十首切て、眞先に城にせめ入、當時勳功の第一にて、閏六月十九日從三位參議になさる、勳賞と聞えたり、されども、此殿みづから功の高きに誇り、賞のひくきを怒て、我父大御所の長子として、天下をも讓らるべき身の、わづか國一つを領し、我又其嫡子にて家を繼き、かゝる大功なくとも、个程の官加階せざらんやと、のたまひて、日にそへてあら〳〵しき振舞のみ多くまし〳〵て、大御所かくれさせ玉ひし後は、天下に恐れ憚りたまふ人なく、明ても暮ても、酒と色とに酖けり、關東に參らせられん期、いたりぬれども、參らんともしたまはず、おとなどもの、色々に諫申によつて、力なく、國をは立て、道すがら鷹狩川狩に、面白き境にては、幾日も〳〵逗留し、又ある時は、俄に病氣とて引返し、國に歸り、少しも心に違ふ事あれは、男女にかぎらず、立ち所にみづから切て捨て給ひし者、いくらといふ數を知らず、夫たにあるを、天下既に弓を袋にし、劍を匣に納めて、世は泰平になりゆけど、

家臣に万石以上の者あり故に家の大名といふ

永見は勇藏卿の母家にて中務は志摩の子なるべし

此國には、やゝもすれは兵革起て、家の大名等を攻殺されし事、度々に及ふ、故中納言殿の家人永見右衛門尉と申は、父は中務といひ、母をは池鯉鮒殿と申て、大御所の御從弟のよし申しゝなり、されは、右衛門尉母と共に、彼家に仕へて、後は一萬七千石の地を領す、彼れが廿四才の時、中納言殿失せ玉ひしかは、冥途の御供仕らんとて、腹切て死す、其子をも右衛門尉とぞ申ける、此比三河守殿御子ほしがらせ給ひしかは、或人永見が母は、子すでに産て、年いまた若く、しかも美人の聞えあり、如何さまにも召さるべうもやと申す、頓て御館に參るべしと御使たつ、彼母大に歎き、あはれ我夫は弓矢取る身のならひなれは、さはかり惜しかるべき命、君に參らせぬ、たとへ我れ子なくして、只ひとり住む身なりとも、いかで再ひ世の人に見ゆべき、かくてかく父が家繼く子あり、如何におもてなく、御館には參るべき、かゝる憂きことと聞くも恥し、尚さまかへぬ咎なりけりと、やかて髮そりおろして、尼になる、守殿此よし聞召し、我が仰に隨はざらんやつには思ひしらすべき事ありとて、其子右衛門を誅せらるべきに極る、永見が手の兵はせ集りて、彼家に立こもる、さらは軍兵をさし向け攻破て、一人も殘さず

本多丹波守は富正なり寛永九年改稱す

ヒタカブト
混甲は人數一同甲冑しなる事

首を刎ぬべしと怒り給ひしかば、御家人等東西にはせ違ひ、南北にかけめぐつて、上を下へと、ひしめく、本多丹波守大に驚き、かくては唯此國の騷きのみにあらず、事隣國に聞えなば、以の外の大事なりとて、討手の人々かたく制して、我身ひとり永見が家に行むかふ、永見が家子郎等、本多殿は能き敵、此人壹人を打取て、御腹召れんは、寄手何拾萬騎を打ち玉ひしよりも、なは勝るべしと、長刀ひつさげて出んとす、右衞門おし止め、其事ゆめ〳〵然るべからず此人を助け置てこそ、我罪なき由、世にも披露は有べけれとて、對面に及ぶ、本多何とか云ひたりけん、其日より、永見が家の守りもおこたりけり、年既に暮て、翌日は元日といふ夕になりぬれば、彼の手の者共、年迎ふべきいとなみに、おのが家々に歸りぬ、時こそよけれといふまゝに、混甲二三百騎おしよせ、散々にせめ戰て、盡くに打取ぬ、其後三位中將殿の時に永見が家亡すべからずとて、豐後にて生れ給ひし御弟二人ながら、永見と名のらせ、彼家を繼せらる、此外にもかゝるたぐひ猶あるべし、

將軍家も故中納言殿の御事を思召し、且は聟君にておはしませば、如何にもして

彼が心の改り給ふ樣に、思召わづらはせ玉へども、日にまし月にまさりて、惡行は超過しぬれど、能事は聞えず、此上は力なしとて、元和九年五月十二日、豐後國萩原といふ所に流されて、竹中采女正重次にぞ預らる、五千石を附らる、重次は當國府内の城領したり、頓て入道させ給て、一伯と號し給ふ、此所も猶人近しとて、今の所よりは二里餘を隔たる、津森といふ所に徙され玉ひぬ、此後重次も罪ありて誅せられしかば、寛永十一年日根野織部正吉明、預り人となり、廿五年の春秋を配所の月にながめわび、慶安三年九月十日と申に、御年五十六歲にて空しくならせ給ひけり、御子多くおはします、嫡男は仙千代丸越後三位中將殿の御事なり、其次は高松殿の御息所、其次は九條關白通房公の北の政所、是皆大相國家のみな是にならふ、台德院殿の御事、後御外孫、是より下は、皆配所にて設け玉ひし所なり、兄は永見市正長賴、弟は同き大藏長良と申し、二人ながら三位中將殿の御家人となる、今一人は、かの家の老小栗美作正矩が妻なりけり、

竹中重次シゲツグ

日根野吉明ヨシアキ

高松殿は親王家にて有栖川宮の先なり

長賴アガヨリ
長良ナガヨシ
小栗正矩マサノリ

光長ミツナガ
幼名仙千代丸
高田殿は勝姫君天樂院殿といふ

三位中將光長卿御父忠直卿の御事ありし時、わづか十歲になり玉ひしに、越後國に遷されて、高田の城を御座所と定めらる、廿四万石に、高田殿の御領二万石添て廿六万石餘、是より御母上

を高田殿とぞ申ける、寛永元年六月仙千代殿を連れ參らせ、關東に下り給ひ、同き十二年二月廿一日に、かくれさせ玉ひけり、仙千代ぞの御成人有て、寛永六年四月廿三日、將軍家の御前にて元服し、御諱字賜ひ、四位少將兼越後守になされ、慶安四年十二月廿五日、三位の中將になされ、其男德千代丸、承應二年十二月廿一日元服、御諱字賜ひ、綱賢と名乘、從四位下侍從兼下野守より左少將になされ、年四十二歲と申に、延寶二年正月晦日に世を早うし給へば、三位中將殿の家繼がせらるべき御子なし、御甥なればとて、永見市正が嫡子万德丸養て、延寶三年五月十八日將軍家の見參に入らる、同き十一月廿三日元服有て、御諱字賜り、綱國と申、從四位侍從兼三河守に任ず、

參議忠昌卿は中納言殿第二の男、童名は虎之助、慶長十九年の冬、御年十九歲にて、兄少將殿の手に屬し、大坂の城を攻め、明る元和元年正月十二日、四位侍從に任し、伊豫守を兼、此時に將軍家御諱字たまひしなるへし、今年夏、大坂の合戰にみづから高名し、手の者共に首五十七切らせて獻る、同二年、信濃國河中嶋の城を給、十二万石、同五年越後國高田の城に移り、廿四万石、寛永元年越前國に移る、五十二万五千石○按するに、忠直卿の御時は越前六十七万石と申、此度は大野丸岡等の地のぞかれしとなり、同三年參議正四位の下して、正保二年八月朔日、四十九歲にて卒し、嫡子萬千代丸跡を繼き、此年十二月晦日元服し、御諱字賜り、光通と名乘、從四位下侍從兼越前守より左少將に至り、延寶二年三月廿四日三十九歲にて卒し、家繼べき子なしとて弟なりける兵部大輔昌親を世嗣とす、昌親童名辰之助、忠昌卿の三男、父卒して後、吉江の地を分領す、二万五千石、從五位下兵部少輔より從四位下して、大輔になり、延寶二年五月六日、光通朝臣の家を繼き、四十七万五千石を領し、本領の内五万石兄中務大輔か領のぞきし故なり同十二日、兄の中務大輔昌勝の嫡子仙菊丸を養て子とす、今年侍從になされ、同四年十二月廿一日に國を讓る、其子從四位下侍從兼越前守綱昌童名は仙菊丸、實は中務大輔昌勝の男、叔父昌親の養子と成て、延寶三年十一月廿三日元服し、御諱字賜ひ叙任の事あり同四年十二月廿一日讓を受く

中務大輔昌勝童名は仙菊丸、忠昌卿の二男なり松岡の地をわかち領す、五万慶安三年十二月廿六日に叙爵、寛文三年十二月廿八日從四位下して大輔となる

備中守直堅童名は權藏、越前守光通朝臣の男なり、如何なるゆゑ有けん、成人に至りぬれど、父子の對面に及はざりければ、越前國を忍び出て、一族但馬守直良を頼

光通ミツミチ

昌親マサチカ

昌勝マサカツ

綱昌ツナマサ
仙菊は昌勝綱昌父子共に同し幼名なり

直堅ナホタカ

直良はタダヤヨシ秀康卿の六男

この將軍家は三代將軍家光公なり

四代將軍家綱公の御諱字なり

綱賢ツナカタ

綱國ツナクニ
天和元年綱國の時罪ありて國除かれ父光長は伊豫松山に綱國は備後福山に預らる秀康卿越前にうつりてより五十九年なり光長は寛永四年十一月九十三才にて薨す

忠昌タダマサ

是より前越前大野の城にて一万石を領す忠直卿の配流によりて越前にうつりしなり

みて關東に下り、程なく父の朝臣卒して後、直良故越前守の男なる由を訴ふる旨ありしかば、延寶三年五月十八日、將軍家に召る、今年十二月叙爵し、同五年十一月三日祿下し賜ひぬ

左少將直政朝臣は、中納言殿の第三の男、御母は家の女房、中納言殿越前の國賜て、伏見の御館より首途し入部し給ひし時、近江の中河内といふ所にて、生れ玉ひければ、河内丸と名付、越前に入給ひて、國松丸と改め、御寵愛淺からず、國松殿十四歳の時、大坂の軍起る、御母上、國松殿を近づけ參らせ、殿はまさしき故中納言殿の御子、大御所の御孫にてわたらせ玉ふ、栴檀は二葉よりかうばしとこそ承れ、弓矢取る家に生れ、既に十歳にあまらせ給へば、今度いかなる高名をも極めて、大御所の御感に預らせ玉へ、相構て、きたなびれて、人にうしろ指なさゝれ給ひそ、御父は皆大將なれど、賤しきものゝ腹に宿らせ玉ひしゆゑに、かゝる不覺もあれなど云はれ給んこと、口をしかるべき御事に候ぞや、自ら如何に女なりとも、させる高名をもせさせ給はぬなど、傳聞はべらば、生て再び逢まゐらすべしとも覺えずと、涙と共に、かきくどきて、軍の御裝ぞも、かひ〳〵しく取したゝめ、出しまゐらせけり、

慶長十九年十二月四日のあしたゝめし時、國松殿眞先を懸け玉ひ、天下に名を揚け給ひけり、明れば元和元年五月七日の戰ひにも、みづから太刀うちし、首取て獻らる、同九年越前國大野の城を給ひ、五万石〇是れより先は、大野のおく木の本といふ所三万石舍兄よりわかたる、寛永十二年信濃國松本の城に移り、七万十五年出雲國を給、十八万石隱岐の國を預らる、一万八千石初め出羽守從四位下より、侍從を歷、左少將正四位下に至て、寛文六年二月三日、六十六歳にて卒せらる、嫡子綱隆童名久松丸、慶安四年十二月廿六日元服し、御諱字賜ひ、從四位下の信濃守に任し、家を繼ぎし年、侍從兼出羽守になる、延寶三年閏四月朔日に卒す、年四十五歳、其子綱周、延寶元年十二月元服し、御諱字を賜ひ、從四位下甲斐守に任し家繼ぎし年に、侍從兼出羽守に成る、

上野介近榮直政朝臣の二男、出雲國廣瀨の地を分たる、三万石、其子式部少輔近時右近大夫隆政、直政朝臣の三男、出雲國神戸の地をわかたる、一万石寛文十三年二月六日卒して、世嗣なければ、舍弟美作守直高を以て家を繼がしむ、直高は直政朝臣の四男とぞ聞えし、

廣来一万後後に越後糸魚川一万石

直政ナホマサ

ニフア入部は始て領國に入る事

ナカノカフチ中河内

母は三谷氏後に月照院殿といふ

チモト木の本

綱隆ツナタカ

綱周ツナチカ

近榮ナカヨシ

近時ナカトキ

隆政タカマサ

直高ナヲタカ

直基ナヲモト　直基の母は晴朝の娘なり　片柏カタカシハ

藤太秀郷ヒデサト　朝光トモミツ　關東八家は結城千葉小山宇都宮佐竹小田那須長沼

豫州は島昌なり

藤松丸　直矩ナホノリ　村上ハラカミ　本庄ホンジヤウ

侍從直基朝臣は、中納言殿の第五男なり、生れ給ひしより、左衛門督晴朝とりて養ひまゐらせ、結城五郎八と名付、片柏の舘に、ひとゝなりたまひぬ、片柏は、越前の地の名晴朝の住玉ひし所な り、晴朝年老て、中納言殿におくれ參らせ、深くなげき玉ひけれど、此御孫を育て參らするに憂きを忘れて、明し暮し給ひしが、慶長十九年七月廿日、八十一歳にて卒し玉ひぬ、抑結城の家と申は、藤原秀郷十一代の後胤、結城七郎朝光より始り、晴朝は朝光が十六世の孫なりけり、一說に朝光い右大將頼朝の御子とも申なり、世々下總國結城の地を領し關東八家の一つなり、晴朝に至り、世嗣なく、豐臣太閤の仰にて、秀康卿を養て世嗣とす、秀康又この直基朝臣して、其家を嗣がせ給ひけり、寛永三年八月十九日、從四位下の大和守になされ、結城を改めて、松平と名乘り、其後侍從に任し、寛永十二年十一月廿二日越前の大野の城を給、五万石〇是より先兄豫州より私に所領の地分ち與ふとなり、正保元年正月十一日、出羽國山形の城に移り、五万石、一說此時は十万石、慶安元年六月十四日、播磨の姫路の城に移て、十五万石程なく、八月十五日四十五歳にて卒す、其子息藤松丸家を繼き、明る慶安二年六月九日越後の國村上の城に移、本庄とも云あり、知行元の如し、成人して、從四位下の大和守より侍從にいたる、寛文七年再ひ姫路の城に移る、

眞眞ナヲヨシ　直明ナホアキラ

大納言義直ヨシナヲ　母は志水氏石清水八幡の社人志水宗清女大城西丸にて誕生あり

五郎太ゴロタ　いふは城の石壘の上に大石をたきて壓結するものを云ふ名なり天下の鎭石とせんとてかく名つけられしとぞ

大御所オホゴシヨ　大御所は家康公　常陸介は紀伊大納言寄騎ヨリキは後に與力と書く

成瀨正成マサナリ

侍從直良朝臣、童名長光丸、中納言殿の六男なり、寛永三年八月十九日、從四位下土佐守に任し、正保元年正月十一日、越前大野の城を給ひ、五万石を領す、これより先は、舍兄私に所領地をわかつ其後侍從兼但馬守に任し、延寶六年六月廿六日七十五歳にて卒し、子息若狹守直明、寛文九年十二月廿五日叙爵、延寶三年十二月廿七日從四位下に叙し、父卒して家を繼く、

尾張

大納言源義直卿は、初は義利、大御所第九の御子、御童名五郎太丸殿、慶長八年正月廿八日、御年四歳の時、甲斐の國を參らせらる、同き十一年八月十一日、御元服あつて、德川右兵衛督殿と申、從四位下に叙し、十二年閏四月廿六日尾張の國を給ふ、美濃尾張合て六十一万九千五百石餘、

或人曰く、初め大御所の御時に、右兵衛督殿、常陸介殿、同じく五拾萬石の地を參らせらる、其餘隣國の人々をつけらる、是を寄騎衆と申しゝなり、後に常陸介殿紀伊國へ移り玉ふ時、加へられて五拾五萬石餘を領し玉ふ、此時三河國にて、寄騎の衆に附られしは、皆國に留りぬ、かゝる處に、尾張家のおとな、成瀨隼人正、

關東に參りて、尾張家にも地加へたまふべきよしを訴ふ、將軍家の老中、是を聞て、常陸介殿は國うつさせたまふがゆゑにこそ、地は加へられ給ひたれ、尾張殿の地くはへられ玉ふべき故なしといへば、さらば何國へなりとも國移し地加へ給ふべし、まさしき御兄の家として、御弟より所領すくなからんこと、天下の嘲を招くに似たりといひしかば、其事となく、五萬石の地くはへられぬ、其後、主上二條の亭へ行幸ありし時、諸大名軍の賦役によつて、武士を以て、路次の警衛す此時尾張家には、寄騎の領を合て、六拾萬石餘の役をもつて、その地をうく、紀伊の家人憤りしかど、今は寄騎の人々もなし、いかにもすべきやうなく、此よしを訴んとす、紀伊殿聞召し、其事ゆめ〳〵然るべからず、一人も役夫多からんは、天下の御爲にこそあれと、仰られき、此時より尾張紀伊の知行に高下出來しとぞ、

十四年十一月大御所の仰として、當國名護屋の地進せらる、これは清洲の城を移して、義直卿の御座所となさるべき爲なりけり、十五年閏二月廿六日、天下の大名、名護屋の城築くべき由を仰下され、同六月三日より事始めあり、秋九月經營成て、

行幸は寛永三年九月六日なり

此卿は深く學問をこのみて文武の政參河の政に彷彿たり又深く孔子の教を尊びて聖堂を建て、釋奠の禮を行ふ雅樂を起し

禮典を修め神祇靈典類聚目本記等の書編あり凡そ內外の學を嗜れし事當時の諸侯に冠たりき

白襪は小旗に紫章一つあり

白三布紺二布打交りたるを引兩の幕といふ

北の方淺野幸長の女なり

敬公と謚す

光友ミツトモ母は淺野氏

綱誠ツナノブ　義行ヨシユキ　義則ヨシノリ

義行朝臣は後に天和元年美濃高須三萬石に封ぜられ世々絕ゑず義則朝臣は同三年に奥州築川に封ぜられ孫義眞に至りて子なくして家絕二人共に初封綱誠公の代にあるを以て修なきなり

諸大名國々にかへる、十六年三月廿日、參議從三位右中將を兼ねらる、同六月朔日より、伊勢美濃等の大名、また名護屋の城を增築く、十九年の秋、大坂の兵起りしかば、十月三日、大御所白旗幷に引兩の幕陽ひ、尾張國に至り、軍勢を催し、此とき駿河にましませしより、大坂に向ひ、大御所に隨て陣し、東西御和睦の後、名護屋に歸り玉ひ、北の方御入輿の事あり、此時大御所も、名護屋に到らせ給ひしが、大坂の兵再ひ起ると聞召、爰より直に攻めのぼらせ給ひぬ、五月七日の合戰、將軍の御手より軍始り、先陣あらそひ進み戰て、敵盡く亡びしかは、尾張殿軍し玉ふに及はず、中納言を歷て、從二位の大納言にのぼり、慶安三年五月六日、五十一歳にてかくれ給ひぬ、御子中納言光友卿從四位下右兵衞督より次第に歷昇りて、正三位中納言に至り、寛永十六年九月廿一日將軍家の御息女を迎へ入參らせらる、千代姫君時に御年三才と申すなり、御子六人、先御嫡子左中將綱誠、其次四位少將兼攝津守義行、其次四位少將兼出雲守義則、其餘は御娘にて、一人は松平安藝守綱長の室、一人は有馬中務大輔源賴元の室、一人は織田伊豆守平長通の室なりけり、

紀伊

大納言頼宣（ヨリノブ）卿は、（初は頼将）大御所第十の御子、御童名は長福丸、御年二歳にして、慶長八年十一月七日、常陸國水戸の城を參らせらる、（初二十万石、慶長九年に五万石の地を加られて二十五万石）同十一年八月十一日御元服徳川常陸介殿と申、従四位下に叙し、十四年十二月十二日、駿河遠江兩國を賜ひ、（五十万石、後には遠江宰相殿と申しゝ由なり）大坂の兵起りし時、白旗、幷大中黒の幕（オホナカグロ）を引まはし、大坂の兵起りしに、五月七日先陣既に軍はじまると聞たまひ、もみにもんで、馳せ來らせ給へども、軍事終りしかば、大御所の御陣に參りたまひ、頼将先陣を給らざりし故に、今日の戰ひに合はず、返す〳〵も口惜く候と、御泪を流し給ひしかば、松平右衞門大夫正綱、殿はいまだ御年も若くわたり給へば、かゝる事には、幾度もあはせ給ひなんず、さのみな御恨み申させ玉ひそと申しゝに、此殿以の外に御氣色損じ、やあ、正綱、頼将が十四歳に逢ふ事、再ひや有べきと仰けるに、大御所世にうれしげにて、今日頼将が如何なる軍したらんより、只今の一言こそ、高名なれと仰あれば、水野日向守勝成、細川越中守忠興を始として、御前伺候の大名小名、御内外様の人々、是を聞て、虎の子は地に落れば、牛を食ふ氣ありといふ本文あり、あなおそろしの御心やと、みな舌をぞふるひける、元和五年、

（ヨリノブ）頼将　此卿は剛邁英武にして士を愛するの聞ゑ高く四方知名の士爭ひて之に歸す其餘の名譽世に稀する所多し南龍公言行錄として世に行はる

（トノサマ）御内ハ普代大名外様は外諸侯　大御所薨して後は駿遠を領してありしを淺野氏の藝州にうつるに及んで紀州にうつりぬ

南龍院と諡す　光眞禪も父におとらぬ剛武の名あり法律の學を好み儒臣をして明律譯解をつくらしむ

（ミツサダ）光眞　信平は大猷公の夫人の弟にして鷹司信房公の子紀州家により子信晴の時にいたりて大名となる吉井の家是也

綱教（ツナノリ）

綱純（ヨリズミ）

綱路（ヨリミチ）

中納言頼房（ヨリフサ）卿は紀伊殿に同じ英勝院太田氏養ひて子とす　大坂の戰には駿府の城の留守たり故ありて封地二兄の半に過ぎず子孫常に留りて江戸の邸に居る　威公と諡す

光圀（ミツクニ）公卿の遺言に從つて家臣の殉死を止む少

紀伊國を賜ひ、和歌山の城に移り玉ふ、（伊勢國を添へて、五十五万五千石といふ）宰相中將從三位を歷て、中納言に任し、從二位大納言に至り、寛文七年五月廿二日に國ゆづり玉ひ、同十一年正月十日、かくれさせ給ふ、御年七十歳、御子五人、長は中納言光貞卿、次は左京大夫頼純、其次は松平左兵衞督藤原信平の北の方、其次は松平相摸守源光仲の室、末は男子にて早世し給ひぬ、（修理殿と申す、四才にて早世なり、）光貞卿の御嫡子は、右中將綱教朝臣と申奉る

左少將兼左京大夫頼純朝臣頼宣卿の御二男、寛文十年二月十八日伊豫國西條の地を賜ふ、三万石　嫡子頼路四位侍從兼豐後守に任す、

水戸

中納言源頼房卿は大御所第十一の御子、御童名鶴千代丸、慶長十一年九月廿三日、御年四歳にて常陸國下妻の地參らせらる、十万石　同十四年十二月廿二日同國水戸の城賜ひ、（廿五万石の地に三万石、十六年三月御元服有て、徳川左衞門督殿と申、正四位下の少將に任し、參議を歷て、正三位中納言に至り、寛文元年七月廿九日薨し玉ふ、五十九歳、御子光圀卿、四位の中將より、從三位になり、家を繼て、後參議に任す、

庶兄讃岐守頼重朝臣の嫡子綱方やしなうて嗣とし、みづからの男をば、頼重朝臣の嗣とし玉ふ、是は兄なれど頼重の家つぎ給はぬを、本意なく思ひ給ひし故とぞ聞えける、綱方四位少将兼左衞門督に任し、寛文十年正月廿二日廿三歳にて、世を早うし給へば、又頼重朝臣の二男を養て嗣とせらる、四位少将に任し、綱條と申まゐらす、

左少将兼讃岐守頼重朝臣は、頼房卿の長子なれど、如何なる故にてか、御子ともし玉はず、寛永十五年将軍家より召て叙爵させ、右京大夫になさる、松平と稱す　十六年常陸國下館の城賜りて、五万石　十九年に讃岐高松の城に移さる、十二万石　従四位下侍従より、左少将に任し、讃岐守となり、寛文十三年二月十九日家を譲り、龍雲軒と號す、水戸の參議の御子して家繼がせらる、初め四位侍従兼右京大夫、家ゆづられて讃岐守に任し、頼常と申す、

侍従兼刑部大輔頼元朝臣、頼房卿の三男、光圀卿所領の地分ち與へらる、二万石　其嫡子は従四位下大學頭頼貞、二男は本多中務大輔藤原政長の養子となり、中務大輔政武と申す、

侍従兼播磨守頼隆朝臣、頼房卿の四男、光圀卿所領の地分ち與へらる、二万石　其嫡子右近大夫頼良早世して、二男肥後守頼寧を世嗣と定めらる、

保科

肥後守源正光は、信濃國の源氏、井上掃部助頼季が末葉、弾正忠正直か男なり、正直が祖父、高井郡の住人、保科筑前守正則、初弾正忠　父は伊那郡の住人弾正忠正俊、甲斐の武田大膳大夫入道信玄、當國を并せしより、彼家の被官と成て、一生の高名凡三十七度、文祿二年に至て、年八十三歳にて卒す、世に云、鎗弾正是なり、正俊か事、甲陽軍鑑等にみえたり、其子弾正忠正直、初め越前守とぞ申ける、天正十年の春、織田三位中將信忠卿、武田を亡さんとて、信濃國に發向あり、正直仁科五郎信盛と、勝頼の弟伊那の郡高遠の城にこもる、信忠押寄て攻めたまひ、仁科既に討れしかば、正直叶はで城を出で、東をさして落去りぬ、今年六月織田殿父子失せ給ひて、甲斐信濃上野の國々再び亂る、正直北條左京大夫氏直の案内者して、信濃の國に打入て、高遠の城に歸り入、徳川殿も彼國に御勢を向けられ、甲斐の國府に打入て北條と戰ひ玉ひし所に、北條の軍、終に利なく、彼國々の侍共、盡く徳川殿に從ふ、正直も酒井左衞門尉忠次に就きて、御方に參り

頼隆　ヨリタカ
大寶の地二万石
頼良　ヨリヨシ
頼寧　ヨリヤス
頼元頼隆の二朝臣は初水戸領の内を分ちてありしを元祿十三年に至りて各々二万石を以て新に封せらる舊領四万石は水戸領に返る

肥後守正光　マサミツ
頼季は鎌守府將軍頼信の第三子
正則　マサノリ
正俊　マサトシ
正直　マサナホ

織田信忠　ノブタヾ

仁科信盛　ニシナノブモリ

酒井忠次　タヾツグ

して伯爲傳をよんで感する所あり大日本史を作りて尊王の大義を唱ふ元日毎に遙かに天朝を拜するの儀を創む又勅使其邸に向ふ事あれば必ず自ら其旅宿に詣して之を謝し奉る濱川にて楠公の碑を立てゞ忠義の氣を示すいむこれ亦奉上の忠を致さんとなり國ゆづりて後水戸城北久慈郡の西山に居る菅編の書尤多し後西院天皇稱して備武叢文絶代の名士といふ

綱方　ツナカタ
綱條　ツナエダ
頼重　ヨリシゲ
家康公の姿太田氏た勝の方が頼重朝臣の長子にして世子に立ざる事を惱み將軍に申して之をすゝめたりと云

頼房の頼重をもうけられし時は義直頼宣二人の兄にも未だ子あらぬ時なれば深くかくし玉ひし故に長子なれども子とせざりしと云ふ水戸參議は光圀卿

頼常　ヨリツネ
頼元　ヨリモト
スカタ
額田の地二万石
頼貞　ヨリサダ
政武　マサタケ

小笠原貞慶（ヲダハラサダヨシ）
深志（フカシ）は今の松本

十二年は小牧の役

妻籠（ツマゴ）

多古（タコ）
正光（マサシゲ）
正重（マサシゲ）

しかは、御書賜て、本領を安堵す、此時正直越前守　同國小笠原右近大夫貞慶が、德川殿たのみ奉て、累代の本領深志の城に入ながら心變りし、北條に組みして、鹽尻に陣取しに、正直おしよせ戰て、首あまた切て參らせ、御書賜て、其功を賞せられ、御刀添て下し玉ふ、創業記に出づ○家忠日記には、天正十三年十二月三日小笠原の貞慶三千人をひきゐて高遠の城をせむ、正直防き戰て、勝事を得たり御書幷に御刀を給ふ、其御書に、十二月十四日彈正殿へと彼遊しといふ然れば小笠原はしめ北條にくみせし時の事にはあらず、此後貞慶秀吉朝臣にくみせし時の事なり、兩說同しからず、但し正直兩度貞慶と戰ひしや、また彈正忠へと被遊しや、同き十二年九月、正直仰を承て、御方の人々と、木曾の郡妻籠の城をせむ、秀吉後卷せよとて、多勢を向らると聞えしかは、御方は引て歸らんとす、敵跡を慕ひて追來る、正直後陣に下つて敵の勢を追はらひ、難なく引てぞ歸りける、十三年閏八月眞田が城をせむ、御方利なかりしによつて、正直も引かへして、おのが城にかへる、德川殿關東に移り玉ひし時、下總國多古の地、一万石を賜て、慶長六年歲六十歲にして卒しけり、按ずるに、家忠日記に關東へ移り玉ふ時保科甚四郎正光後に肥後守と云、下總の內にて一万石を給ふ、初め正直長子正光、童甚五郎、名二男正重、勅設負と記す、誤れるに似たり、此時正直存生なり、

けて妻を失ひしかは、德川殿異父同母の御妹を賜て、彼妻となされ、久松佐渡守の長女なり、初松平與八郎忠正に嫁して、內膳正家廣をもうけ玉ひ、忠正死して、忠正の弟與二郎忠吉の妻となり、安房守信吉左馬允忠賴をもうけらる、忠吉もまた死ぬれば、保科が許にゆきたまひし

正光は寬永八年十月七十一歲にて卒す

正之（マサユキ）
正之朝臣の母は神尾氏二代將軍の寵を得て正之を孕む御產所の婦人を恐れて深く之を秘し正之を神尾氏の家に生む見性院殿迎とりて之を養ひしを甲州の士を撰み正光に仰せて正之を養はしむ
見性院は家康公の妾穴山氏おつまの方

なり男子二人、女子四人を設く、これ皆德川殿の御外甥の御外姪にぞありける、系圖に詳なり

長子なれは正光家を繼、從五位下に叙し、肥後守に任ず、關が原の戰には遠江國濱松の城を守り、堀尾信濃守忠氏が城なり、軍散して後越前國北庄の城を守る、青木紀伊守滅ひし故なり、再ひ高遠の城を賜はりて移れり、三万石、○按ずるに、城主譜に慶長五年とあるは、諸傳記には此年賜りし事見えず、高遠城は京極修理大夫兼領せし所なり、正光此時たまはりし事疑ふべからず、三万石は此年賜れる上移れるにはあらざるき、

守り、後に大坂に來て城を攻む、再ひ兵起りしかは、幸松丸殿を養君とし參らせたり、台德院殿大相國第三の御子、御母はお靜の御方淨光院殿と申し、御事なり、幸松丸殿生れさせたまひて、武田万千代殿御母見性院殿とりて養ひ給ひしを、正光また養ひ參らせしと聞えき、正光德川殿の實の御外甥にわらねど、御妹の子の列なれば、御ゆかりなきにあらざりき、

る、正光嗣なかりしかは、幸松丸殿其家を繼、元服して、玉ひて、從四位下肥後守正之朝臣とぞ申ける、寬永十一年侍從に任し、十三年七月廿一日出羽の國山形の城を賜る、二十万石

正之朝臣に、山形の城賜りし前に、將軍家御鷹狩のために、目黑の邊にならせ給ひ御供四五人召俱せられ、成就院と聞えし寺に入らせ給ひしに、住持の僧頭巾引かづきて、垣ゆひて居たりけり、將軍家爰借りて休み候はんと仰せられしに、

住持の僧、人々はいづくより參らせ玉ふと問へば、將軍家の御供の者なりと仰せらる、勞れ玉ふらん、心靜に御休みあれとて、請し入れ奉る、僧は内に入らんとせしを、御僧爰にまし〳〵て、御物語あれと仰ければ、打向ひうづくまり居る、客殿の壁に、盡く菊をいろ〴〵繪かける事、拙き工の繪かけるとも見えず、將軍家、かゝる片田舍の御寺には、珍しき結構に候、如何なる檀那のわたり候と尋させ玉へば、のたまふやう、こゝは江戸遠きさかひなれば、然るべき檀那とてもなく、保科肥後守殿と申の御母うへが、常には祈禱の事など御賴みあれども、夫れも家まづしければ、布施のもの、ゆたかならずといへば、夫れは先づ能き事に候、其外にも有やらんと仰せらる、いや其外にあるは、皆數にもあらぬ人々なり、これにわたり玉ふ人々も、將軍の御家人と承れば、申も恐れなれど、あの肥後守殿と申は、今の將軍家の正しき御弟と承るに、僅かの地領し、貧しくわたらせ給ふこそいたはしけれ、さらぬ賤しきものも、兄弟の親しみ深きは、人のならひなるに、如何なれば、能き人は、なさけなきものに候らんといひしに、御顏の色少し損じさせ給ひて、御供の人々を、さと御覽じて、いざ參らん、上樣もはや還御ならせたまふべき程なりとて、つと御出あれば、人々は御僧の情ゆゑ、足休みて候、又こそ參らめとて、うち出でぬ、暫しがほど過て、御供の人々むらがり來り、上樣はいづくへ、ならせられしぞと問ふに、住持の僧は、われ〳〵上樣の御事は知らず、御供の人とて、今まで是に御休みありきといふ、それこそ上樣にてあれと、云はれて驚き、あな悲しや、如何なる罪にや逢はんと、一月斗りが程は、門の外に足音高く人の過るにも、魂を消す、程なく正之朝臣へ多くの地附て、山形の城參らせられ、また日黑の寺にも、其事となく、地寄附させ玉ひしなり、此御世には、御鷹狩に事寄せられて、賤き者の憂ひ歎きの事ぞも、知召し、惠み施させ玉ふ事、いくらもありけりとて、其時御供に侍らひし人の子息の、云ひしを、よく承り侍りき、

正保元年正月十一日、奥の會津に移り、廿三萬石同き二年四月廿一日從四位下左少將慶安四年の夏、左大臣家大猷院殿の御事後皆是になら ふかくれさせ玉ひし後、將軍家御幼稚の内、天下政務の事預り聞たまひき、是は左大臣家の御遺命とぞ聞えける、承應二年十月十三日、正四位下右中將、寬文九年四月廿七日致仕、同き十二年の十二月十七日、六十四歲にて卒せらる、嫡子長門守世を早う去り給へば、二男筑前守正經に家讓

秀忠公の薨せし時增上寺經の庸營土木の事を正之に命せらるゝ是其親子たる故とぞ聞ゑし

上樣は將軍家の敬稱

此條著者心ありて記せしにや君なして深く下情を知しめんとの下攝へなるへし

嶋原の戰起りし時正之をして山形に赴かしむ陸奥國白石の民亂を企る者ありしを正之捕へて之を斬る家光公の御感斜ならず

家綱公の元服の時正之理髮の役を承り政務を預り聞に及んで位老中の上にあり將軍宣下の拜賀とし上京正四位下に進む正之山崎嘉衛門をめして師となし學を好み政をよくし神道を吉川惟足に學んで之を信す其政事皆儒學に本つく土津靈公と諡し水戸義公備前芳烈公と幷て三公と稱せらる

嫡子正賴 正經

らる是より先き正經從四位下の侍從になる、

彈正忠源正貞は、正直が三男德川殿の御外甥なり、元和元年の夏大坂の兵再ひ起りし時、本多出雲守忠朝將軍家の先陣打て上るに、勢田の橋の邊に編笠目深く引かぶり、若黨一人雜人二人連て立ちたる男あり、忠朝を迎へて、笠ねき捨て、これは保科甚四郎正貞候、兄が勘氣かうむり、軍に具せず候ほどに、忍びて馳上て候、わどのゝ勢に加り、軍せばやと存じ待受て候といひしかば、いしくも上り給ふものかな、いざさせ玉へと、打つれて上り、足輕十人附たり、五月七日天王寺の合戰に、正貞眞先にすゝみ、小笠原信濃守に言葉をかはし、先を懸く、忽に大事の手三个所まで負て、馬より落つ、郎等かたきを追はらひ、正貞を肩に引かけ退かんとするに、又起直り、鎗取て、敵を突伏せ、おのれもまた鎗に貫かれて倒れたり、小笠原が軍兵あまた敵の陣にかけ入しに紛れて、正貞が首取るかたきもなく、終に郎等にたすけられて引返す、辛うじて命いきたり、其後御家人と成て、寛永七年五月十九日大番頭と成る、叙爵し、慶安元年六月廿日、大坂の城番を承り、所領倍し下さる、元一万石、二万石と成、上總の飯野と云ふを領す、身既に老ぬれば、萬治三年の冬、請に依て番役ゆるされて歸る、明る

正貞マササダ

本多忠朝は平八郎忠勝の次男なり五月七日の軍に戰死す（タヾトモ）

兄は正光なり

大坂の城番は城代にさしつぎて其城を守るが爲に妻子を引具して在住する者なり

正綱マサカヅ

正辭マサヨシ

參議綱重ツナシゲ

母はお夏の局藤枝八右門重家の女京師の人御臺所に從つて東に下り孕を得て綱重君をもうく

甲府館林相並んで馬寮の頭にぜられければ世にこれを兩典廐と稱す其緒三家に同じ

綱豐ツナトヨ

綱豐卿は後に六代將軍文昭公是なり

御諱は綱吉ツナヨシ

後に五代將軍となる常憲院殿是なり母は本莊氏北小路太郎兵衛宗正の女なり名は玉といふ六條宰相有純公の女に從て城に

寬文元年十一月朔日、七十四歲にて卒す、其子越前守正景、父に繼く、延寶五年七月八日、仰蒙りて大坂の城番となり、彈正忠に成る、其子兵部少輔正祥

甲府

參議源朝臣綱重卿は、大猷院殿贈大相國家第二の御男、御童名は長松丸、慶安四年十月所領の地を參らせらる、十五万石、承應二年八月十二日、從四位下左馬頭になされ、同き年十月七日、正三位の左中將に昇り給ひ、寬文元年閏八月九日、甲斐の府中の城賜りて地加へられ玉ひ、十万石を加へらる、同年十二月廿八日參議に任し玉ふ、中將は元の如し、御年三十五歲にして、延寶六年九月十四日に世を早うせさせ玉ふ、御子三位中將殿御跡を繼き玉ふ、三位中將殿、是より先き延寶四年十二月十一日に、叙任の事ありて、御諱字を下し賜ひ綱豐卿と申參らす、

館林

參議源御諱卿は、大猷院殿贈大相國家第四の御男、御童名德松丸、慶安四年十月所領の地參らせられ、十五万石承應二年八月十二日、從四位下右馬頭になされ、同き十月七日正三位右中將に昇り玉ひ、寬文元年閏八月九日、上野國館林の城賜りて、所領加

入り同く寵を得て秋野局と稱す綱吉公を生む後に桂昌院さいふは此人なり

へられ玉ひ、十万石を加へらる、同き年十二月廿八日、參議に任し給ふ、中將は元の如し、男女の御子二人ましまします、御男をば德松丸殿と申參らす、

藩翰譜第一 終

藩翰譜第二

松平形原

紀伊守家信は、和泉入道殿第五の御子、佐渡守興嗣六代の孫、初め岩津殿と申、また岡崎の七人衆に數へられ、寶飫郡形原の鄉に移りしより、形原の松平とぞ申ける、家信が曾祖紀伊守家廣、水野右衞門大夫殿の長女を妻とす、贈大納言家廣忠卿の御事北の方を德川殿の御母傳通院殿御事、返へさせ玉ひし時、家廣かの御姉に添ひまゐらすべきこと、岡崎殿の思ひ給はんこと憚り有とて、女子壹人設けし中なれども、刈屋に送り返してけり、詳なる事、酒井雅樂助が傳み見ゆ、其子紀伊守家忠、其子紀伊守家嗣、德川殿に隨ひて、所々の戰に高名す、家信、父家嗣に繼ぎて、天正十年の秋、武田亡び、織田殿失せさせ玉ひ甲斐信濃の國々亂る、家信いまた又七郎と申て、生年十四歲、十三歲と云說非なるか、酒井左衞門尉忠次に從ひ、信濃國に向ひ、高嶋の城に勝つ事を得て、同十二年三月尾張國羽黑にして、森武藏守長一と戰ふ、敵さんざんに打かされて、逃行く、野呂助左衞門、只一人取て返して戰ふ、家信彼に渡り合ひ、終に首取て德川殿の見參に入る、德川殿野呂は聞えし大剛の兵、家信生年十六歲、彼が首取たりと聞く、不審さよと思召す、

形原或は方原に作る

紀伊守家信イヘノブ
和泉入道信光は家廉公六世の祖なり
興嗣一に與嗣に作る
孫佐渡守親忠親忠の子家廣なり家廣又睦磨守といふ北の方は名をお大の方と云ふ水野忠政の次女家廉公二才の時故ありて離縁となる岡崎殿は廣忠なり
刈屋は三河碧海郡水野の居城なり
家嗣イヘツギ
一向亂の時家忠味方にありて土呂針崎の賊を破り武田信玄二俣城を攻る時援兵として戰ひ三方原の役にも戰功あり
長湫の役
森長一ナガカツ
野呂ノロ

家信頓て御前に參り候て、耶黨等か落あうて候へは打たるにて候、今日の高名、全く家信が高名にあらずと申されば、御感もつとも斜ならず、關東に移り給ひし後、上總國五井を領す、五千石、關が原の戰ひには、參河國岡崎を守る、慶長十五年の冬、叙爵す、元和五年十月六日、下總國佐倉の地を給ふ、四萬石、同十五年正月四日、七十歳にして卒す、嫡子若狹守康信、父に繼く、三萬四千石、舍弟助十郎秀勝、民部少輔氏信、父が所領を分ち領す、六千石配分す、寛永十七年九月十日、康信また高槻の城に移る、三萬六千石なりしとぞ、また一說に一萬四千石といふ不審、慶安二年七月四日丹波の國笹山の城に移る、五萬石、其後從四位下して、同九年九月廿九日、致仕入道し、別峯と號す、嫡子駿河守典信始めは父が讓りうけて、程なく寛文十二年十一月廿日卒しぬ、年四十四歳、其嫡子主膳正信利、父に繼く、延寶四年、十九歳にて卒す、世嗣なくして舍弟九十郎信玆を世嗣とす、信玆駿河守典信が三男なり、二男助十郎信孝は、一族丹後守勝信が家を繼しに依て、信玆兄の家をつき、叙爵して、豐前守に任す、

松平深溝

五井

闘ヶ原の亂平きて後五井より舊領形原にうつりそれより攝州にうつりしなり

康信　秀勝　氏信

典信

信利

信玆

信孝

信玆後名を信庸と改め正德中老中となり紀伊守と稱す

深溝或は深津に作る

主殿頭忠利　親忠　忠景　忠定

忠定剛勇にして又和歌を好み文雅の事にも達したり

小美　米津　大場　好景

長良　西鄉　吉良義昭

此時好景一百貫の地を領す

伊忠これを、上野の城は酒井將監の守る所なり

善明　土呂

好景の弟十郎左衞門忠次　太郎左衞門定清　久夫　彌八郎景行　孫十郎定致　皆討死す

伊忠一向の賊と戰ひ夏目吉信を破りてこれを降す　吉信後に三方原の役に忠死を遂く元伊忠が部下の士なり

野羽　鳶巢

主殿頭忠利は、和泉入道殿の御子、源藏人殿の親忠主の御事、御弟、大炊助忠景四代の孫也、世に傳ふる松平系圖には、和泉入道信光第八の御子、外記元芳、元芳の二男忠景とあるしぬ、家忠日記增補追加發題のあるす所、本文の如し、忠景の子大炊助忠定、參河國岩津に在て、同國小美の米津と戰ふこと度々にて、終に小美村を攻取、また深溝の城を攻め、城の大將大場を打ち、深溝に移り住みしより、世に深溝の松平とは申けり、世には深津に作り、彼日記には深海に作る、亨祿四年六月九日に忠定卒し、嫡子大炊助好景繼ぎ、德川殿に仕ふ、弘治三年の春同國中嶋城を責破り、板倉彈正を打取る、其賞として、中嶋長良西鄉等の地を下し給ふ、永祿四年東條の吉良義昭が叛きしに、好景吉良と戰ふ事度々にて、此年四月好景が嫡子伊忠、上野の城を攻む、其隙を窺て義昭、伊忠が中嶋城を襲ふと聞き、好景深溝より馳來りて、義昭が勢を打破り、逃るかたきを追て、善明の堤より出る土呂の敵に行き逢うて、多勢の中に取籠られ主從三十餘人、枕を並べ討死す、好景時に四十四歳とぞ聞えける、其子主殿助伊忠、父に繼く永祿六年一向專修の門徒等、德川殿に叛きまるらす、伊忠御方に有て、額田の郡野羽の古城を攻破る、其後長澤の城を守て、武田が兵を防く、高名度々に及びて後、長篠の合戰の時、鳶巢の要害を攻めて討死す、其年三十九歳なり、其子主殿

助家忠家を繼く、天正三年吉田の城下の合戰より、同き十八年小田原を攻められしに至て、度々の高名、數を知らず、此年關東に移り給ひし後、武藏國忍の城をたまひ、文祿元年三月十九日、下總國上代の城に移り、また同國小美川の城に移る石一万慶長五年八月朔日、伏見の城を守りて、上方の多勢と戰ひ、年四十六歳にて家子郎等八拾五人同じ枕に打死す、主殿頭忠利は、この家忠が嫡子なり、父が討死せし時は、いまた又八郎と申て、關東の御陣に從て、小美川城を守る、明る慶長六年二月、深溝を給ひて、再び累代相傳の地を領す、石一万同九年の夏、叙爵し、十七年十一月十六日、吉田の城を賜、三万忠利が弟を庄九郎忠一といふ、將軍家に仕ふ、大坂兵亂再ひ起りし時、同僚共に申けるは、此度の軍事終らば、天下再ひ兵革の事あるべからず、忠一、將軍家の先陣に從ひまゐらせしこそ幸ひなれ、必ず先懸けして、父祖の忠死に次くものそといひけるが、五月七日の戰に、申しゝに違はず、最先かけ、生年廿六歳にて討死をぞ遂けにける、好景より忠一に至る迄、父子相續て四代迄、德川殿の御爲に、皆討死をそしたりける、類ひ少くなき次第なり、主殿頭忠利、寛永九年五月五日に卒し、其子主殿頭忠房繼き此年七月十一日刈屋の城に移り、三万石慶安二年二

長澤の城ハ境を武田かに接するを以て殊に伊忠に命して之を守らしむ

伊忠又姉川の軍に戰ひ近江國に打向つて佐々木承禎を攻降し信長公の覺を蒙る

鷹巢を攻たる時かれて子家忠に背き必死を決しやかて眞先に進みて打死を遂く家忠日記ニ見ユ

忍 上代 小美川家忠の軍功は日記ありて之を略する由凡例に見ゆ故に今又之を補はず

忠一 タヾカツ

忠利は大坂の役に尼ケ崎の城を守り夏の役には後陣にあり先鋒に列せんことを請へども許されず

忠房能く士民を憐み憺りて仁政多し又學を好みて多く書籍を集め藏す

日記に家忠日記なり其增補追加は松平隼人正忠冬の補する所凡二十五卷ありて世に行はる

能見

大隅守重勝 シゲカツ

光親入道して淨賢と號す ミツチカ

重親 シゲチカ

重吉 シゲヨシ

菅生 スガウ

彈正左衛門昌安は和泉入道第六男光重の養子にて岡崎の陣代となる マヤス

安祥 アンシヤウ 殿ハ家康公の祖父清康なり

德川殿の幼くして今川に質となりし時重吉今川殿の命により て參河の奉行となる能見次郎右衛門といふ

般若助重貞 ハンニヤノスケシゲサダ

十七才第二子なり

月廿八日、丹波國福智山の城に移り、四万五千石 寛文九年六月八日、肥前國嶋原の城に移る、六万五千九百石 同十二年八月五日、長崎表下知狀を下し賜りぬ、此家傳ハ、其家の日記世に行はるれは、事多く畧して大綱をあくる所也、

松平能見

大隅守源重勝は、和泉入道殿第十の御子、次郎左衛門尉光親の曾孫なり、光親はしめて參河國額田郡能見村に住せしより、其子孫能見の松平と申けり、光親の嗣、次郎左衛門尉重親、實は子にあらず、光親娘におはせふ、永正九年、十五歳の時、手習ふ師の許に物書て居たりしに、畝菅生村に襲ひ來れりと聞て、重吉只ひとり菅生の塘に馳せ行て、壹番に敵を打て首を取る、岡崎の松平彈正左衛門これを見て、大に感じ、是より近く召し仕ふ、其後安祥殿より清康主の御事德川殿に至り、三代に仕へ奉る、永祿元年三月五日鈴木日向守、今川殿にそむきて、寺部の城に楯籠りし時、德川殿、今川殿の催促によつて、初て軍に立せ給ひしかは、御年十七歳也、御家人いさみ進んで城をせむ、重吉眞先に進み攻めし程に、一男般若助を始として、手の者多く打死し、終に城をは攻おとす、義元重吉が功を賞し寺部百貫

岡崎三郎は家康公の長子信康なり

重吉が子三人兄は莊右衛門重利（シゲトシ）丸根の役に死し次般若助寺部の戰に死す三男は重勝（シゲカツ）なり

上總介忠顯（タヾアキ）は家康公第六子元和二年國除る譜第十一にあり傳五郎重次（シゲツグ）

元和六年十二月重勝七十二才にて卒

重忠（シゲタヾ）上山（カミノヤマ）

重直（シゲナホ）三田（サンダ）龍王（リウワウ）

の地を賜る、重吉高名の古兵なりければ、天正元年岡崎三郎殿、御鎧の着初ありしに、重吉御介錯に參るべきよしを仰下さる、世に具足親と申せし事なり、當時の面目これに過ぎず、此年三月岡崎三郎殿足助城を攻くだされ玉ひし時の事にや、同三年の夏、二俣の城攻らる時、重吉七十八歳にて、魁けして高名す、八年八月廿七日、八十三歳にして死す、其子大隅守重勝、是も父に劣らぬ剛の者、長湫の軍に高名し、慶長七年二十六歳にて、大番の頭となる、同八年越前守に任し、其後大隅守とは成れるなり、十七年十二月廿三日、上總介殿に附けられて、家老となれり、越後國三條の城を賜ひ、其次男傳五郎、父が闕に補せられ、大番頭となり、淡路守に任ぜらる、上總介殿の御事在りて後、將軍家に召されて、元和三年下總國關宿の城を賜ひ、貳万六千石同き五年遠江國横須賀の城に移る、本領の嫡子丹後守重忠、父に繼き、元和八年出羽國上山の城に移る、按するに、家忠日記追加に慶長七年の秋松平丹後守、常陸國太田の城にて、佐竹が家人馬塲和泉を生捕と云云、覺束なし、此丹後守にはあるべからず、夏目日記を見るに、和泉をば藤田能登守いけとりしなり、男子なくて小笠原兵部大輔秀政の三男に大御所の御外曾孫なり娘あはせて世嗣とし、市正重直と申、重直家繼く、丹後守に住し、寛永二年の事なるへし、二年に清生中務大輔へ、攝津國三田に移る、寛永二年上山の城をばまゐらせられしなり、同九年十月十一日に豐後國龍王の地に移る、今迄は三万石を領す、これより三萬七千石

重賴（シゲヨリ）

圖書重長（ヅシヤシゲナガ）

織部直政（ナホマサ）

直之（ナホユキ）

勝隆（カツタカ）大坂の軍には郡山の城を守る嶋原の賊起りし時使者として長崎に至る寺社奉行は寺社朱印地の事を掌る

佐貫（サヌキ）

品川高如（タカユキ）忠勝（タヾカツ）貞享元年罪ありて會津に預けられ家絶ぬ

荻生（ヲギフ）

和泉守家乘（イヘノリ）

乘元（ノリモト）大給（オホキフ）は荻生と稱呼相近し今專ら大給を用ゐる

乘正（ノリマサ）

乘勝（ノリカツ）

親乘（チカノリ）

少目（サクワン）は佐官にて國司第四等の官名なり

といふ十五年嶋原の城をせめ、十八年十二月廿七日卒す、嫡子市正重賴を繼く、二万二千石舍弟等に所領わかつ、兄の圖書三千石、弟の織部二千石、正保二年正月十一日、重賴同國杵築の城に移る、嫡子志摩守直之、萬治三年の十一月廿八日、叙爵す、

出雲守源勝隆は、はしめ忠左衛門大隅守重勝が五男なり、慶長十八年七月廿八日大番の頭となり、寛永十二年十一月に、寺社奉行となり、御奏者の事を兼ぬ、同十六年上總國佐貫の地を給ひ、一万五千石、正保二年九月晦日致仕入道して覺雲と稱す、同六年二月二日、七十八歳にて卒す、其子山城守忠勝家を繼く、實は品川式部少輔高如が男なり、延寶六年三月廿二日寺社奉行奏者の事を兼ぬ、

松平荻生

和泉守源家乘は、德川殿の五代の祖源藏人殿親忠の長男、加賀守乘元五代の嫡孫なり、乘元始て參河國荻生の地に住しけれは、世の人荻生の松平とぞ申ける、荻生また大給に作り、又大給の鄉としるせるもあり、源順が倭名類聚抄を考るに、鄉にはあらず、其子は左近大夫乘正、其子源二郎乘勝、其子和泉守親乘、親乘は安祥殿の御外孫、親乘の母は清康主の御娘、德川殿の御内にして、名を得たる荻生の少目と聞えしは、此親乘の事なりけり、甲陽軍鑑に見ゆ、家忠日記增補よ詳なり、其子左近大

直乗ナホノリ
家康公上杉輝虎に書信ありし時輝虎より直乗にも之を送り贈物あり又姉川の役にも戦功あり
武田四郎は勝頼
次に従つて憲藥蟲をぬく後信州武節を守り屢〻甲斐の兵と戦ふ
高天神の攻口にても首をとる
十年三月十四日卒
江戸駿府の城に於て年始の賀に家乗を以て諸大夫の上首とす
乗壽ノリナガ
美濃の國の將士に長たり
左大臣家は三代將軍家光公なり
家老とは老中の事なり

乗久ノリヒサ

乗高ノリタカ

夫直乗、永祿十二年の春、懸川の城の先かけし、此年の秋、城落て、石川日向守に加勢して、此所を守り、同き十二月遠江國榛原郡の地を給ひぬ二千貫　天正九年五月武田四郎が大將朝比奈駿河守と戰ひ、首七拾餘切て獻る、同き十年の春、三十七歳にて卒したり、和泉守家乗は此直乗が嫡男、童名源二郎、德川殿の御前にて元服し、御諱字賜り、荻生の少日と申す、天正十五年　天正十八年小田原の軍に隨ひ、此年　上野の事といふ、國那波の地に移り、一万石　其後和泉守に任し、關が原の合戰には、吉田の城を守り、明れは慶長六年正月、美濃國岩村城を賜ふ、二万石　同き十九年二月十九日四十歳にて卒す、其子和泉守乗壽、大坂前後の軍に從ひ、首五十三をきつて獻る、寛永十五年、濱松城に移る、三万五千石　同き十九年十二月十五日、竹千代殿の左大臣家の御事　御家老となされ、又從下の四位し、正保二年正月十一日、上野國館林の城に移り、六万石　侍從に歷のぼつて、承應三年正月廿六日に卒す、五十一歳、嫡子宮内少輔乗久、家を繼き、和泉守になる、五万五千石を領す、五千石は弟にわかつ　寛文元年閏八月三日、下總國佐倉城に移り、六万石　明る二年に城附二千石預らる　延寶六年正月廿二日、肥前國唐津の城に移る、七万石　嫡男宮内少輔乗高、寛文四年十二月廿八日叙爵、

乗政ノリマサ
扈從組後には多く小姓組といふ
御用人衆は側用人なり
ソバヨウニンシュ
少老は若年寄なり若年寄の職は老中に亞きて鎌倉の時の侍所別當にあたると云
ワカトシヨリ

左近將監成重ナリシゲ
乗正ノリマサ
親清チカキヨ
近正チカマサ

石川の數正は近正が外緣ありし故也
カズマサ

一生カツチ

美作守源乗政は、石川と稱す　和泉守乗壽が二男、外戚の名字を稱して石川と名のる、父乗壽か外祖は、石川長門守康道なり、慶安四年叙爵し、始美作守、承應二年能登守、寛文三年美作守になる、承應三年父卒して所領わかたる五千石　寛文二年四月七日御用人衆、同き七年七月十日御扈從組の番頭となり、同十二年御側衆、延寶二年十二月廿六日御用人衆、同き七年七月十日少老の職に補せられ、所領の地加賜りぬ一万石を領せり

松平荻生

左近將監源成重は、加賀守乗元の後胤なり、乗元の男乗正の二男、荻生の傳藏親清、其子五左衛門近正と云、和泉守家乗が家子たるにや天正十二年德川殿、北畠殿信雄を援たまひ、秀吉と戰ひ給ひし時、源二郎家乗いまた幼なりしかは、近正彼の代官として、軍勢を卒て、蟹江の城を責破る、明れは十三年十一月、石川伯耆守數正、岡崎の城を去て、秀吉へ參りし時、近正が許へ使たて、大野又右工門といふ者なり打連て參らん事を勸む、近正あへて從はず、いそぎ嫡子新三郎一生に家乗が侍二人附て、德川殿へ參らせ此由を告申、一生をは直に濱松の城に留めらるべき由を申す、是れ近正が二心なき旨を顯はし、質として子息を獻る所なり、德川殿、近正が志に深く感じたまひ、御刀を一

三倉（サンクラ）

正吉（マサヨシ）

群馬（クルマ）

大御所は家康公なり

忠昭（タヽアキラ）

生にぞ賜りける、其後關東に移り玉ひし時、近正上野國三の倉の地を給ふ、五千石慶長五年の秋、伏見の城に留りて討死す、年五十四歳とぞ聞えたる、近正男子二人、嫡子若狹守一生、二男五郎左衛門正吉、これ將監成重が父なりけり、一生父に繼ぎ、五左衛門と申す、慶長七年五月、佐竹が秋田に移されし時、一生水戸の城を守る、本國に落留たる佐竹が家人等、謀反を企て、此城を襲ひ取らんとす、七月十日に、一生が番の兵あやしき者一人を搦捕て、拷問に及ふ、彼謀反の事盡く顯る、此夜亥の刻ばかりに、凶徒忽に襲ひ來る、一生を始として城を守る人々待まうけたる事なれば、互に先を爭て防き戰ふ、凶徒等散々に打なされて、引退く、群馬丹波馬場和泉等の張本人、所々にて生捕られ、一々に誅せられけり、明れば八年大御所將軍の宣旨を蒙らせ給ひし時、一生叙爵して、若狹守に任す、十一年五月一生罪有て、所領を收公せらる、いかなる事にや詳なる事を知らず、また父につぎて後いかほど給ひしも知らず、是にて嫡流は絶しなり、五郎左衛門正吉別に所領を賜ふ、下野國板橋正吉死して、其子左近將監成重父に繼く、慶長十二年に叙爵し大坂の戰に首十二切て獻る、元和三年參河國西尾の城を賜ふ、一万三千石、〇今近いか程領せしにや知らず、同き七年、丹波國龜山の城に移る、三万三千石を領す同十一年成重卒して、子息太郎忠昭幼

昭重（アキシゲ）

昭利（アキトシ）

昭政（アキマサ）

櫻井（サクラヰ）

内膳正家廣（イヘヒロ）

長親へ和泉入道の孫にて家康公の高祖父

上野（カウヅケ）

信定（ノブサダ）

廣忠公の幼りし時に信定專參河の國政を執り恣まゝに岡崎城を奪ふ廣忠主は今川氏に寄る大久保忠俊等謀りて之を迎入る信定怒れども爲方なし後に和議して岡崎に仕ふ

清定（キヨサダ）

清定も岡崎に叛きて櫻井に幽せらる

家次（イヘツグ）

家次も一向亂の時賊徒に加はる後過を謝して罪はるゝ

忠正（タヾマサ）

左馬允忠賴（タヾヨリ）

忠吉（タヾヨシ）

なかりしかば、豐後國鶴崎の地を賜て移る、本領の儘成人の後、叙爵して左近將監に任し、萬治元年同國府内の城を給る、本領の儘延寶四年三月廿七日、致仕入道して、如圓と號す、其子筑前守昭重、後に對馬守になる、父が讓を受く、二万三千石、二百石領、舍弟主計頭昭利千五百石、仁右衛門昭政、千石各所領を給ふ、父領の内開發の田

松平　櫻井

内膳正源家廣は、出雲守殿長親第二の御子、内膳正信定四代の孫、初め信定參河國櫻井の城に住す、子孫櫻井松平と稱しけり、信定後に上野の城に移り住む、其子内膳正清定、其子監物家次、其子與一郎忠正、世々武功を顯はし、忠政に至て、三河の野田長篠、遠江の懸川、近江の姉川等の合戰に、終に不覺の名を取らず、天正五年七月廿日、三十四歳にて卒す、忠正初め德川殿異父同母の御妹を迎へて、家廣を設けたり、德川殿關東に移り給ひし時、家廣上野國松山の城を給ひ、一万石慶長六年二月濱松の城を給ふ、此年御勘氣蒙て、六月十四日、忽に自害して死す、年廿五歳、世嗣なければ、家絕たり、櫻井の嫡流此時に斷絕す、案ずるに家老堀勘兵衛を誅して、御勘氣を蒙りしといふ、

左馬允源忠昭は、監物家次が二男、與二郎忠正が二男なり、忠吉ゞ兄與一郎忠正死

して後、徳川殿の仰として、兄の妻迎へて伊豆守信吉、左馬允忠頼兄弟の子設たり、
此二人の子、内膳正家廣と、異父同母の兄弟にて、皆是徳川殿
の御外甥也、又是三人の母上後に保科か妻となり玉ひし也、伊豆守信吉は初め勘四郎
と申して、藤井の家を繼く、別に傳 二男忠頼、父忠吉が家を繼く、關東に移り給ひし
時、武藏國八幡山の地を給ひ、一万 關が原の戰に、岡崎の城を守り、また犬山の城を
守り、又美濃國金山の城を守る、此年慶長五年の冬、終に金山の城を賜ひ、本領と共に、
合せ領す、金山一万五千石、八幡山一万石、合て二万五千石なり、明れば六年の夏、濱松の城に移る、内膳正家廣亡ひし頃、五万石
を領すといふ 十四年九月關東に伺候し、水野市正が宅に酒宴して、久米左京次が爲に差
殺さる、子息等幼なくて、所領收公せらる、嫡子大膳亮忠重時に七歳、關東に召され、
武藏國にて所領給ひ、八千石 成人の後、元和八年上總國佐貫城を給ひ、一万五千石 寛永九
年田中の城に移り、二万五千石 同き十一年地加給ひ、五千石合て 十二年十一月廿二日
掛川の城に移り、四万石 三万石を領 十六年十一月信濃國飯山の城に移る、所領本の如し 此年十二月十
二日卒す、三十九才、一説に、二月十二日卒すと、然らば飯山へ移りしは、子息家續し初か、
世に行はるゝ、松平系圖には飯山へ移りて卒すと載す、寛永の日記 城主譜にも、これに同し、覺つかなし、その子遠江守忠親父につぐ其子筑後守忠保

松平藤井

伊豆守源信一は出雲守殿長親の御孫にて、彦四郎利長の子なり、利長 參河國藤井の城に住しけれは、時の人藤井の松平とは申しゝなり、天文九年六月六日、利長駿河三河の人々と同く、安祥の城を守り、織田家の合戰を始とし、一生の高名數を知らず、中にも、永祿六年一向專修の門徒等が亂に、信一無二の御方人して、軍たび〳〵に及び、同き十一年秋、織田上總介殿、將軍義昭に賴れ玉ひ、都に攻上るとて加勢の事を望まる、德川殿御家人等が手の兵、一々にすぐり出し、信一に大將をそ給りける、九月十一日、信一、織田殿の御陣に馳參る、此時、信長は近江の佐々木義賢入道承禎が、箕作の城せめあぐみて、是程の小城をせめて、日を費さん事、いはれなし、只都にのぼれとて、既に搦手の寄手引返さんとし給ひし所に、信一其勢一千人、大手の城戸に押寄せ、息をもくれす攻破りて、城中に亂れ入れは、敵はこたへず、搦手を打破り、ちり〳〵になつて落行けり、大久保彦左衛門物語に出

按するに安土日記に、九月十一日、信長愛智川の邊に陣し、佐々木が觀音寺箕作二つの城へ押寄て、佐久間淺井木下丹羽して、箕作を攻めしに、申の刻より夜に

伊豆守信一ノブカツ
利長トシナガ
安祥アンジヤウ
信一永祿二年科野城を守る織田信長公來攻む信一堅守りて夜打し首五十餘級を得たり
明年丸根城を攻む子莊衞門重利戰死す
上總介は信長公なり
六角義賢ヨシカタ ミツクリ
箕作
愛智川エチカハ

入て、攻落すと、しるして、信一が事をのせず、信長記是に同し、家忠日記增補に、信長佐久間右衞門尉を使にて、信一に先陣の事を仰ける、信一忽に外城を破る、信長の勢つゞきて攻入て、第二の城攻るとて、手負死人おひたゝしく、進み得ず、木下藤吉秀吉、夜に入り本城に攻め入る、時に信一先陣の由を高らかに名乘たり、明る十三日、信長信一は膽に毛おひたる男かなと、譽たまひて、着たまひたる革の道服ぬきて賜ひぬ、信一が家紋葵なれども、德川殿に同じからん事を憚て、かたばみを紋とせしが、これより桐をも紋とす、彼道服に有し紋なればなりと云云、按ずるに安土記に、信長の手より簑作をせめ落しゝと書きしは、我家の功にせんとて、しるす成へし、增補の說の如くなれば、城をば秀吉の陷したるにて、信一が功にあらず、大久保其時の人にて記せし記なれば、今は其記に從てしるす、又此時信長德川殿よりの御加勢多からざるを悦はず、また信一が小男なるを笑ひ玉ひしかば、信一是を聞て、此城攻おとさずんば、生て歸らじといひて、忽に攻め落しゝとも申也、織田家譜に、簑作おとしゝを、勘四郎信吉としるせり、誤れるにや、信吉は信一が子なり、

ドウブク　ドウブク
道服は胴服とも今の羽織の元なり

此功に因りて世に其武勇を稱し藤井の鬼武者さよぶ
上野介（コウヅケノスケ）信包は信長公の弟

信一又姉川長篠小牧小田原等軍從はすといふ事なし
江戸崎（エドザキ）は常陸なり佐竹の押へにや
土浦（ツチウラ）は三万五千石を領す

斯て箕作落しかば、十八箇所の城々、次第に落て、信長都に入たまひしに、織田上野介の雜人と、信一が下部と、古き烏帽子一つをはいあひて、爭論に及ひ、美濃尾張の軍勢、一つに成て、信一が陣に押寄す、德川家の人々是を見て、此上は力なし、尋常に戰て打死せよやとて、弓鐵砲鎗長刀を揃へて、寄來る敵を待つ、其勢ひに恐れて、敢て近つく者なし、織田殿此由聞召し、にくいやつばらが狼藉かな、家康の加勢、乞ひたてまはつたる御勢と、同士軍する事やある、信長が軍兵、一人成とも、信一が陣に向て、矢はけ、打物の鞘はづしたらんもの、一々に首をはねよと、以の外に怒り給へは、寄手ちり〳〵に成て逃失ぬ、信長いそぎ信一を召て、いかに信一、今度簑作の城攻おとし、又今日の狼藉を鎭められしこと、類ひ希なる振舞ひかな、せいは小いさき人なれど、膽こそ大きかりけれと、感し玉ふ事斜ならず、頓て暇を給て、本國にぞ歸されたる、元龜元年の秋、再ひ織田の加勢して高名し、德川殿關東に移り給ひて、上野國石川の地をぞ領しける、五千石、一說に、關が原の戰には、關東に留り、江戸筑波とも云、崎の城の守りとなる、明れば慶長六年二月、常陸國土浦の城を給ひ、此事不審、七年の事にあらずや伊豆守に任し、同七年五月、常陸の佐竹、出羽に移されて、水戸の城を守る事、此年

午年は十一年なり
應長九年信一從四位下に叙す當時同輩其比なしとて面目を施しけり
信一は寛永元年七月十六日八十六歲にて丹波笹山に卒す
信吉ノブヨシ
信一は慶長九年致仕して信吉繼く初安房守後伊豆守に改む
キシノワダ
岸和田
忠國タダクニ
信久ノブヒサ
信之ノブユキ
信之官に在りて恭謹下に臨んで寛猛相濟治民の名あり貞享二年執政となる
伊賀守忠晴タダハル

七月下旬より、午年正月に至りけり、信一既に卒して後信一が卒せし年月いまだ知らず、城主譜等に常陸の土浦の城に卒と見ゆる所の松平系圖には、丹波の笹山に移るといふ是はあやまれるか、安房守信吉家を繼く、實は櫻井の與二郎忠吉が嫡子なり、信一男子なければ、おのが娘に配せて世嗣とし、勘四郎と名付たり、佐竹が國移されしに、常陸の府中の城を守る、慶長八年叙爵し、信一卒て家を繼く、四万石大坂の兵起りしに、まづ和泉國岸和田の城に加勢し、小出大和守の居城あり、後大坂より召されて、今里の要害を守る、明る春に至ては、伏見の城に來り守る、再び兵起りてのち、飯盛の邊に陣をとる、兩御所のぼらせ玉ひしかば、大坂に馳向ひ、五月七日の戰に、首廿一切て獻る、元和三年、上野國高崎城に移る、五万石同五年、丹波國笹山城に移る、本領のまゝ、同七年卒して、嫡子山城守忠國繼ぐ、忠國はしめ慶長十四年將軍家の御前にて元服し、御諱字賜る、父に繼し後、慶安二年七月四日、播摩國明石城を賜て移る、二万石を加へられ、七万石を領す、万治二年二月廿日、六十二歲にて卒す、嫡子伯耆守信久早世し、二男日向守信之父に繼ぐ、六万五千石、五千石をば弟志摩守にわかつ、延寶七年六月二十六日、大和國郡山の城に移る、八万石
伊賀守源忠晴は、伊豆守信吉の二男、慶長十四年、兄忠國と同じく、將軍家の御前に

忠昭タダアキラ
長澤ナガサハ
右衛門大夫正綱マサツナ
久親ヒサチカ
正次マサツグ
信光は即ち和泉入道
秀綱ヒデツナ
兼綱カネツナ
顯綱アキツナ
秀綱ヒデツナ
稗原ヒエバラ
近習出頭人衆といふ
職は後の側用人といふものに似たり將軍

て、元服し、御諱字賜ひ、元和元年正月廿七日、叙爵し、寛永九年四月八日、御書院の番頭となり、同十二年九月六日、大番頭にうつり、慶安元年九月九日、丹波國龜山の城を給ひ、三万八千石、寛文七年閏二月九日、致仕入道して、忠山と號し、同き九年三月廿三日卒す、七十二歲、其二男玄蕃頭忠昭家ゆづられて、後伊賀守に任ず、

松平長澤

右衛門大夫源正綱は、和泉入道殿の御弟、備中守久親の後胤、甚左衛門尉正次の子、これを長澤の松平といふ、一說實は大河内金兵衛秀綱が二男、德川殿の仰に依て、に久親は信光の御子といふ、正次の世嗣となりし、此秀綱と申は、源三位入道賴政の孫、源大夫判官兼綱の三男、大河内源太顯綱が末葉なり、治承四年に高倉の宮の御事有し時、賴政兼綱打死す、源太顯綱年わづかに二歲なりしを、其母むつきの中にかくして、尾張國中嶋といふ所に落下り、また參河國額田郡大河内といふ所に移り住む、顯綱成人の後、大河内源太と名乘る、是より子孫三河國に住す、金兵衛秀綱は、顯綱が十一代の孫と申なり、秀綱德川殿に、仕へ奉て、遠江國稗原の地領し、入道の後休心とぞ號しける、正綱十七歲より、德川殿に近く召仕れ、常に御側をはなれず、近習出頭人衆といひし也、慶長

に近侍して左右の事大小となく承りしが也此時理財の事は將軍の尤心を用ゐしなるが故に近侍頭して之を兼しめしなり

正綱經濟のすありて山林を見たて樹を植るに繁茂せずといふ事なしこれは元より其地に長する木を擇んで植し故に成長せざる事なしと云ひしとぞ

利綱トシツナ
隆綱タカツナ

伊豆守信綱ノアツタ
久綱ヒサツナ
左大臣は家光公

五年關が原の戰に隨ひ、同八年三月叙爵し、大坂兩度の戰にも、大御所の御陣に從ふ、大御所薨し玉ひし後、左大臣家の御時に至て、三代に仕へ奉りて、凡天下郡國の吏務、貢賦の結解をつかさどり、要劇の職に居て、終に一事の淹滯なし、寛永十九年三月三日、始て勘定頭といふ職置かれて、伊丹播磨守康勝、酒井紀伊守忠吉、杉浦内藏允正友等、三人に司らしめらる、是れ正綱が年來壹人して、司りし所なり、（これ寛永の日記に見えたり）按するに、正綱が晩年に伊丹播磨守と二人して、事を行ひしと見え又諸役人帳に御勘定頭の下に、初めに右衛門大夫播磨守二人を載せしは誤あり、かく夙夜奉公の勞を積みけるほどに、恩賞行はるゝ事も度々に及び、所領數多知行し、相模國甘縄、伊豆國本目等二万石の地、慶安元年六月廿二日に卒す、其子佐渡守利綱、備前守隆綱に父が所領わかつて賜ひ、佐渡守利綱程なく卒し、備前守隆綱家を繼き、萬治二年二月廿一日、御奏者の事をうけ給はる、

伊豆守源信綱は、右衛門大夫正綱が子、實は大河内金兵衛入道休心が孫、金兵衛久綱が嫡男、伯父正綱に養はる、慶長九年七月、左大臣家御誕生ありし時、信綱わづか九歳にて若君の御家人になさる、（信綱童名長四郎と申、）

或時若君、大殿の御寢殿の屋の軒端に、雀の巢をくひ、子を生みたりしを、こなた

オホトノ
大殿は御父の將軍秀忠公

ミダイドコロ
御臺所は濱井氏備前守長政の女

より御覽じて、欲しがらせ玉ひ、長四郎とりて參らせよとあり、長四郎年十一才のときなれば、いかにも叶ふまじきよし辭しけれど、君は驚きて飛去ることもありなん、巢くひし所よく見置て、日暮てこなたの屋の軒の端さして登り、彼處に忍ひ行て取へし、おとなは身重く、足音もしなん、たゞ汝取てまゐらせよと、候ふ人々の教へしかば、力なく、日暮てこなたの屋よりして、つたひ〳〵行く、既に御寢殿の軒に至りて、取らんとせしに踏損して、御坪の内へぞうと落つ、將軍家御刀取て障子引あけ玉へば、御臺所燈火とつて出させ玉ひ、御覽ずるに、長四郎にて在けり、將軍家不思儀にも召て、汝は何しに爰には來りぬるぞと、御尋ありしに、今日の晝、この御殿の屋の軒端に、雀の子うみたるを遙かに見て、餘り欲しさに參りて候と申、將軍家いやゝ〳〵、おのれが心にはあらじ、誰かをしへけるぞと、いろ〳〵に御推問あれども、幾度も初め申しゝ言葉にかはらず、おのれ事の由ありの儘に申さず、爭ひぬるこそ、年比にも似ぬ不敵なれと、仰られて、大きなる袋の中におしいれて、口を御手づから封じ玉ひ、柱にかけさせ玉ひ、事の由ありのまゝに申さゞらん程は、いつ迄も斯て候へと仰けれども、尚爭ひ申す事、初

の如し、夜既に明て、常の御座に出させ玉ふ、御臺所は夙く心得させ給ひて、彼が幼なき心にて、身のかなしさをかへり見ず、竹千代君の仰なりと申さゞる事を、深く感じたまひて、女房達に仰せて、朝かれい召して、是たうべよとて給りて、又御手づから元の如くにぬはせ給て、置させ玉ふ、晝の程將軍家入らせ玉ひ、又推問ありしかど、終に言葉をかへず、御臺所御わび事ありしかば、さらば向後の事を愼むべきよし仰て、御ゆるしあり、將軍家御臺所に向はせ玉ひ、彼が今の心にて生立たらんには、竹千代殿の爲には、双なき忠臣にて侍らんものぞと、殊の外悦ばせたまひしとなり、

元和九年七月、左大臣家將軍宣旨の時、信綱叙爵して、伊豆守になさる、此年十二月御扈從組の番頭になされ、寛永十年五月五日、宿老の職に成て、同十二月九日、武藏國忍の城を賜ふ、二万石を加へられて、二万十一年七月廿九日、從四位下、十月廿一日、所領加給ひ、四千石を加へらる、六千石を領せしといふて三万石を領す、此月御扈從組の番頭をゆるさる、十四年十一月、嶋原の賊徒起て、板倉内膳正重昌、追討の御使を承て向ひ、西國の軍勢を催して、攻けれども、城落ちず、信綱重て御使を承る、明れば十五年正月元日、重昌打死す、同

此時信綱の同僚は土井利勝、酒井忠勝なり、宿老は此時年寄といふ、後に加判之列、又は老中ともいふ是れなり此比老中にて番頭を兼るは常の事なり

板倉重昌（シゲマサ）

信綱令を下して職を禁し賊の糧盡るを待つて之を落さんとす九州を廻り長崎に至りて交易の事と能沙汰しぬ

四代將軍家綱公は十一にて職を襲く

き四日信綱馳着て、二月廿八日城を落し、三萬七千人が首切て懸け、九州の事共、能く沙汰して、同四月關東に歸りぬ、十六年正月五日、河越の城に移り、所領倍し給ふ、六万廿年十月、侍從に進み、正保四年また所領を加へ玉ひ、七万石を領す、寛文二年二月十六日、六十七歳にて卒す、

此人の才敏なりし事ぞも、世に傳ふる事、いくらといふ數を知らず、されども、其事共、天下の大勢に預らぬ事なれば、誠に數ふるにたらず、初め左大臣家かくれさせ玉ひ、將軍家いまだ御幼雅の時に、故將軍家の御時は、國をも郡をも玉ひ、祿をも俸をも當て行なはれし事、年々月々に絶えず、當代に至て、終に其事なし、かくては如何で奉公の勞をもなぐさめ、主に仕ふる忠をも勸めんやと、諫むる人も誘る人もありけり、信綱是を聞て、君いまだ幼なく渡らせ玉ふ、今に當て、功勞ある人に、恩賞行はるゝ事あらんにたとへ恩賞を蒙る人悦ぶ事ありとも、又謗る人は、君はいまだ幼雅にてましますと、是皆執政等が心なきに付て、おのれ〳〵が、かたぎまの人々をのみ、執し申なりなど云はんには、善を勸め、德を施すにはあらず、恨を加ふにこそあれとて、將軍家、政をみづからし給はざりしうち、終に

其事なかりしかども、人ごとに敢へて怠たりたゆむ心なく、夙夜しけり、是一つ、天下の大名の代々にたてまつりし人質を、此時に至りて盡くに歸さる、是二つ、近世の慣はしなりし殉死の事、堅く禁せらる、是三つ、中にも明暦の火災には、城郭盡く灰燼となり、人民悉く焦爛す、かゝる事は、古より聞も傳へず、又後の世にも有べからず、まして去年の逆徒由井正雪等か、火を放ちて、兵を起さんと謀りしこともあり、是はいかさま只事にはあらじと、上中下の心も、靜かならず、其時信綱の、立所に執り行ひし事、殊に皆其所を得て、程なく天下また其他も靜かに治りて、昔にかはらぬ世となる、かゝる事ぞもは、みな古の名臣賢佐にも恥ぢぬ、善政にてありけり、それも執政の人々の、衆議一決してこそ、斯はありけめとも、謗る事も、譽むる事も、信綱一人の計りしやうに、世にいひしことは、是れ併しながら、名譽のいたす所なり、

嫡子甲斐守輝綱年十九歳、父に隨て、嶋原に趣く、信綱思ふ所あつて、堅く制しければ、軍をはせず、

城陷ちんとする時、輝綱一騎馬を駈て城に向ふ、覩父信綱大に怒り、岩上角左衛門某といふ郎等して、押止しむ、岩上はせ着き、馬の前に立塞り、伊豆守殿將軍家の御代官として、向はせ玉ひしに依て、諸軍と功を爭ふべからずと、御手の者共をたに、堅く制し玉ふ所なり、まして長男の御身として、かく拔懸して、先を爭ひ玉はん事、あるべうもなし、急度留めまるらすべしとの御使に、參り向て候と、馬の頭を引返す、輝綱聞もいれず、馬を馳せ出さんとせし處に、岩上胄ぬぎすて首さし出し、某が首の候はん程は、軍し玉はん事叶べからず、速に首をはねられのち、御心まかせにせらるべしといひて、終に馬の頭引かへし、一鞭あてゝ、味方の陣に追かへす、輝綱常に恨みて、「輝綱常に恨みて、輝綱が軍の高名なかりしは、岩上が所爲なり、さりながら、主人を諫めとゞめんには、かくこそはあらめと、感せられしとなり、

其後、御詰衆の列に加へられ、父卒して家を繼く、寛文十一年十二月十二日、年五十二歳にて卒す、

此人天性弓矢の道を嗜て、凡武藝の事、盡くに長じ、家子郎等にも、常に勸め學はせ、飼に飼うたる馬共、多く廐に牽立て、庫にみちゝたる、弓箭兵仗、盡くに其制精しからぬはなし、されば、世に鎧冑より初て、馬物具に至るまで、甲斐殿やう

諸家の人質（ヒトジチ）を返されしは寛文五年七月なり

殉死の禁を布れしは同三年五月なり又京師の地震にやぶれたる大佛を鑄て錢（ゼニ）となし之を行ふ世に文錢（ブンセン）さいふもの是なり

此時信綱阿部忠秋二人して事を執る晝夜勤務して事に廢滯なし

輝綱（テルツナ）

凡そ大小の儀式に雁（カリ）の間に伺候して其席に列する者を御詰衆（オツメシユ）と云ふ

とて、武士の手本となる事、年若くして戰の場にのぞめるといふ斗にて、一度の高名もなき人の、斯もてはやされしこそたゞならね、

其嫡子伊豆守信輝つく、

信輝ノブテル

藩翰譜第二 終

日向守勝成カツナリ
忠政タヾマサ
忠重タヾシゲ

院の御所に武者所（ムシヤドコロ）あり て勇士を養はる 謂ゆる北面の武士なり
浦野（ウラノ）
小河（ヲガハ）
英比（エヒ）
御教書（ミゲウシヨ）は將軍家の命令書ないふ
寛政重修譜に依れば 九郎入道光氏又次郎 正房以下信忠信安信義信重忠義の五世あり
貞守（サダモリ）
子彦三郎賢正
孫下野守清忠
戒名は佛法にて授る 諡號あり

藩翰譜第三

水野

日向守勝成は、右衞門大夫忠政の孫にて、和泉守忠重の嫡男なり、先祖を遠く尋ぬれば、清和天皇の御裔、鎭守府將軍源滿政の 多田滿仲の弟なり 後胤とぞ聞えける、滿政の子陸奥守忠重、家の記に 重忠と云 その子駿河守定宗、其子佐渡の源太重實、又は八嶋の冠者とも聞えしは、鳥羽院の御時、武者所の四天王と呼はれし、其一人とぞ承る、その子信濃守重遠、尾張國浦野といふ所に住しければ、初め浦野四郎と名のる、源義家朝臣の聟なりけり、其子重房、同國小河といふ所にうつり、小河の三郎と名のる、その後小河下野守雅經が時に至りて、尾張國智多郡英比鄕小河村の地頭職になさる、雅經の子下野二郎雅繼 其子下野守胤

文永元年八月に卒すといふ、父は又三郎某といひて、天福年中在鎌倉と云ふ、是より世々此所の地頭にて、弘安の比、その子下野九郎入道かそれが子孫、此間五六代の傳へ云ふ 藏人雅、元亨の頃の人なり、又次郎某が時、觀應の頃、足利殿に隨ひ奉りしかば、御教書を給て、其功を賞せらる、又次郎は、九子也 又下野守といふ それが子孫、此間五六代の傳へ云ふ 藏人貞守が時に、同國水野と云所に移り住みしかば、改めて水野と名のる、右衞門大夫忠政は、此貞守が曾孫なり、貞守の子名字共にそれず、戒名實憧賢勝といひ、忠政の時に長子下野守某戒名一初圣妙といひしあり、

岡崎殿は家康公の父
信元ダ、モト
備後守は信長公の父

永祿四年信長公の命に從つて岡崎なうら石ケ瀨に於て合戰あり此時家康公西參河を定められ勢漸く盛んなりしかば今川氏眞之を猜ひ不和の兆ありき信元信長公に說いて岡崎と和を結ばしむ信長喜んでこれに從ひ瀧川一益を遣はして和談をはからす信元媒して之を能く調へければ和談成りて家康公には清洲に至り信長公と約を結ばる此時信元も侍坐しけり天正三年信長公に信元を謁する者ありて十二月家康公を誅せしむ後信長公其寃を悟り家康公に諭して其本領小河刈屋の地一万三千貫を思重に與らる

至り三河國刈屋城を合せ、我身、刈屋城に在て、嫡子下野守信元して、小河の城を守らす、天文十年忠政の娘を岡崎殿へ參らせられ、贈大納言廣忠卿の御事明る十一年十二月廿六日、德川殿を設け玉ひ、十二年七月十二日、忠政卒し玉ひ、嫡子信元其家を繼く、駿河國今川殿に中違うて、尾張の織田備後守信秀に心を通せらる、岡崎殿無二の今川の方人にて、信元の振舞ひ安からずとて、忽に北の方を送り返させ玉ひけり、かゝりしかば、兩家心よからず、岡崎殿うせ玉ひ、德川殿御成人の後に至り御外舅なれぞ、合戰やむ事なし、和泉守忠重は、此時藤十郎信元の舍弟なりといへども、兄弟の中常に不快にして、鷲塚といふ所に引こもり居玉ひしが、永祿六年の冬、一向專修の門徒等、叛き參らせて德川殿は、御軍以の外大事に及ぶと聞て、水野太郎作、村越又市郎を引具し馳せ參り、手を碎きて戰ひ玉ふ事、度々におよぶ、此時忠重は石川新十郎をうち、太郎作は大見藤六郎を討、これよりして、常に德川殿に從ひ、軍の先をかけぞといふ事なし、天正三年の冬、信元うたれ玉ひし後、同き八年九月廿三日、累代の地なればとて、刈屋の城を織田殿より忠重に賜りしなり、是れ併しながら德川殿の御外舅たるが故に、かゝる恩例もありしなり、此後或は信長の催促に依て、軍をひきゐ、或は德川殿の

フルコフ古國府

長濱の軍敗して家康公は小幡城に入る忠重本多忠勝の兵と共に龍泉寺なる秀吉公の陣をうたんと請ふ家康公きかす忠重深く之を惜む

此時忠重石川數正と共に德川家にそむきて上方にゆきしなりされば筑紫小田原の陣には常に豐臣家の軍に從つて德川氏に屬せず然れども石田が事を起す初めしばく家康公を襲ひ討ん事をはかりしには忠重も間にありて常に德川殿を擁護せしとぞ

勝成カツナリ
タカテンション
高天神は遠江

大將して合戰す、織田殿うせ玉ひし年、鳥居元忠と共に、甲斐の古國府に陣ぞつて北條の勢を打破り、信雄秀吉中たがうて、軍起し時、忠重父子、北畠殿の爲に、星崎の城を攻おとし、小牧の陣に從て、長湫に戰ひ、蟹江の城を攻む、今年十月秀吉伊勢國に攻め入ると聞て、忠重たゝ一勢寄手の多勢に打向ひ、水を阻てゝ陣を取る、その勢に憚りて、秀吉桑名に入る事をえ給はぎ、其後關白家に參りしに、桑名にての振舞ひ、又年比の武勇を感し玉ひ、石川出雲守と同しく武者奉行をぞ給りける、忠重の關白家へ屬せし事は、如何なる故にや、石川出雲守といふは伯耆守が事なり、かれと一時に武者奉行をうけ給はれば伯耆守と同しく上方に參りしなるべし　天正十五年七月卅日、豐臣の姓賜て、叙爵す、此頃までは總兵衞と申せしなり、按するに、忠重供奉し叙爵して、姓賜ふとあれぞも家譜本文の如し疑ふべからず、家忠日記には德川殿初めて御上洛のとき、筑紫小田原等の陣に從ひ、慶長五年の秋、石田等が兵起りし初め、池鯉鮒の宿にして加々井彌八郎秀盛が爲めにうたれ死す、年六十歳とぞ聞えし、嫡子なれば日向守勝成家をつく、勝成童名は國松丸、生年十六歳の時、高天神の城せめられしに、みづから鎗とつて高名し、手の者共にも首きらせて獻る、信長此由を傳へ聞き玉ひ、御書給て感せらる、成人して藤十郎と名のり、甲斐の古國府の戰に、みづから內藤の何某を討取る、星崎の城を攻めしにも、父と

共に軍し、長湫の合戦に、自ら一番に首を取る、郎等三人にも皆首とらせて、御前に参らせしかば、徳川殿御感なゝめならず、此日みづから首を切ること三つ、その内本治の城をせめ、又蟹江の城の城戸口にて、御方瀧川左近将監と散々に戦ふ、勝成兵を下知して、横さまにきつて懸りしかば、敵たちまちに敗れてけり、此日みづからも手負ふこと二、が所、かゝる高名度々に及ひしかど、此人天性腹あしき人にて、父の不興蒙りて、刈屋の城を出て、都に上り、六左衛門と名のる、世に傳ふるは、勝成時に、和泉守殿の納所の役人を召て、我は我家の嫡子にて、家督を受け玉はんをはゞかりて、まるらせず候、あはれ如何にもして、一度大殿の御ゆるし蒙らせ玉ひなば、その後は、いくたびも仰せに従つてまるらすべきよし

錢穀の財計掌る役人　ナンシヨ

本治は木造の誤にや　キヅクリ

と納所といふ

勝成親父のために不幸かうふりしは富永半兵衛といふもの、讒によりし故に勢州桑名にて富永を斬り信雄の長島の城に居りしを親父怒て息男これに候はんには此陣を去りて本國に歸るべしと申けるはこゝを去りて小牧の陣へ参る又親父申す所前の如く徳川殿御陣に隠しおかれ其後清洲の寺の中に居れりこの時前田の城主の信雄に背しを討れし勝成も馳せ行て徳川殿の前にて高名しみつからも疵蒙る其のちこゝかしこに流浪してつひに西國に下向せし也と一本に見ゆ

天正十六年佐々成政誅あり國除かる

を申しけれは、勝成大に怒て、やあ、大殿に申すべきはゞならば、おのれらに、かくいふべきやと、いひもあへず、首うち落して捨てぬ、其後、親父のけしき日を追てよろしからず、勝成、いやゝ〳〵此まゝにては、我また首きらるゝ事もこそあれと思ひ、刈屋を逃け出せしといふなり、

天正十五年に、關白殿筑紫にむかひ給ひし時、肥後國に渡りて、都にて闘諍し、人うち、肥後へゆきしとも云ふ、まことにや、佐々陸奥守成政が家に仕へて、國人等が亂起しに、所々の戰に高名し、成政亡ひし後、小西攝津守行長が家に仕へ、千石を領すと云々かしこを出て、また人を切て逃去ともいふなり、加藤主計頭清正が家にゆきて仕ふ、千石を領すと云　又こゝをも去りて、こゝにても人を斬りしともいふ　豊前の國に往き、黒田甲斐守長政に仕ふ、千石を領すと、長政船に乘て、大坂に上るとて、勝成を召し、帆柱にまとひたる縄とけ、といひしかば、勝成おもふやう、如何に心は猛しとも、かゝるわざに慣れざらんものが、これはや走る船の檣に登る事なるべきや、奇怪なる事いふ人かなと、腹たちけれども、辞せんもさすが口をしと思ひ、頓て攀ぢのぼつて、帆縄引ときて下りぬ、かく儕事いはん主に仕へん事、益なしとて、その夜船の着たる所よりたち去る、かゝりしかば、畿内も九州も、皆たゝずむべき所な

けれは、備中國に隱れ捿む、

此後勝成、乘之助と名をかへて、毛利が家人、備中國の住人三村紀伊守とて、三千石を領せし人の家にゆきて、十八石の祿うけて仕ふ、此國にて、子息美作守をは設けしなり、あち玉の春になりて、三村が家に椀飯の事あり、饗膳をはりて、茶を賜ふ事あり、下ざまの人には及ばず、勝成さすが昔を思ひ出でられ、あはれ如何にもして、呑はやと思ひけれは、茶たつる童坊に近寄て、手をつかねて、おことがなさけにて、我にも御茶たまはれといひしに、此童坊、これはうへざまの人々に給はるにて候、おこと等にまるらせん事、叶ふべからずといふ、されは候、それゆゑにこそ、かくは望みぬれといひけれぞも、つれなく聞きもいれず、勝成侍ほどの者に、飲食の物にて、恥は見せぬものといふ、童坊から〳〵と笑て、おことも侍の數と思ふにこそあれ、あらをかしやと云ひけるに、勝成大に怒て、大の眼に角を立て、はたと睨らんて、につくい今の言葉かな、思ひしらせてくれんずものをと、つぶやき〳〵、たち出て、彼童坊が茶の事畢りて歸る所を、たゝ一刀に切てすて、こゝをさりて、都をさして登りしといふなり、

慶長四年の事なり

忠寛の加々井に殺されし事なり

此時曾根を守りしは松下重綱なり本多忠勝其寡弱なるを以て勝成して之を助け守らしむ勝成行向ひやがて家康公の玉をきゝ軍に從はんと請ふ家康公又勝成をして曾根を守らしむ

都のかたに趣きしに、大坂の奉行人、德川殿の伏見の御館攻むべしとて、洛中洛外以の外に騷動に及びし時に參りあひ、幸なる事、でさんなれと、夜に入て、御館に參る、德川殿悦はせ玉ふこと斜ならず、さりとは申せども、御前には召さず、これは、和泉守どの如何なる事、はべるとも、勝成と音信を通じ給はゝ、長き恨に候べしと、制し玉ひしゆゑなり、德川殿山岡備前入道を御使として、道阿彌と申せし人なり、和泉守殿へ、いろ〳〵に仰らるゝ旨ありしかは、父の心もとけて、對面を許さる、さてこそ、德川殿にもめされけれ、百人扶持を給ひしとなり、程なく、德川殿の奥の會津に向はせ玉ふに、勝成供奉して下る、其跡にて、和泉守殿の事ありしかは、勝成を小山の御陣にめし、急き馳上つて、刈屋の城守るべしとありしに、勝成仰畏りて承りぬ、さりながら父の不興蒙りし身なり、今更家子郎等、勝成に從ふ事あるまじきにて候と申す、さらばとて、和泉守殿の家人等に、早く勝成の下知に從ふべき由の御書をなし下さる、勝成是れを帶し馳上りて、軍勢を催し、先陣に馳せ加り、美濃國に赴きて、曾根の古城を守りて、嶋津兵庫入道と戰ひ、大柿の城を攻めて、攻くたす、此後刈屋城を領し、三万石なり、一万石を加られしと見ゆ、慶長十五年、從五位上日向守になされ、同十九年の冬、大坂に馳せ向

ひ、城をせめ、明る元和元年の夏、大和路の先陣をうけ給はりて、大和國の軍勢をひきゐて向ひ、去冬の軍にい、藤堂高虎大和國の軍勢をひきゐしが、諸將ら五月六日の下知に從はざりしかば、今度は勝成に仰付られしなり、合戰に、敵の先陣打やぶり、首あまた切て、大御所の御陣に參らせしかば、御感の仰を蒙り、明れば七日天王寺の敵をかけ破て、父子二手に別れて、子息い美作守勝俊なり、逃くる敵を追うち、勝成が手にて、明石掃部介を討取る、眞先に城中にせめ入、一番に旗を建て、よき首九十七きつて獻る、打捨は數を知らず、然れども、大御所勝成が振舞を悦ばせ給はず、今度都にて勝成めして、一方の大將を賜る上は、相構へて、昔の如く、自らの高名せんと、な思ひそといひしに、今日の合戰に、明石掃部介が陣にむかひ、みづから鎗とつて、まつ先懸け、敵四人とわたしあひ、二人をば追はらひ、二人が首を切るなんぞ、かねての仰を背きて、かく輕々しきふるまひをば仕る、甚た奇怪の至りなりと仰られし程に、彼が手の者共、高名せしも、御感にあづかる事を得ず、されど、此年七月廿日、大和の國郡山の城を給はりしは、今度の勸賞とぞ見えにける、六万石同き五年に、西海道の鎭守のため、備後國福山の地を給ひ、城新に築て移る、十万石寛永三年の秋、從四位下に叙す、同十四年、肥前の國有馬に賊徒起りしかば、追

大柿は大垣なり三成の臣福原直高、相真長毎、熊谷直陣等これを守る

アカシイヘナリ
明石家成

勝成が一代の軍功は水野勝成事記といふ書ありて詳かなり

島原一揆なり

討の御使として、板倉内膳正重昌馳向ひ、九國の軍勢をひきゐて、かれが立こもる城を攻む、城いまだ落ちざりければ、重ねて松平伊豆守信綱を、さしむけらる、明る十六年正月元日、重昌うち死す、初め將軍家、信綱に仰下されしは、日向守勝成は、さる古兵なれば、彼等父子が、向はざらん程は、只遠攻にせよ、軍して兵うたすべからずとありしかば、信綱かしこに至りて、軍を留めて、勝成が至るを待つ、勝成わざと日數歷て、二月廿二日にぞ着きたりける、同廿四日、寄手の人々、信綱が陣に集りて軍評定す、戸田左門氏鉄進み出て、我等仰を蒙りて候ひしには、相構へて兵を討たすな、謀をめくらして、城をば攻め陷せとこそ承りたれ、たゞ遠攻にして、城中粮盡くるを待ち給ふべくや候はんとぞいひたりける、信綱勝成にむかひ、日向守殿の御謀承り度候といひしかば、今天下一統の世と成て、此奴原に力あはせんもの、一人もなし、何の恐れか有べき、たゞ面をも出させず、はし殺してくれ候に若くべからず、大御所むかし高天神の城を、かくこそ攻玉ひけれ、殊に此城と申は、古より名高き城なりとは、勝成がわかき時、鎭西に流浪せし頃より承り及び候き、あつた ら士の命、士民百姓等がために失はん事、謀にあらずといふ、氏鉄もつとも候、敵の

戸田氏鉄ノナカヲ

忠利ダノトキ勝茂カソレヲ

トキハ鎌波とも書く合戦の時揚くる合圖の聲

粮つきん程を待つべく候といひしに、勝成聞きもあへず、さばらく候、戸田殿、けふまで人々の遠攻して、御勢うたせ給はぬがよき謀と申事にて候ぞ、城の奴ばらが、事俄かに起つて、百日に及び、立こもつたれば、今は粮料も矢種も、はや盡きはてんずるものを、此後は何をか、さのみ待つべき、たゞひらせめに攻やぶつて、捨てられ候へと、云ひしにぞ、さらば攻めらるべきに定まる、其時細川越中守忠利、鍋嶋信濃守勝茂、一同に進み出て、忠利勝茂が陣取し所、無下に城近き所なり、二三の城をば、まづ我等が手より攻め破て、見參に入候ひなん、人々御勢一同に、時の聲をあはせ、力を添て給るべしと望みける、座中の人々、皆心得ず氣に見えし處に、勝成るたけ高に成て、此城を只二手にて攻おとし給はんと、忠利勝茂の佳名こそ、ゆゝしかるべけれ、なれども、誰か又見物の場に集たる様に、餘所には見て居候べき、勝成身不肖には候へども、むかし大御所に從ひ奉りて、十六歳にて軍始し、今此年に至るまで、大小の戰ひ、既に五十餘度、つひに人に超えたる事はあらねども、又人に越され し事もあらず、況んや、又時はかり作たる、鶏軍したるためし、猶さむらはず、かく人々功を爭ひ給はんには、軍勢多く打れぬべう覺ゆ、將軍の仰せにも、兵な打たせ

此時勝成年七十五歳代官は名代の事

勝俊ヤウトイフ初名勝重

そこそ侍れ、凡そ城を攻むる事、味方の心を一つにせでは叶はぬこと勿論なり、けふの軍の評定は、竹釘軍といふものにて、頭たる者は無きに似たり、伊豆守殿追討の御使として御下知あれば、勝成が存ずる所、此たびの大將、此人とこそ存ずれ、彼が御下知あらん事、いかでそむき申べき、老人の長居難義なり、子息美作守、父が代官として、これに留む、御評定一決の後、御下知を彼れに仰せ蒙るべし、この美作守と申す男も、若き時、大坂の合戰に召し具せられ、軍のやうをも見たるもの、さのみ無骨をも存ずまじ、御暇申す、かたく〳〵とて、座をたちてぞ歸りける、その日の評定には、廿八日をもつて、諸手一同に、城せめ破るべき日に定めらる、かゝる所に、廿七日の朝、人々また信綱の陣に集る、鍋嶋既に城中に攻入るといふ程こそあれ、諸手一同に先を爭ひ、上を下へと、ひしめく、勝成はおのが陣に在て、少しもさわかず、手勢五千を引ぐし、子息美作守が、信綱が陣より歸るを待て、さきがけさせ、本城に攻入て、一番に旗をぞ立てたりける、明れば十六年致仕入道して、宗休と號し、年八十八歳にて、慶安四年三月十五日に卒す、美作守勝俊、勝成の男、十七歳にして、父と共に大坂にむかひ、再び兵起しに、道明寺の合戰に、十八歳にて高名し、

勝貞カツサダ

勝慶カツヨシ

隼人正忠清ハヤトノショウタダキヨ

正保四年五月廿八日
忠清卒す、六十六歳

明る七日天王寺より押しよせ、敵の多勢をかけ破り、追つめ〳〵打つ程に、天滿の川に追こみて、首あまた討取ぬ、寛永十五年の春、父と共に、有馬の城を攻やぶり、一番に旗をたつ、同十九年に、從四位下に叙し、明暦元年二月廿一日、五十八歳にて卒す、其子日向守勝貞、初め備前守に任し、祖父と父とに隨て、有馬の城を攻し時、年纔に十五歳、明暦元年十二月廿八日日向守になり、寛文二年十月廿九日、三十八歳にて卒す、其子民部勝慶つく、後に美作守

隼人正源忠清は、和泉守の末子なり、慶長七年春、大納言殿、台徳院殿の御事に附けられ、御書院番頭となる、叙爵して、御奏者の事を兼ぬ、大坂初度の軍に、忠清が手の人々、青山伯耆守忠俊が手の人々と、互に先を爭ふ、明れば元和元年五月七日の合戦に、互に先を超させじと爭ひ進み戦ひし程に、兩人が手に、打死の人々多かりき、されば軍終りても、功を爭ふ事止まずして、大御所の御裁斷をぞあふぎける、同二年四月三日、大御所御違例既に事急なるに、忠清を召され、彼が父祖の事ぞも仰出されて、累代の舊領、三河國刈屋城をぞ、賜うたりける、二万石寛永九年七月十一日、同國吉田城に移る、四万石同十一年十月十七日、地加賜ふ、四万五千石を領ず、同十九年九月六日、

忠職ダヽモト

監物忠元ダヽモト
忠守ダヽモリ

忠直ダヽナホ

御小納戸は將軍家の内々の用費を管る
小十人は元來扈從人の訛稱にて馬廻りの士、其中より平日君側の給仕に常侍する者をば小性と云ふ是れも亦扈從の訛稱なり

歩行衆は歩卒後に徒立ちする者

忠善武事を好み士を勵ます士風嚴正青山大膳本多中務と並稱せらる

信濃國松本城に移る、七万石忠清卒し、卒する年いまだ聞ず、嫡子出羽守忠職、家を繼ぐ、承應元年五月十六日、忠職、内藤帶刀忠興、松平丹波守光重と、輪番交替して、大坂の城を守るべしと仰下され、これを假りの御城代といふ、忠職の守る事、まづ此年より同三年に至り、再ひ萬治元年より、二年に至り、三度寛文元年より二年に至り、寛文八年六月廿六日五十六歳にて卒す、其子中務少輔忠直家を繼ぎ、寛文十年春隼人正になる、

監物源忠元は、右衛門大夫忠政の四男、織部正忠守の二男なり、忠元年わかき日より、大相國家に台徳院殿の御事近侍し、御納戸頭を經て、此頃は小左衛門御扈從組の番頭に至り、小十人歩行衆等の頭を兼ねて、およそ三職を司とりて、大坂兩度の軍に從ひまゐらせ、大相國家西城へ遷らせ給ひし時、常に御側に伺候し、御近習出頭人衆といひしとぞ、御書院番の頭をかね、次第に身を起して、常陸の國山川の地を領す、所領いか程といふことをさらず、又卒せし年月日いまだきかず、男子二人、嫡子監物忠善、二男越中守忠久とぞ申ける、監物忠善父につぎて、後寛永七年十二月廿六日叙爵し、同き十二年十一月廿二日、駿河國田中の城を賜ひ、四万石と云ふ十九年九月六日、三河國吉田の城に移り、四萬五千石正保二年正月十一日、同國岡崎の城に移り、五萬六十石石、延寶四年八月廿九日に卒す、其男右衛門

大夫忠春、父につく、忠春是よりさき、承應三年十二月に叙爵す、

松平久松

因幡守康元は、初は勝元　久松佐渡守俊勝が男、德川殿には異父同母の御弟なり、むかし尾張の守護斯波家の被官、久松彈正左衞門菅原道定、初て當國智多郡阿古居の莊を領す、世に傳ふる所、聖廟の御末、字は久松丸と申せし人、此國に流され、野間の大進院といふ所に住む、聖廟は菅原道眞公の御事也、所の者共恭ひて、久松殿と仰きしより、子孫その字をもつて家に名づくといふ、道定より六代、左京進定氏一人の女子をもち、家つがすべき男子なし、一色兵部少輔源滿貞が一色宮內卿阿闍梨公源の九代の孫なり　二男次郎左衞門、詮定に娘あはせて、世嗣とす、佐渡守はこの詮定が五代の末孫なり、俊勝初め彌九郎長家といふ、男子一人まうけて妻を失ふ、德川殿の御母公、岡崎より出されて、御兄水野殿下野守信元、の許に歸り住み玉ひしを迎へて、男子三人、女子四人をまうく、三郎太郎康元即ち因幡守當腹には長子なり、其弟源三郎康俊、三郎四郎定勝後に隱岐守と云、と申、永祿三年三月、德川殿、今川の爲に兵をひきゐるて、尾張國に向ひ給ふとて、阿古居の館に立よらせ給ひ、御母上に御見參のついで、かの子息等を御覽して、元康外に弟とても、さむらはず、此三人の若者を、誠の弟とこそ存ずべけれとて、松平とは名のらせらる、此年三

河國山中醫王山の要害を攻らる、俊勝さき駈けし、忽ちに攻やぶる、同き五年、同國西郡の城をせめらるゝ、俊勝等馳せ向て攻む、城終に落てければ、俊勝に賜ふ、俊勝阿古居をば長子彌九郎にゆづり、西郡の城をば、嫡子三郎太郎勝元に康元初名守らせ、我身は岡崎に參り、德川殿軍出させ給ふ度毎に、必す御後を守る、天正三年十二月水野下野守殿信元武田の四郎に心を合せられたりとて、誅せらるべきよし、信長の仰せられしに因て、德川殿力なく、俊勝して岡崎に呼び迎へて、信元を誅せらる、俊勝大に驚き、かゝる事とも知らずして、信元迎へ來て打たせたりし事の無慙さよ、世の人のかへり聞かん事も恥しとて、德川殿を深く怨み、中違こそしたりけれ、三郎太郎勝元、御諱字を賜て、松平因幡守康元とは申し俊勝卒去の事、いつれの年月日といふことを未だ詳らず、天正十八年關東に移り玉ひし時、下總しなり、康元、初め駿河沼津の城を賜ひしと云ふ說あり詳なることをしらず、九年所領の地加へられ、關宿のほとりにて、二萬石を加慶國關宿の城を賜ひ、二萬石を領すといふ長五年の秋、奥へ下らせ給ふにも、上方へ攻めのぼり玉ふにも、御跡に留りて、江戸の城を守る、同八年八月十四日五十二歲にて卒せらる、嫡子甲斐守忠良家をつぎ、大坂の合戰に首三十四を切て獻る、元和二年美濃の國大垣の城に移る、五萬石寬永

忠春ダイハル

因幡守康元ヤスモト　俊勝トシカツ

シバ斯波は足利三管領の一

被官は被管官の略にて刑部の官人聖廟は菅原道眞公の御事也

アグヒ阿古居は阿久比の訛即ち水野譜の英比

ナシヤリ阿闍梨は梵語にて師範の義公源一に公深に作る

滿貞ミツサダ　詮定アキサダ

康俊ヤストシ　定勝サダカツ

元康は家康公の前名なり

イワウザン醫王山は桶狹間の戰後德川水野兩家相戰ふ時

西郡は今川の臣鵜殿長持の守る所

彌九郎定員は前妻の男子

武田勝頼

勝俊は天正十五年三月十三日六十三才にて卒す

天正十九年德川殿奥州を征せられし時騎卒千人に將として先鋒たり

忠眞ダイヨシ

元年、忠良卒して、其男因幡守延良つぐ、信濃國小諸の城に移り、慶安元年に卒し、世嗣なくて家絶えたりしが、明る二年正月廿八日、舍弟數馬良尙、別に伊勢の國長嶋の城を賜ひ、一萬石采女忠節、信州の福津の地を賜ふ、五千良尙成人して、佐渡守に任す、其嫡子信濃守良昌早世し、二男長門守元尙といふ、男女の子猶多し、此家絶て繼し、いはれありといふくはしき事をば知らず、

左少將兼隱岐守源定勝は、俊勝の三男なり、初め三郎四郎と申、松平と稱する事は、上にみえたり、天正十二年の冬、豐臣家德川殿の御子を養君とし奉るべきよし、望み申されしかば、此人を御子とし遣さるべしと仰せられしに、大方殿御母上傳通院殿と申せし御事なり深く歎き玉ひ、かれが兄源三郎、今川殿へ質とし、駿河國にありしを、武田がために奪はれ、かろうじて彼國を逃れ出て、深雪の中を蹈わけて、手足の指みな落ちて、世に交るべき身にもあらず、今また此子都にまるらすべしとも思はずと、泣きくどかせ玉へば、於義丸殿をぞ登せらる、德川殿、これは三郎四郎が母上に、うつたへ申しゝ故なりとて、御氣色宜からざりけれど、誠は其心にあらざれば、やがて御心とけ玉ひき、關東へ移らせ玉ひし時、下總國小南の地を領し、三千石關が原の戰には、遠江國掛川の城を守り、明る慶長六年の二月此城を賜ひ、三萬石此年從五位下隱岐守になる、同き十二年閏四月廿九日仰を蒙りて、伏見の城を守る、西城にあり、山城近江の國々にて、便宜の地下し賜ひ、四萬石、一說に五萬石、日記追加には、來年の如く玄るせり、掛川の城をば、息男に讓るべきよし仰下さる、創業記に出づ、たゞし息男の名をのせず、城主譜を按するに、松平河內守定行ぞ、駿河遠江は、遠江宰相殿領したまふと云云、平河內守定行ぞのとす、されども、創業記をみるに、慶長十四年より子遠江守定吉、掛川をゆづられしにや、定吉卒して、遠江宰相殿へまるらせられしなるべし、河內守定行にはあらじ、定吉の卒せし、十九年をぞらざれば、いかにもわかち難し、

り、明れば元和元年の冬、大坂の兵亂には、伏見の城にあり、明れば元和元年の夏、再ひ兵起しには、二條の城を守り、子息河內守定行、伏見城を守る、同き三年あまた地つけて、伊勢の國桑名の城を賜ひ、十萬石又十萬石とも又四位の少將に歷のぼつて、寬永三年十月四日、年六十五歲にて卒し、子息河內守定行家をつぐ、年九才の時より、大御所に奉仕し、大坂の兵起りし時、馳向て城を攻め、再ひ兵起し時は、十八歲にして、まづ伏見城を守る、道明寺の戰に、みづから高名し、明る日、將軍家の御手にて、一番に首とつて參りければ、兩御所の御感に預りぬ、元和六年伊勢國長嶋の城を賜ひ二萬石父の朝臣卒してのち跡を繼く、桑名城に移る、十萬石此年從四位下に叙し隱岐守に任す寬永十一年侍從に任し、十月十七日、伊豫

定吉は慶長八年十一月十九才にて卒す宰相頼宣卿の兩國賜りしは同十四年の事

定行

定勝が卒一に元年三月十四日に作る

松山又勝山とも
定頼サダヨリ
定治サダハル
定長サダナガ
鍋之助定直サダナホ
越中守定綱サダツナ
荒川二郎九郎は甲斐守義廣の次男其母は家康公の妹なり
定綱好みて書を讀み士を愛す山鹿高祐を師として兵法を學ふ當時の良將として其名四方に聞へたり
此家の乘輿は黒漆の棒なり（ノリモノハクロヌリ）

國松山城に移る、十五萬石、明暦四年二月廿八日致仕入道し、松山と號し、寛文八年十月十九日八十二歳にて卒す、隱岐守定頼、定行の男、初め從四位下河内守、家譲られのち、隱岐守となり、寛文二年正月廿三日、五十六歳にて卒す、嫡子主計頭定治、病に依て、籠居しければ、二男石見守定長、家をつぎ、從四位下隱岐守になり、三十五歳にて、延寶二年二月十二日に卒し、嗣なければ、一族美作守定時が嫡男鍋之助を養うて世嗣とす、萬之助と此年從五位下淡路守に任し、延寶五年閏十二月從四位下に叙し、隱岐守守に任す、

越中守源定綱は、隱岐守定勝の三男なり、慶長元年三郎四郎と申して、いまだ幼なかりし時、荒川二郎九郎が養子となる、同き四年十二月七日、荒川、伏見の御館にて死す、荒川が家臣等荒川が一族して其家を繼すべきよしを、頻りに訴へ申ければ、大方殿聞召し、荒川が三郎四郎を子として、既に四年を經たりしに、今に至て、家臣等が、かく申こそ心得ねと仰ければ、徳川殿、三郎四郎何ぞ荒川が世嗣たる事を願はんや、彼が成人の後は、彼の所帶よりは、猶あまたの地領すべきものなりと仰らるゝにぞ、大方殿の御心もとけにける、同き七年十一月三郎四郎十二歳にして、

十一歳か掛川の城を出で、關東に下り、本多佐渡守正信を頼み、大御所に見參すべきよしを望み申ければ、頓て御前に召し、正信を以て、將軍家に召し使はるべきよしを仰せらる、九年始て下總國山川の地下し賜ひ、五千石、十年に叙爵し、越中守に任し、十五年七月所領の地倍し賜る、一万石、大坂前後の軍に、御書院番頭として、手の人々に軍させ、みづから能き武者二騎切ておとし、郎等らも首十七きらせて獻る、（此とき廿四歳）元和五年遠江國掛川城を賜ひ、三万石また三万五千石とも、寛永二年正月十一日、山城國淀城築きて、定綱に賜り、四万石、又は三万五千石同き十年、美濃國大柿城に移る、六万石といふ明る十一年十一月伊勢國桑名の城に移りて、慶安四年十二月廿五日、六十歳にて卒す、

世に傳ふる所は、台徳院殿大相國、日光山へ御參詣、還御の時、下野の宇津宮の城を、假の御座所に定められる、城主本多上野介、旅の御設けす、此人逆謀あるよし、告申す人あつて、夜中ひそかに、城を御出ありて、御供少々召ぐせられて還御あり、其時越中守定綱仰をかうむりて、御肩輿に乘て歸る、供奉の人々、常の如く、人みな、實に將軍家と思へり、これよりして、彼家の肩輿の制、頗る將軍家の御物に似たりと、この事、何時の頃にや、また有りし事にや、按ずるに、本多が宇津宮賜り

大御所(オホイゴシヨ)は家康公

定良(サダヨシ)

定重(サダシゲ)

美作守定房(マサカノカミサダフサ)

令張又令治(イヒハリ)とも

定経(サダツネ)

定時(サダトキ)

定直(サダナホ)

岩松丸定陳(イハマツマルサダノブ)

千勝丸定道(センカツマルサダミチ)

しは、元和五年なり、罪かうふりしは、同き八年の九月なれば、此事は元和八年の四月、大御所七年の御遠忌にて、日光山へ參り玉ひし時の事にや、

其子攝津守定良家を繼き、明暦三年七月十八日、廿七歳にて卒し、嗣なかりしかば、河内守定頼の、後には隱岐守三男を世嗣とす、叙爵して越中守定重と申す、

美作守源定房は、隱岐守定勝の五男なり、初め寛永二年伊勢國長嶋城を賜ひ、此時兄隱岐守定行、桑名城を領す、弟なるゆゑに、定房も同國にて城たまひしか、同き十二年十一月廿二日、伊豫國今張の城に移る、三万石一説に四万石といふ非か、寛永五年十二月廿七日、從四位下に叙し、關東の地を以て、所領を加賜ふ、此人江戸城留守の事をうけたまはりき、此時の事にや、此度の加恩にて四万石を領せしなり、同き九年侍從たり、延寶二年六月廿六日致仕入道して、安心軒と號し、今治と都のほとり黒谷に籠り居て、同四年六月廿八日、七十三歳にして卒す、嫡子肥前守定經早世し、二男玄蕃頭定時に家を譲る、此年定時美作守に任し、同き四年、父入道の病甚しと聞て、暇申とて、都に馳せ登り、路次にて卒す、四十二歳とぞ聞えける、定時が嫡子定直は、時に鍋之助と云、後に隱岐守

隱岐守定長が家を繼ぎしかは、二男岩松丸、父定時の家をつぎ、四万石同き八年駿河守に任す、三男千勝丸所領をわかつ、後に修理亮定道と申、開發の田五千石をわかつ、

能登守定政(サダマサ)は一に定次に作る

石谷(イシガヤ)

井伊直孝(ナヲタカ)

阿部忠秋(タヾアキ)

能登守源定政は、隱岐守定勝の六男なり、左大臣家に大猷院殿の御事、此後是にならふ、近く仕へ奉り、御扈從組の組頭となる、慶安二年二月廿八日、三州刈屋の城を賜ふ、寛永十二年より伊勢の長島七千石を領せしが、この時一万三千石を加へられて、二万石を領せりと、寛永の日記に出つ、一説に初め、長島二万石を領すといふ非なるにや、いまだ知らず、慶安四年四月廿日、左大臣家薨しませ玉ひしのち、七月九日忽ち世を遁る、その体すこぶる狂氣に似たりしに依て、舍兄隱岐守定行にあづけらる、

七月九日、定政已が家に、增山彈正忠、中根大隅守、宮城越前守、牧野織部正、石谷十藏、林道春六人を請じ、饗應事終りて後、定政、牧野中根石谷三人に向ひ、人々頼み參らすべき事あり、又殘る人には、定政が申事をは、能く聞かせ玉ひて、後日の證人に頼み參らすべき事あり、定政故將軍家の御恩、高く厚く蒙りたる身なり、一たびは命を捨て、報ひ奉らんと存せしに、世を早うせさせ玉へは、年比の所存、空しくなり畢んぬ、縱令當代に仕へて、我忠を致さん事を思ふとも、今の執政の人々が、輔け奉るやうならんには、君未だ御幼稚なり、天下亂れん事、遠きに有るべからず、井伊殿阿部殿へ此事申さんが爲に候とて、直孝忠秋のもとへ、一封の書取出て、三人にぞわたしける、人々興さめて、大に驚き思ひしが、さて止むべ

き事ならねば、掃部頭のもとに行向て、此由を語りて、彼書をつたふ、直孝一人して見るべきにあらずとて、執政の人々打寄て、開き見るに、始には、定政が廿四歳の時より、四十二歳に及ふまで、夢に見たりし歌どもをしるし、その次に、自詠の歌書て、奥には、定政世にありしむかし、いかでかゝることをも申べき、今は憚る所なき身となりぬ、思ふ所を殘すべからず、尋ね玉ふべき事あらんには、召しに從ひて參るべきにて候とぞ、書きとゝめける、此文のやうにては、定政いかになりぬらんと尋ねけるに、人々にこの文わたしてのち、忽ち上野の山に入りて、髪そりて捨て、嫡子をも入道させ、のこる二人の男は、兄の隱岐守が許へつかはし、妻をも、舅の永井信濃守がもとに返しぬ、人々こは如何にと、いよ〳〵驚く、又掃部頭の許へ消息す、まづみづからが名を天德院大居士としるす、此書には、諷諫の言葉など、少々書のせて、さてわが所領の地より、兵器雜具にいたるまで、盡く將軍家にたてまつるよしを載せたり、父子幷郎等四人ともに、入道して、墨染の衣の下に、打刀横たへて、銅鉢さゝげ、松平 能登の入道に、ものたべ〳〵、南無阿彌陀佛〳〵と申て、東西の町々をめぐりありきぬ、同き十五日將軍家、殿中伺

上野は東叡山寛永寺なるべし

打刀（うちがたな）に佩つけたる刀

候の大小名に、定政が兩通の書を見せられ、同十八日兄隱岐守定行召して、定政が所行、狂氣の致す所なれば、その罪を宥められ、定行にめし預けらるゝ所なりと仰下さる、同き廿九日定政が兄越中守定綱、早馬を參らせて申す、舍弟能登守が事、風聞の及ふ所、頗る狂氣に似たりといへども、且は又、如何なる謀事ならんも計り難し、さるに依て、速かに、我が桑名の城をたつて、かれが刈屋の城に馳せ向つて、是を守り畢んぬ、又郎等を分て定政もし馳せ登る事あらんには、搦め取て來るべきよしを下知し、路をさへぎるの所に、兄隱岐守に預け下さるゝの旨を稱して、定政をゐて西をさしてのぼるの間、押し留めおきぬと注進す、此よし聞召されて、越中守が振舞、神妙なりとぞ、感したまひけると申なり、

早馬は急使なり

左大夫定澄（サダズミ）

增山

其のち定政不白入道と號し、兄が領せし伊豫國松山のほとりに籠り居て、行年六十三歳にて、寛文十二年十二月廿日に死しけるとぞ、聞えける、一說に、十一月廿四日に死すと、定政死して後、延寶元年十二月十九日、彼が息男數馬定知、傳左衞門定清二人、御家人に召加へられ、兄に千五百俵、弟に五百俵を賜ふ、又定政が松山にて設けし男子ありしを隱岐守定直所領分ち與へん事を望しかば、是も御許し候て、御家人となされ、左大夫某と申し、開發の田三千石を分ち與へしとなり、

彈正少弼藤原正利は、七澤作左衛門清宗が嫡子にて、寶樹院殿の御弟なり、右大臣家の御母上なり、初め御家人に召されて、祿米千俵を賜ひ、後に倍して二千俵と成、相模國にして、所領の地を賜ひ、御奏者の事を奉る、一万石を領す、萬治二年三河國西尾の城を賜ひ二万石、寛文二年七月廿八日卒す、年四十歳、一説に四十五歳、子なかりしかば、弟那須遠江守資國が、左京太夫資康か養子となる詳なる事那須家傳に見ゆ、男をもつて嗣とし、兵部少輔利順と申す、寛文三年常陸の國下館の城に移る、二万三千石

彈正少弼藤原正利は、七澤作左衛門清宗が嫡子にて、寶樹院殿の御弟なり、右大臣家の御母上なり、初め御家人に召されて、祿米千俵を賜ひ、後に倍して二千俵と成、相模國にして、所領の地を賜ひ、御奏者の事を奉る、一万石を領す、萬治二年三河國西尾の城を賜ひ二万石、寛文二年七月廿八日卒す、年四十歳、一説に四十五歳、子なかりしかば、弟那須遠江守資國が、左京太夫資康か養子となる詳なる事那須家傳に見ゆ、男をもつて嗣とし、兵部少輔利順と申す、寛文三年常陸の國下館の城に移る、二万三千石

彈正少弼正利マサトシ
七澤清宗ハキヨムネ
内村の人寶樹院殿は下野島名は樂、父を青木三太郎利長と云死後其母再び作左衛門に嫁す父母と共に淺草の里に住す春日局おらくの容色あるを以て之を家光公に進め家綱公を生む、其姉は品川式部大輔の妻となり、弟は即ち正利其次は那須資國スケクニ
寶樹院は承應元年十二月沒す年三十二
右大臣家は四代將軍家綱公なり
利順トシノブ

藩翰譜第三　終

藩翰譜第四上

酒井

左衛門尉源忠次は、故左衛門入道淨賢が子なり、其家の系圖傳ふる所、かくの如し、先祖の事詳ならず、世に傳る所、異説まち〳〵なり、事長ければ、下に註す、〇徳川殿の御先祖源親氏と申奉る、初て三河國に至り玉ひ、坂井といふ所に留り、嘉吉元年十二月、御子一人設けらる、坂井五郎親清といふ、此後松平に移り、泰親を設け玉ふ、これ徳川殿の御先祖なり、坂井五郎親清男子二人、兄は小五郎親忠、弟は與四郎親重といふ、文明十一年七月十五日、泰親の御子信光、安祥を攻められし時、坂井五郎親清三十九才、小五郎親忠二十才、與四郎親重十八才、父子三人御方に馳參り、搦手に向ひ、城を攻おとす、小五郎後に信光の御子親忠と申奉れば、おのが名乘を改て、坂井左衛門尉氏忠といひ、入道して、淨賢と號す、是も男子二人、兄は將監忠尚、弟は左衛門尉忠次といひしなり、與四郎親重は、雅樂助正親の父なりと云云、此説詳なるに似たり、されども、雅樂助正親の系圖に合せ考ふるに、大に異なり、彼系圖をあはせ見るべし、

左衛門尉忠次ダヽツグ
淨賢ジヤウケン　名は忠善タヽヨシ
親氏チカウヂ
親清チカキヨ
泰親ヤスチカ
親忠チカタヽ
親重チカシゲ
信光は和泉へ入道
氏忠ウヂタヽ
忠尚タヽヒサ
正親マサチカ

並合記に曰く、酒井與四郎忠則三河國成瀬に住す、後に大濱の下宮に蟄居す、三河松平の酒井是れなり、成瀬七郎忠房、太郎左衛門忠親、二人は、正行寺に居す、この三人は兄弟にて、新田の一族大館又太郎宗氏が子なり、紋かたばみと云云、此説殊に珍らし此説の如くなれば、同し流の源氏なれど、徳川家の庶流にはあらざるなり、

初の字をば小五郎と申す、永祿の初め酒井將監忠尚背きし後、故左衛門が家絶つべからずと仰ありて、同き小五郎忠次に所領賜ひて、左衛門尉とめさる、

世に傳ふる所に曰く、初め廣忠卿十一歳にて、駿河にましまず時、天文五年四月八日、酒井左衛門卒す、其子を將監と申て、父に繼く、永祿六年徳川殿、織田信長に組みし玉ひし時、將監二心ある由なれば、討手を差向られしに、打もらしつ、一向宗の亂の時、將監上野城にこもり、明れば永祿七年に城逃れ出て、駿河に落行く、其所領を甥の小五郎忠次に下さると云云、又岩淵夜話別集に曰く、今川義元、織田殿に討れ玉ひし後、酒井將監を召して、今川氏眞、年頃父の讎むくはんといふ志もなく、家人多けれども、諫むるもの一人もなし、元康たま〳〵此事を勸むれ

ナミアハセ
並合記は謄書なる事今は誰れも知りたり信ずべからず

タヾノリ
忠則

タヾフサ
忠房

タヾチカ
忠親

タヾナホ
忠尚は淨賢の男

廣忠卿は家康公の父

一向の亂は永祿六年

桶狹間の戰は永祿三年五月なり

元康は家康の前名

ノブヒデ
彈正忠信秀は信長公の父

カミノ
上野

は、用るざるのみにあらず、却て恨みをふくむ、今川の家亡ふべき時、既に至りぬ、この上は力なし、元康は駿河に置きし人質、捨てなんと思ひたつ、汝が人質をもするゝは捨てんと心得よと仰ありしに、將監は、今川と中違ひし玉はん事、然る可らざる由を諫めて、御前を立しに、徳川殿、彼が氣色二心ありと覺ゆるぞと、速に兵をおこして追かけ玉へば、おのが上野の城に入る事を得ず、直に駿河へ落行、將監が所領をば、彼甥小五郎に賜て、左衛門尉とめさると云云、按ずるに前の説によれば、左衛門尉忠次に所領賜ひしは、永祿七年の事なり、後の説によれば、永祿四年の事なり、創業記考異にも、一向宗亂の下に、此度酒井將監、上野の城に立こもり、將監は昔しも御敵なりしが、此度も又一揆に組みしけると載せ玉へり、又一向宗亂の時、左衛門尉忠次、一方の大將たれば、岩淵夜話別集の説の如くに、永祿四年に忠次に所領賜りし事、疑ふべからず○家忠日記增補を考ふるに、酒井將監天文十六年織田彈正忠に組して、廣忠卿に背き、永祿六年一向宗亂の時、又徳川殿に背くとしるす、誤れるにや、大久保彦左衛門物語に、廣忠卿の御時の事しるして曰く、坂井左衛門尉殿は、織田彈正と心を合せて、御城へ詰て、石

川安藝守と酒井雅樂助に腹を切らせ玉ふべしと訴ふ、左衞門逆心して御城に詰たりと聞て、各馳せ參れば、左衞門尉引退き、譜代の衆五三人引ぐして、織田彈正忠へ出ると、云云、是天文十六年の事なり、又一向宗亂の事を記して曰く、上野には酒井將監殿逆心なり、其後將監殿上野を明て、駿河へ落ち行き玉ふ、おとなにて上樣か將監殿かといふ程の威勢なれども、御主に勝つ事ならずして、夫より將監殿の筋は絶て、跡方もなしと、云云、是永祿七年の事なり、大久保が記は眼のあたり見もし聞もしたる事しるしたれば、大に謬るべからず、都て諸說を合せ按ずるに、忠次の父、定かならざるに似たり、其家の系圖には、左衞門入道淨賢が子の將監忠尙が甥といふ、が子と見えたり、世に傳ふる所は、左衞門入道淨賢、天文五年に卒すとなり、此時七十七歲なり將監殿の筋は絶て、跡方もなしと、云云、是永祿七年の事なり、大久保が記は眼のあたり見もし聞もしたる事しるしたれば、大に謬るべからず、都て諸說を合せ按ずるに、忠次の父、定かならざるに似たり、其家の系圖には、左衞門入道淨賢が子の將監忠尙が甥といふ、が子と見えたり、世に傳ふる所は、左衞門入道淨賢、天文五年に卒すとなり、此時七十七歲なるべし、入道が卒する時は、忠次年わづかに十三才にや、然れば入道六十五才のとき設けし子なり、覺束なし、大久保が記によれば、天文十三年に廣忠卿に背き參らせて、尾張へ行し左衞門尉といふ者あり、これ入道にあらず、また忠次にあらず、思ふに此左衞門尉といふは、淨賢が子にて、將監忠尙が兄弟、則ち忠次が父

石川清兼
酒井政親
兩人も此時の家老なり

おとなは家老の事

酒井は德川殿電代の家老なり
忠次の室は雄井殿と申す政忠永祿三年に死したれは酒井に嫁せしは同四年か五年なるべし慶長十六年に卒すと云
戶田松平第四の下にあり
小原肥前守實長

源三郎康俊は久松松平なり

此時參河の士を分けて二組となし四參河は石川家成を旗頭とし東參河は忠次に屬す其人には松平右京松平內膳、松平源七郎、松平又八郎、松平又七郎、松平主蕎、松平瀨九郎、設樂神三郎、菅沼新八郎、四鄕

なるべし、さらんには、忠次實は淨賢入道が孫にして、將監忠尙が爲には甥なり、世に傳ふる所の說にあふにや、其家の系圖に、忠次を淨賢が子としるしゝ事は祖父が家を繼がせ玉ひしに依りてなるべし、其父左衞門尉は反逆の人なれば、系圖には載せざると見えき、

忠次譜代重職の家を繼き、又岡崎贈大納言家の御妹君にそひ參らせ、德川殿の御伯母聟なりけれは、忠次の室は、初め長澤の松平上野介政忠に嫁し、源七郎康高を設けらる、政忠桶狹間の戰に討れ玉ひし後、忠次に嫁し玉ひしなり、當家に於て肩を並ぶる人なし、永祿六年の秋より、一向專修の門徒等、盡く背き參らせし時、忠次が向ふ所敗れずといふ事なし、戶田三郎右衞門忠次が傳を合せ考へし、七年六月今川の侍大將小原肥前守、吉田の城にあり、忠次先陣を承て攻む、小原防きかねて、忠次に依て御一族一人を賜て、駿河國に御供仕り候はんには、城をば開き渡し奉るべきにて候と望む、さらば松平源三郎殿、駿河へ趣き玉ふべきに定りけれは、忠次が娘をも副て、小原にわたす、小原駿河に歸りぬれは三河國盡く德川殿に從ひぬ、同き月廿二日、城をば忠次に賜りけり、忠次に吉田の城を給りて、東三河の衆を其手に屬せらるゝといふ源三郎殿は、久松の男、德川殿異父同母の御弟、此後武田が今川を亡ぼせし時、おのが國に取參らせてゆく頓て歸り給ひしなり、此後忠次、此はとりの人々の簇頭し

新太郎・松平丹波、奥平美作守、牧野新次郎、鵜殿八郎三郎、等皆吉田の近地の人々なり

ガイドウ
海道第一の勇者と稱す

忠次姉川の合戰にも從ひたり
越前は朝倉なり

山縣昌景マサカゲ

ニレギ
二連木

廣瀨は武田家の勇將なり

小山田昌行
ホウライジ
鳳來寺
ムカサ
六笠
イチノミヤ
一宮

ダイテンリウカハ
大天龍川

岡崎次郎三郎信康は家康公の長子

ハジカミバラ
生薑原

アルミ
有海
トビガス
鳶巢
武田信實ノブザネ

て、所々の合戰に先陣し、一度も不覺の名をとらず、忠次の戰功數ふるに暇なし、たゞその大畧をあぐるすのみ、中にも元龜元年九月、去る六月近江國姉川の合戰の後、織田殿また加勢の事を仰けれは、此度は忠次石川日向守家成と共に、宗徒の人々引具して向ふ、其勢僅かに二千人には過きず、近江の勢多にて、織田殿に參り合ふ、信長悦ひ玉ふ事斜ならず、越前の敵をは、信長防き戰ひなんと、當國佐々木が軍勢には、人々向て軍せよと宣へは、勢多と草津との間にぞ、陣取たる、同き廿五日佐々木が多勢と戰ふ事、一日の間に廿餘箇度、敵盡く利を失て、越前の兵、氣おくれして、信長に中直りし、本國にこそ歸りけれ、同き二年四月、武田大膳大夫入道信玄、二萬三千人を引具し、參河國へ發向す、德川殿敵二連木の城を攻ると聞召し、御勢繞に五千人、後卷せんとて出玉ふに、城は落ちぬと聞えしかは、吉田の城に入玉ふ、武田もこゝに押寄〳〵、山に陣を取る、まづ子息の四郎勝頼、山縣三郎兵衞尉昌景、都合其勢八千五百、城の邊に攻め近付く、左衞門尉忠次城中より切て出、敵の多勢を追拂ひ、明る日又先駈して、吉田の宿のあなたにて、一日が其間に三度まてこそ戰ふたれ、此日忠次自ら廣瀨鄉左衞門と戰ふ事二度に及ふ武田入道、德川殿此城に、ましますと見てけれは、容易には陷されじと、茲より山路を歷て、本國へぞ歸りける、同三年十二月三方が原の合戰に、武田が侍大將小山田備中守が陣を討破る、天正元年二月、忠次鳳來寺の城を攻落す、六笠一宮の城々、悉へずして皆降人に成て出づ、同二年九月武田四郎勝頼、濱松の城を攻めんとて、二萬餘騎を從へて、大天龍を打渡り、御方は僅か七千人にて、天龍に打臨み、既に御勢を進めらる、忠次頻りに諫めけれは、御方進みて戰に及はず、敵も頓て引返す、同き十月勝頼、又鳳來寺に要害を搆へ、軍勢を込む、十二月二日忠次かしこに押よせて、城中の兵と戰て、首餘多切て獻る、同き三年九月武田四郎、長篠の城を落さんと、遠江國を經て、三河國に打出づ、德川殿御父子、後卷あるべしとて、三郎殿山中に陣を取り玉へは、德川殿吉田の城に入り玉ふ、左衞門尉忠次城を出て、生薑原の邊りにて、山縣が勢と戰ひたり、頓て織田殿加勢有て、同き廿日、御方の軍勢都合十萬餘騎、有海が原に出向ふ、勝頼武田兵庫介信實を先として、宗徒の侍大將七人、長篠の城の上、鳶巢の要害に籠む、小山田等が勢を引分て城を攻め、我身は一萬五千餘騎、瀧澤川を渡て陣を取る、忠次德川殿に向て、忠次參河の人々引具し、此所より遙かに南へ廻て、山路を傳ひ、鳶巢に至り、かの要害を攻落して候はんには、明日の合戰、

御方一定勝ちぬべう候と申す、さらば信長に參り此由を謀れと仰ければ、忠次織田殿に、斯と申す、信長大に感し給ひ、足輕の兵に鐵炮五百挺を副られたり、

金森長近

奥平貞能（オクダヒラサダヨシ）

名藏（ナクラ）一に名倉に作る

奥平信昌（ノブマサ）は貞能の子

室賀（ムロガ）一葉軒

一說には、忠次此由を申けるに、信長大に怒て、此謀事然るべからずと、のたまひし程に、忠次面目を失て、其坐をたつ、信長窃かに近づけて、誠に汝の謀事ゆゝしけれど、若し敵に漏れ聞えんずらんと思へば、今のやうには云ひたり、はや打立とありしかば、忠次さらば御使を給へ、忠次が軍する樣を見せ玉ふべしと望みしかば、金森五郎八等の足輕大將を添へられたりと云云、又一說に、忠次が此謀を述べしは、德川殿御父子織田殿御父子參會ありて、軍評定ありし時の事なり、御使に參りしには、あらずともいふなり、

忠次急きおのが陣にかへり、宗徒の人々相隨へ、都合其勢三千餘騎、奥平美作守貞能に案内させ、この說奥平家の事書に見えたり、一說、奥平監物名藏喜八と云云、夜もすがら大雨を凌き、難所を越え、しのゝめやう〳〵あくる頃、敵の陣に押寄せ、後の陣より火を放ち、時を作て切て入、おめき叫ひて攻めし程に、兵庫頭信實を初とし、宗徒の大將多く討る、奥平九八郎信昌も、同しく時を合せつゝ、城中より切て出づ、小山田室賀相木が勢、おのが

伊忠は深溝松平（コレタヾ）

須訪（スハ）の原の城は武田（ハラ）の屬城なり

忠次（タヾツグ）

康親（ヤスチカ）

陣所に火を掛て、煙の紛れに落行を追詰〳〵、討つ所に、小山田が五百餘人、取て返へして戰ふ、松平主殿助伊忠討れけれど、鳶巢既に攻おとされ、長篠の寄手、負軍すと聞えしかば、四郎が軍、うしろあらはになり行て、終には敗て落て行く、軍既に畢て後、織田殿、忠次を召れ、薙刀を賜て、今日の功をぞ賞せらる、此薙刀をば、忠次後に德川殿に奉りしなり、遠江にあり、今年六月より攻られしなり、

今年六月二俣の城の先陣し、同八月諏訪の原の城、終におちぬ、又小山の城攻むべしと議せらる、忠次諫め參らせて、武田が城既に落ちぬ、此後所々皆かくこそあるべけれ、まづ此度は御勢を返さるべうもや候と申す、德川殿用ゐる玉はず、忠次重ねて、故信玄入道、弓矢を取て、當代に類ひ多からず、されば其子息なれば、四郎頓てうしろ巻し候ひなん、長篠より此かた打續きたる戰ひに、御勢既に疲れぬ、戰はんこと謀にあらずと申す、松井左近忠次後に松平周防守康親進み出て、小山の城せめられんに、何條の事か有べき、四郎が後巻叶ふ可らず、今年長篠の合戰に、能きもの餘多うたせつ、今は越後の敵に、信濃の國、取られじとこそ謀るべけれ、是より後、五三年がほど此方に向ひ軍せん事、思ひもよらずと申す、此上は忠次強て諫申に及はず、小山の城をせめらる、四郎勝頼是を聞て、甲斐信濃上野の軍勢、生殘

りたる者共に、長篠にて討れたる兵の、或は子或は弟なぞの僧となりし者を、盡くかり催し、都合其勢二萬餘をひきゐて、小山の後巻す、御方の人々、左衞門尉が云ひし如く、武田また打出たりとて、引返さんとする所に、城中よりも切て出、忠次士卒を下知し、取て返し、みづから眞先に進み、左衞門尉忠次我なりと名乘かけ〳〵、敵の勢をうち破る、武田が方にも高坂彈正忠、主人を強て諫めけれは、戰ひに及ばず、同き四年二月七日上杉管領輝虎より忠次に書をぞ給りける、是れ德川殿と相謀て、武田を亡さんとの事なりけり、夏目が記を考るに、元龜三年の秋、德川殿より遠州秋葉山の先達加納坊といふ山伏に、熊谷小次郎を添て、御使とし、樽肴に唐の頭十、並に濱松の城の木圖を謙信の許に送り遣はさる、此木圖近き比迄、上杉の家にあり、又石川伯耆守植村出羽守かも、今年初て上杉と好み結ばれしにあらすや、然れは、忠次、駿河國に入玉はんと、議せられしに、忠次申旨あつて、御軍をとゞめらる、同き八年九月駿河國田中の城をせめ、十月高天神城おちしとき、首四十二切て獻る、同き十年武田亡ひし時、先陣打て甲斐に入り、織田殿、駿河遠江三河を經て、本國に歸り玉ふべしと聞えしかは、德川殿まづ忠次返して、御設けの事、沙汰せらる、四月十二日織田殿濱松に至り、忠次に向ひ、此度武田を討し事、是れ併しながら、

高坂昌信（カウサカマサノブ）
上杉輝虎（ウエスギテルトラ）は關東管領となる

唐の頭（カラカシラ）は白熊（シラクマ）の尾毛（ケ）

木圖（キヅ）は木製の城形なるべし

黃瀨川（キセガハ）
忠次が申旨は深く敵地に入りて後に險隘の地を負ひ前に大敵を受くるは良策に非ず兵を瀨戸（セト）に留めて其變を禦ぜんと申しなり

來貞光（ライヤスミツ）

此時の事本多の譜に詳かなり

北條氏直（ウヂナホ）

氏規（ウヂノリ）は氏直が叔父
大道寺直政（ダイドウジナホマサ）
山角（ヤマスミ）

德川殿の武功による所なりと宣ひて、夜いたく更くるまで、忠次と物語し、數盃の興をぞ添られける、同き十八日、吉田の城に着玉ひ、元より此所は、おのが守る所なれは、忠次みづから御設けす、貞光の太刀に黃金貳百兩添て引れたり、今年五月德川殿安土へ御參ありしに、忠次御供に候ひけり、織田殿みづから配膳せらる、六月二日織田殿父子失はれ玉ふ時、德川殿和泉の國堺の浦より、本國へ返へらせ給ふ、道の程、忠次等供奉して、岡崎に至り玉ひ、光秀追討あるべしとて、軍勢もよほして發向あり、忠次先陣承り、尾張の國に打入、光秀既に討ると聞えければ、此所より引返し、甲斐の國に向ひ玉ふ、忠次また先陣す、七月十四日忠次信濃國十二郡の事、知行すべき由を承る、東三河の軍勢を引ぐして向ふ、國人等あへて忠次が命に從はず、かゝる所に、北條左京大夫氏直、武田が領せし國々從へんと、數萬騎を引卒して、打て入ると聞えしかは、忠次信濃國を去て、甲斐國に引返し、九月十日、忠次一勢、自餘の勢をまじへず、北條の勢を打破る、かくて諸方の戰ひ、敵みな利を失ひ、氏直美濃守氏規を北條使者として、德川殿に中直りし、大道寺山角等を質とせらる、御方よりは忠次が嫡男小五郎家次をこそ出されたれ、程なく德川殿の姬君、氏直の北の

北條氏直（ウヂナホ）

方に定まらせ玉ひしかば、互の人質を返されて、明る十一年姫君相摸國に入せ玉ひ、忠次おくり參らせけり、十二年の春の比、筑前守秀吉、北畠殿に背きて尾張國へ發向すと聞えければ、徳川殿信雄をたすけて、尾張國に至り玉ふ、池田紀伊守入道信輝が一族、秀吉に組して、美濃國大柿の城を立て、まづ犬山の城を落し、犬山に陣を取る、入道が聟森武藏守長一、羽黒に陣をぞ取たりける、忠次、落合の御陣に參り、長一、年來鬼武藏と名を呼れ、おのが武勇を恃みにして、近く羽黒に陣をとる、忠次打破て、京家の輩に、我が國の軍の樣を見せ候はゞやと申て、東參河の人々を引ぐして、まづ樂田羽黒五郎丸の在々所々、駈しう燒たてゝ、武藏守が陣に押寄す、長一八幡の森を打出て、流るゝ水を前になし、兵共下知し、皆おり敷てぞ待かけたる、御方頓ておし寄て、矢一つ射ちがふる程こそあれ、水をさつと渡して、おめいて懸る、敵しはしは支へ戰ひしが、さん〴〵に駈け破られ、犬山さして逃け行くを、追詰〳〵討取て、犬山に扣へたる、池田が陣に打向ひ、時をどつと作りかけ、靜かに引てぞ歸りける、かゝる所に、秀吉拾萬餘騎を隨へて、既に美濃國に打入と聞えしかば、御方いづくに陣取てか戰ふと評定あり、小牧の山よかるべしとて、忠次して見せらる、

第二女菩宇姫（フウ）

池田信輝ノ子ノ孫

森長一（ナガカツ）

京家（キヤウケ）は上方（カミガタ）といふに同し

樂田（リクデン）　羽黒（ハグロ）

五郎丸（ゴラウマル）共に尾張丹羽郡、犬山の南

敵三百餘級をうちとりたり

小牧（コマキ）

此山誠によかんぬと申ければ、頓て御陣を移されたり、かくて四月九日、長湫の合戰の日、忠次を先として、宗徒の人々あまた小牧山に留めらる、御方勝軍せしと聞えし程に、秀吉の多勢、樂田を立て、長湫の方に馳せ向ふ事引きも切らず、忠次人々に向て、戰ひ勞れたらん御方の、此あら手の多勢と、軍せんこと、大事なり、いざ我々留守の料に、敵の陣々打破て燒立て、秀吉其烟を見たらんには、我陣また破られぬと驚き、はか〴〵しき軍、よもせじ、一定御方勝軍せんと覺ゆるは、如何にと云ひければ、人々此義尤とて、一同に打出んとす、石川伯耆守數正、いや〳〵此定しかるべからず、我身は此所能く守れとこそ承れとて、長盛義に時を移す、忠次大に怒て、互に相論に及び、事ゆくべしとも見えず、本多平八郎忠勝、さらば尾幡に馳向ひ御先を懸けんとて打て出づ、石川長門守康通も同じく續きて出たりけり、多からぬ御方、次第に無勢になり、人々又數正が心を疑ひし程に、忠次空しく兵を止む、數正此ほどより、秀吉に志を通せしにやといひしなり、徳川殿既に小牧に引かへし玉へば、此日の軍は、さて止みぬ、明れば十日、秀吉樂田に取て返へし、小松寺山に陣を取る、凡そ敵勢のいくらといふ數を知らず、西は日保曼陀羅寺、東は二重堀の要害より、小松寺山に打續き、

數正（カズマサ）

本多の譜を見合すへし

定は評定（ナヤウ）

忠勝（タヽカツ）

尾幡（ナバタ）

康通（ヤスミチ）

長湫（ナガクボ）

小松寺山（コマツデラヤマ）

日保（ヒホ）

曼陀羅寺（マンダラジ）

アヲツカ
青塚
ヲクチ
尾口
トウノ
東野

細川忠興
蒲生氏郷
堀秀政
長谷川秀一

北は青塚尾口樂田に至るまで、雲霞の如く、みち〳〵て、七が所に陣を分ちたり、御方纔に壹萬八千人、十六手に作りて、忠次直政(井伊)を先陣とし、二重堀に扣たる、敵の陣前を經て、東野へ打て出、水を隔てゝ陣を張る、敵出て戰はねば、御方も進みて戰はず、日既に午の刻斗りに成て、御方一勢〳〵引て返へる、敵敢て慕ふにも及ばず、此日二重堀の要害に扣へたる、秀吉の大將、細川蒲生堀長谷川、都合其勢壹萬餘騎、秀吉の陣に使を立て、敵間近く打出たり、われ〳〵打出て戰ふべし、御勢を加へらるべしといふ、秀吉制して、敵馬を馳せ來らば、御方は陣を堅うして禦げ、御方出て戰ふ事あるべからずと下知せらる、忠次直政、細川等が軍せんとひしめくを見て、蹴ちらして棄てんと、はやりしを、德川殿御下知あつて、秀吉が小松寺山の軍勢、二重堀を越え來らざらんほどは、敵いかにさわぎ亂るゝとも味方かつて戰ふべからずと制し給ひければ、互に小川を隔てゝ、日既に午の時ばかりに至れども、矢軍をだに、せざりしに、また御使來て先陣引返すべしと有しかは、御方一勢〳〵、小牧山へ引て返りしとなり、

秀吉頓て軍勢を分ち、陣々を守らせ、みづから八萬餘騎を引て歸り玉へは、德川殿

カニエ
蟹江

石川數正出奔せし時、忠次岡崎に馳行て、之を守る、前後數度の武功によりて、一千五百貫の地を賜ふ、

秀吉公多く忠次に就て和議をはかられしなり
於義丸は康康公の第二子後に結城少將秀康

も、忠次に小牧を守らせて、六月の十二日清洲の城に入玉ひ、同廿二日蟹江の城を攻めらる、忠次大手を攻やぶれは、柳原入替て、終に城をぞおとしける、去程に秀吉多くの軍勢を從へ、此處彼處打出て戰ふことと、凡十一箇度、盡く德川殿のために打破られ、信雄卿に中直りす、さらばとて德川殿忠次に清洲を守らせ、小牧尾幡に軍勢をこめ、參河國に引返させ玉ひしかは、秀吉其隙を伺ひて、伊勢國に發向す、忠次かくと告けれは、德川殿また清洲の城に至り給ふ、秀吉是を聞き玉ひ、此人のかく助けん程は、信雄を失ふ事叶ふ可らずとて、終に北畠殿に見參し、此卿を賴み、於義丸殿を養君となし、また御妹を濱松へ參らせ玉ひしかは、德川殿も都に上り給ふべしと議せらる、忠次此事ゆめ〳〵然るべからず、東西再ひ軍起るとも、京家の者共が軍、心にくき事候はず、幾度も打破り參らすべし、關白へまゐらせ玉はん事、ひらに思召とゞまらせ給ふべきにて候と、言葉を盡して止め申てけれは、御一門の人々を先として、譜代相傳の御家人等、みな此義に同ず、德川殿聞召て、かた〳〵が申止むる所神妙なり、家康思ふ子細あり、たとへ關白に欺かるゝ事ありとも、悔ゆべからず、まづ人の仆程までに、我心を取らんには、なぞ其心には答へざらん、且は

家康關白と中違うて、東西軍起るとも、かたく〳〵が心を一つになして、戰はんに、何程の事かあるべき、さりながら、勝たんと思ふ軍にも、負けんと覺ゆる軍にもかつ、勝負かならずと定め難きは、凡そ戰のならひなり、抑我朝二百餘年に及ひて、四海盡く亂れて、人民一日も安からず、然るに今、世既にやゝ靜ならんとするに臨み、東西又軍起て、月を累ね年を積まば、我國の事は、扨おきぬ、天下また亂れて、人民悉く亡び失はん事、尤不便の至りなり、されば、罪なうして失はれん者共の爲に、家康壹人が代て死せん事、なんぼうゆゝしき事ならずや、かたく〳〵も、此旨を存知して、よしなき罪作りせんと思ふべからず、と仰ければ、忠次かしこまり、さほどに思召し極められん上、何事をか、更に申べき、さらば御上洛あるべしとぞ申ける、關白殿御上洛あるべしと聞き玉ひ、御家人等が心を安んせんがためなりとて、大廳を岡崎に下し給へば、忠次德川殿の御供して上洛す、御見參の事終り、やがて歸らせ玉ひけり、

大久保が物語に詳なり、德川殿天下をしろしめさるべき御德、此時の御言葉に見えたりけりと、古き人申しゝなり、又諸記に、大政所の下り玉ひし故に、御上洛

大廳 秀吉公の母 オホマンドコロ

秀吉公忠次を厚く待遇あり此時忠次年老て常に京都の邸に居りしと云

天正十六年聚樂行幸の時井伊直政待從にすゝむ忠次も共に昇進あるべきなれども眼病にて出仕せず既にいへ居したれは其事なしと云 家次イヘツグ 康俊ヤストシ

信之ノブユキ 久恒ヒサツネ 忠知タダトモ ノブチ

小笠原信巖 フサカマ

福釜親俊 此忠知は京都櫻井屋敷に生れたりといへば家續りし後なるべし家伊つりしは天正の十五年にあるよし忠次も櫻井屋敷にて卒せり

ありといふ誤れり、のぼらせたまふべしと聞えしかば、大政所下り給ひしとなり、其後秀吉忠次に屋敷を賜ふ、是を櫻井屋敷といふ、又江州にて千石の地授けられしといふあり、

明れば、天正十五年正月信濃の眞田、小笠原が、關白殿へ參りけるに、忠次相俱して、大坂に趣き、今年十一月十五日、德川殿忠次が家に入らせ玉ひ、終日の饗宴を催したり、忠次男五人あり、嫡子小五郎家次、二男本多縫殿助康俊、本多の家をつぎぬ、三男小笠原左衞門佐信之、小笠原掃部助信嶺か養子、四男松平甚三郎久恒福釜の家をつぎぬ、五男因幡守忠知、女子二人、姉は松平外記伊昌が妻なり、初め今川殿に質としてまるらせし所なり、妹は牧野右馬允康成が妻なりけり、忠次齡かたむきて、嫡男に家ゆづり、入道して一智と號し、年積て七十二歲、慶長元年十月廿八日にぞ卒しける、一說に、忠次京都櫻井の家に卒、年七十歲なりといふ、家忠日記をみるに忠次の事をゝるす事、天正十五年十一月其家へ入らせ玉ひしに終る此後は家を子息にもづりしと見えき、嫡子小五郎家次、天正十七年十一月德川殿の供奉して上洛し、叙爵して宮內大輔となさる、關白殿、來年北條を追討あらんと議定ありしかば、十二月十三日、家次仰を承て、三河國の人々に、軍勢の催促す、明る十八年二月、家次先陣の第一にて、長澤二連木の人々と、

下總國臼井の城を降し、今年關東に移り玉ひしかは、上野國碓氷の城を領す、三萬石
慶長五年、關が原の合戰には、後陣をそ固めける、一說此時中納言殿の御供し 眞田表に戰ひしといふ、同き
九年上野國高崎の城に移る、五万十年四月將軍宣旨の拜賀の日、家次御太刀の役
に候す、當時の名譽、武家の面目とそ聞えける、家次後に左衞門尉とめさる、大坂前
後の戰に、將軍家の先陣にて、宗徒の大名十人を隨て馳せ向ひ、首を獻ること三十
一、元和二年、越後國高田の城に移りて、十万同き四年三月十五日、五十五歲にして
卒す、其子宮内大輔忠勝家を繼く、初め慶長十四年正月廿三日叙爵して、大坂兩度
の御陣に隨ひ、父が跡を繼きし後、元和五年三月信濃國松代の城に移り、同き八年
出羽國鶴岡の城を給ふ、十四万石 寛永二年九月從四位に叙す、正保四年十月十七日、五
十四歲にて卒す、嫡男攝津守忠當、父に繼き舍弟等に所領を分つ、年四十四歲にて、
萬治三年二月九日に卒す、其子左衞門尉忠治繼く、
大學頭源忠朝は、宮内大輔忠勝が二男、父が遺領分ち賜ふ、二万石 新墾田か 延寶三年八月
六日卒しければ、子息石見守忠宗家を繼く、
備中守源忠解は、宮内大輔忠勝が三男、父が遺領をわかち給ひ、一万石〇 新墾田歟 寛文八年

忠勝ダカツ 忠治ダハル
エツシロ 松代
ツレヂカ 鶴岡即ち莊内
忠當ダマサ
大學頭忠朝ダイトモ
新墾田とは其封内の山野等を新に開拓して田畠となしたる地の石高なり
忠宗ダムネ
備中守忠解ダイトキ

ウスヰ 臼井
クヒ 碓氷
秀忠公將軍宣下ノ時

十一月廿八日廿六歲にて卒して、家絕えぬ、

本多

中務少輔藤原忠勝は、九條右大臣師輔公十二代の孫、藤原助秀が後胤なり、助秀初
て豐後國に下り、本多といふ所に住みしかは、本多とは名のりてけり、助秀が男右
馬助助定、將軍尊氏卿に隨ひ參らせ、尾張國横根粟飯原の地頭になさる、助定の時、志村某を
討て參らせしに、四て、御敎書を成されて其功を賞せられしといふ、助定より六代助時が時に至り、初て三河國に來て、
源藏人殿に仕ふ、長親朝臣後に吉左衞門、忠豐が子忠豐、はしめ平八郎、の御事 助時子助豐が
忠高、二男肥後守忠眞といふ、忠豐贈大納言家に仕へ奉り、廣忠卿の御事 天文十四年安祥
の戰に先かけして討死す、同き十八年二月又安祥の城を攻られしに、平八郎忠高、
城中に戰ひ、敵の矢にあたつて死す、肥後守忠眞も、永祿四年に石瀨の戰に高名し
一番鎗を合、元龜三年十二月三方が原の戰に討死す、父子兄弟同じく君の爲に命を
せしなり、
おとす、中務少輔忠勝此平八郎忠高が子にて、是も初は平八郎とそ申ける、永祿七
年夏五月、德川殿吉田の城を攻めらる、忠勝生年十七にて先駈し、始て高名しけり、
忠勝一番に牧野宗二郎と鎗を合すといひ、又は鵜殿石見守と鎗を合せしとも

助定スケサダ 横根アヰメ 粟飯原
中務少輔忠勝ダイカツ 師輔公とは關白經基公の孫 助秀スケヒデ 本多
助時スケトキ 助豐スケトヨ 忠豐ダイトヨ 忠高ダタカ 忠眞ダタザ
イシゲセ 石瀨

いふ、此日蜂屋半之丞手負て死したり、これは忠勝に先をかけられて、けふの軍に鎗取の高名は詮なしとて、太刀打せしがゆゑなり、

一説に、永祿三年五月、德川ぎの大高の城を守らせ玉ひし時に御供し、同五年今川が侍大將小原肥前守、三河國長澤に入りし時、忠勝十五才にて敵の首を取といふ、又同六年牛久保にて、駿河の城所助之進と鎗を合せ、此年牧野宗二郎と吉田下塚にて鎗を合せ、同七年土呂一揆の時、柵を越えて槍をあはせしといふ、

同き十二年三月五日掛川の合戰に先駈す、元龜元年の夏、織田殿、備前守長政朝臣と、大猷院殿の御外祖淺井殿の御事なり、軍起る、越前國の守護朝倉左衞門督義景、長政に加勢す、信長また德川殿に御加勢を乞ひ申さる、三千餘騎を引卒し、一説に五千近江國に至り給ふ、軍既に明日に極りぬ、德川殿強からん方に向はるべしとて、明れば六月廿八日、姉川を隔てゝ義景に向はれたり、信長淺井と戰ひて、負軍し玉ふと見えし所に、忠勝先陣に進み、士卒を下知して、眞先かくと、御勢先を爭ひて、三萬餘騎の一説に一中へ万五千駈け入て、縱ざま横ざまに切て廻る、義景終に打負けて、散々になつて落行けは、淺井の軍も破れてけり、按するに、此軍の事は、甲陽軍鑑信長記家忠日記等にも見るす所、異説多し、同三年六月、武田入道信玄、

ミック見付

アチガヘ姉川の役

キドコロ所

アサイナガマサ淺井長政

アサクラヨシカゲ朝倉義景

三河遠江を打隨へんと、甲斐國を立て、直ちに飯田の城を落す、御方の人々、この由を聞て、敵の樣を伺はんと、見付の原に打出つ、敵思ふにも似ぬ多勢にて、間近く陣を取てけり、信玄御方の勢を見て、如何にも相謀て、敵一騎も洩さず、打取れと下知し、一勢〳〵打て出て、此方に向て進み來るに、爰に内藤三左衞門信成、御方の人々を制して、三河遠江の兵、都合八千とこそいへ、それが中、こゝに來る者、四千にや餘るべき、敵の勢は三萬餘騎、しかも信玄といふ古兵に向つて、我等大將もましまさぬ軍して、軍仕損ずるほどならば、敵は定て勝に乘て、濱松に至んず、纔に殘る御勢にて、軍したまはんこと難かるべし、ひと先づ爰をば引返し、信長の加勢を待て後陣とし、八千人が先駈して戰はんに、いかで勝軍せではあるべき、さりながら、かほど間近く寄せ合うたるに、軍全うして返へさん事、信成いかにも叶ふべからず、誰か候、人々下知して引せ玉へといふ、忠勝こゝ廿五歳、黒糸の鎧に、鹿角打たる冑をき、蜻蛉切といふ槍を、馬手のわきに、かいこうで、一反ばかりに、押寄せたる敵御方の眞中に、馬をしづかにあゆませ入れ、御方を下知して引退く、見付の人家に火を懸けて、濱松にこそ歸りけれ、

内藤信成ノブナリ

此時は德川殿は自ら出て馬籠に陣せられたり

トンボツ蜻蛉と云ふは東國の方言なるべし

忠勝が振舞ひ、敵味方の目を驚かす、敵の方より見付の坂に榜を建てゝ、家康に過たる物は二つあり、からのかしらに本多平八、この謡は、信玄の近習に杉右近助がよみしなり、此程は、戰國の最中なれば、外國の物は、世にめつらしかりしに、三河武者十人に七八人、冑の上に、鷲纓を裝ひしを見て、かくは讀みしなり、からのかしらとは、鷲纓の事をいひしなり、

槍の身長きに、柄ふとく、二丈計なるに、青貝をすつたり、蜻蛉の飛來て、忽ちに觸れて切れたれば、かくぞ名付しなる、忠勝年老て後、或日桑名の城下、町屋河原に出て、馬に乘りながら、此鎗の石突をとりて振りけるに、歸りて拂三尺斗切て捨たり、人怪みければ、兵仗は、おのが力をはかりて用るべきものなりといひしなり、

この年十二月、三方が原の戰に、敵を破り、敗軍の兵を集て、濱松の城に歸るといふ、信州村上が子孫の家に、忠勝の村上源吾國清に送りし狀あり、其詞に、累年輝虎に出て、馬に乘りながら、此鎗の石突をとりて振りけるに、歸りて拂三尺斗切て捨たり、人怪みければ、兵仗は、おのが力をはかりて用るべきものなりといひしなり、

この年十二月、三方が原の戰に、敵を破り、敗軍の兵を集て、濱松の城に歸るといふ、信州村上が子孫の家に、忠勝の村上源吾國清に送りし狀あり、其詞に、累年輝虎に出て、馬に乘りながら、此鎗の石突をとりて振りけるに、歸りて拂三尺斗切て捨たり、人怪みければ、兵仗は、おのが力をはかりて用るべきものなりといひしなり、

家康に被仰合に付て、此間權現堂を以て仰遣さるの段、祝着之旨、御報に及はる、貴所にも、直札を以被申入由を載たり、此事を思ふに、天正の初年に係るべし、其狀には、二月四日と見えたり、此時國清は、越後の國に屬せしゆゑなり、

天正元年の秋、長篠の城を攻めらる、忠勝等相謀て、遠攻にす、敵怺へずして降りぬ、同三年五月、長篠の合戰に、忠勝軍奉行を承るなり、（創業記考異にいづ、他書に見る所なし、）今年六月、高明の城を降し、八月小山の城を攻む、同六年三月駿河國に向ひ玉ひし時、忠勝仰を承て、遠目口を越て、駿府に入る、敵持舟の城より出て、遮らんとするを打破る、同じき八年六月、高天神の城に向ひ給ふ、忠勝眞先に進み、外城を打破れば、即ち城を圍まれて、明れば九年三月、終に攻おとす、落行く敵と戰て、首をきること廿二、同十年三月、德川殿三位中將平信忠と、（信長の嫡男、）武田四郎を擊るべしと、駿河國を打從へ、甲斐の國に攻入り玉ひし時、忠勝先陳を承る、去程に德川殿今度武田が滅びし事をも賀し、みづから又駿河國をわかちし祝をも、申さんとて、五月九日濱松を御立有て、織田殿へ參り玉ふ、信長大に悦び玉ひ、道造らせ、橋わたさせ、諸大名に仰せて、尾張國より近江の安土に至るまで、宿々に假屋をうつて、御座をかまへ、饗應の具、みな金銀をちりばめたり、ましてや織田殿に參らせ玉ひし時、もてなし給ふありさま、心も詞も及ばれず、信長宣ひけるは、年來國を爭うたる、武田滅て侍る事、

鷲は尾の長き牛にて支那の產なり其毛の白きをハクマといふ赤きをシヤクマと云冑の上よりフサフサとさけたれば纓とは云ひしならん

町屋河原（マチヤガハラ）

三方原の戰に味方の諸勢散々にやぶれしに忠勝一勢を引まとめ伍を亂さずして引入りたり　村上國清は義清の子

權現堂（ゴンゲンダウ）は山伏などの名なるべし

軍奉行は後に大目付の官なり

高明（カウミヤウ）

遠目（トホメ）

信忠が名譽、全く德川殿の武功に依る所なり、東國の事、おこたましませは、信長思ひ置く事なし、是よりは、西國盡く平げなんと存じ、まづ四國を退治せよとて、三男信孝、後に美濃の屋形三七殿　軍勢付けて遣はしぬ、信長また中將と共に山陰山陽を從へんが爲に、近日に首途し、諸國の軍勢集らん程は、都にさむらはん、德川殿は都の内も見給はぬ所も多かるべし、是よりは程遠からず、善きついでなれは、畿内の名所〳〵をも御心靜に御覽あれ、やがて都にて又こそ見參には入べけれ、汝等は御先へ罷り向て、よくもてなし奉れとて、津田七兵衞尉信澄、信長の甥　惟任五郎左衞門尉長秀、丹羽が事也、攝津の國へ下さる、御道しるべのために、具せらるべしとて、長谷川竹丸をは藤五郎秀一、參らせられたり、又この四郎次郎男と申は、茶屋と稱す、都の商人にて候が、東郷侍從　さが〳〵しきやつにて、常は信長が許へ近く召すものにて候、德川殿にも御存知とこそ承れ、おのれ道すがら、をかしき物語をも仕て、御心を慰め奉るべしと、仰下さる、同廿一日、德川殿近江國を御出あり、都より初て、所々回り御覽ずる程に、同き晦日には、和泉國堺の浦に至り給ひぬ、織田殿も、今ははや御上洛の程なり、家康も見つべき所をは見つ、都へ上りて見參に入らんと思ふに、汝まづ參て、此由を申せとて、四郎次郎をは返へされたり、六月二日の朝、忠勝して、今日御歸洛の旨を織田殿へ告げ申され、頓て堺の浦を出で玉ふ、忠勝馬を馳せて上るに、都の方より荷鞍しきたる馬に乘て、追かけ〳〵來るもの、行合ひたり、近く寄て見れは、例の四郎次郎男なり、馬うち寄せて、世はは、や是迄に候よ、今朝のあかつき、本能寺の御陣へ、丹波の明智おし寄せ、火を放て攻め奉りしかは、織田殿討れ玉ふ、中將殿の御陣をも、十重廿重に取巻き、攻め戰ふと聞く、今は討れたまひぬと存ず、此事を急ぎ申べきために、參り候といふ、忠勝打つれて引返す、飯盛の山のほとりにて、德川殿はやく御覽じ付けられて、汝等は爰に扣へ候へと、御供の人々をは止められ、酒井左衞門尉忠次、石川伯耆守康昌、一說に數正、榊原小平太康政、後に式部少輔　久保新十郎、後に相摸守忠隣、ばかりを召しぐせられ、出向ひ玉ふ、忠勝まづ其由を申す、四郎次郎を近く召して、一々に尋ね究められて、長谷川を召す、竹丸やがてまゐれり、おの〳〵馬を一所に立てよ、たゞ呆れにあきれたり、やゝ有て、德川殿竹丸に向ひ玉ひ、家康年頃信長と好みを結び、恩に感ずる事もこれ多し、具したるもの〳〵、今少しもあらんには、いづくまでも光秀が陣とらん所に押寄せ、信長のために一軍して、

信孝ノアタリ　中將は信忠の事前に見ゆ

カドデ　首途は門出なり

津田信澄ツダノブズミ　惟任長秀コレタフナガヒデ　竹丸秀一タケマルヒデカツ　東郷侍從トウガウ　四郎次郎晴延ハルノブ

サカヒ　堺

アケチノヒデミツ　明智光秀此時丹波の地を領せり　中將信忠は二條にあり

イニモリ　叡慮は河内讃良郡

烈藏成績には此時德川殿直ちに光秀と殿はんとせしを忠勝諫止めしとあり

うち死しなむ、此無勢にて、なまじいに軍せんとて、雜兵の手に掛らんよりは、都へ登り、知恩院に入て腹切て、信長に死を共にせんと思ふなりと宣ふ、竹丸承て、殿だにも御腹めさるべしと承る、まして年比の御家人にて候者をや、竹丸まづ腹かき切て、此程の如くに御道しるべをば、冥途迄も仕るべく候と申す、さらば、忠勝御先仕れと仰ければ、四郎次郎男と二人馬をならべて、御先をうつ、御供の人々には、何事の出來ぬるやらんと、怪み〳〵行く程に、路のほど廿町斗り行きて、忠勝馬を乘返し、さきの五人の人々を招て、忠勝微弱の身にて、君を強て諫め奉らんこと、憚りすくなからずといへども、殿の御大事、今日に極つたる上は、思ふ所をまづ人々に申にて候、そも〳〵殿が信長の年來の恩に感し玉ひ、都へのぼり、御腹めさるべしと候は、義の當つたる所なれば、誰々も異議なきことを存ずれ、さりながら、信長の御爲に恩を報し給はんには、如何にもして、參河國へ御下りありて、軍勢を催され、光秀が首を切つて、御手向あらば、如何なる讀經佛事よりも、亡魂はさこそ悦び玉ふべけれ、あはれ此由を以て、仰上くるべうもや候はんと云ひければ、左衞門尉年たけたる者の心付なくして、和殿の異見承る事、偏へに忠次等が不覺たり、返す

申次は命令の通達

返すも面目を失ひ訖んぬ、さらば申べきにて候とて、忠勝が申す旨を、盡くに述べたり、德川殿つく〳〵と聞召し、家康もし國に歸る事を得んには、軍起して光秀を誅せん事、元より願ふ所なり、さりながら、家康を初め、汝等に至るまで、爰に來る事、此度を初めとす、知らぬ野山をさまよひて、かく亂れたるひまに、落人はぎ取て得づけんとする、山賊强盜の奴原に、爰かしにて打れん事の口をしければ、都にて腹切らんとは思ふぞと仰せらる、竹丸怒れる眼より、泪をはら〳〵と流して、悔しうも、殿の御供を承て、重恩の主の最期の供も仕らず、又敵の奴原、一人も手にかけ切て捨てずして、腹きらん事、死しての恨、猶深かるべし、哀れ御歸國あつて、御勢を催され、光秀御誅伐あらんとき、眞先かけて打死せば、今の身にては何の幸か是に過候べき、たゞし殿は道の程をこそ危く思召さるれ、日頃此ほどりの士は、竹丸が申次を承て候得ば、竹丸が賴まんこと、背く人は候はじ、夫故にこそ、此度も竹丸御道しるべをば承れ、竹丸たに御先を打ち候はんには、道の程は、何の御恙か、わたらせ玉ふべきと申す、忠次康昌一同に、幸なる事を承る者かな、さらば忠勝が諫めに御從ひ有て、道すがらの事は、竹丸が計らひに任せらるべう候にとて、此時に

アケヤマノブヨシ
穴山信長入道梅雪は武田の臣にして織田に降りし者

梅雪は草内渡にて殺さる墓も其地にあり

鳥居元忠も御供の列なりしが瘡をやみて京都に止る于忠政は供奉すこゝにお松とあるは忠政幼名松千代の事なり

三浦お亀も亀千代後に志摩守正次

いたりて、始て御供の人々にも事のやうをぞ語られける、穴山の陸奥入道も、梅雪此程こゝかしこ伴ひしかば、織田殿父子の御事を告けられ、又打連れて、御下り有べしと仰遣されたりしに、徳川殿を疑ひ参らせ、引別れて行くほどに、宇治田原の邊にて、野伏のために討れけり、竹丸みちすがら、能く計りたりければ、兵参らせて御先を駈る所もあり、或は駄餉を獻て、上下の餓を救ひ参らす人もあり、伊賀伊勢を經て、事故なく、三河の國に歸り玉ひ、急き御勢を召され、先陣既に尾張國に出る、かゝる所に、光秀誅せられぬと、筑前守秀吉告申たりければ、引返させ玉ひてけり、

此時の事、異説多くして定かならず、この説、加藤宗月の記に詳あり、

此時御供の人々には、酒井左衛門尉、石川伯耆守、高力權左衛門、本多藤四郎、石川長門守、高木筑後守、本多平八郎、榊原小平太、大久保新十郎、菅沼藤藏、久野新平、本多百助、阿部善九郎、牧野平左衛門、三宅彌次兵衛、大久保治右衛門、服部半藏、渡邊半藏、森川金右衛門、酒井作左衛門、多田三吉、花井庄左衛門、御扈從組には鳥居おまつ、井伊万千代、内藤新五郎、都筑龜藏、松平十三郎、菅沼小大膳、永井傳八郎、長田瀬兵衛、松平小源太、都筑長三郎、三浦お龜、青木長三郎、侍都合三十四人なり、此外に十人計、此度の御供に參りたるありしが、金瘡を療するに宜しき湯なりと聞ゐけれは、暇申て有馬へ行て、大事の御供を仕らず、これに依て、今も御家人有馬の湯に趣く事をは、憚る事にてありけり、

酒井忠次の體見合べし

カツヂン樂田

幾程なくて、秀吉信孝を失ひ奉り、又信雄をも亡さんとて、軍起る、徳川殿北畠を助けて、尾張國の小牧山に出むかつて、御陳を召さる、天正十二年四月九日午の刻はかりに、犬山のあなた、長湫のほとりにて、徳川殿に出あうて、味方まけ軍したりと、秀吉の陣に告けれは、秀吉大に怒て、やすからぬ事かな、秀吉むかつて軍すべし、始より此所の要害を守りたらん者は、尚よく守れ、其外の軍兵は、一騎も殘らず來るべしと、陣々に觸る、馬ひつたて、鎧なほかけ、胄とつて着る間に、はや大將軍の陣に、貝を吹鳴したれは、先陣既に打出つ、秀吉の簇門外に押立てたり、二番三番押つゞいて、十六番迄出ぬれは、秀吉樂田を立て、長湫をさして馬を馳す、後陣は猶引もきらず、忠勝この時は小牧の御陣に止り守りしが、此由を聞て、今朝よりの戰に、御方疲れぬべし、馳せ加つて、御先を懸けんとて、手勢二つに引わけ、半は止めて爰を守らせ、馬武者歩卒三百餘人を三手に作り、敵の多勢を、道を並べて行く程に、其間四

五町には過ぎざりけり、猶も矢頃近くゆく時は、足輕の兵に下知して、鐵炮を放ちかけ〳〵靜かに馬をうつ、か〳〵る所に、永井與次郎は、沛芟の馬をあしう乘て、落ちたりければ、馬ハはなれて飛びあがり〳〵、敵に向て走る、永井は次いて追て行く、忠勝さつと見て、一鞭あて〳〵馬を馳せ、永井を、つと馳せ拔て、敵の中に追こうで終に其馬取返し、永井を乘せて歸りけり、秀吉の兵共、憎き本多が今日の振舞ひかな、馳せ寄つて蹴ちらして通り候はんといへば、秀吉かたく制して、龍泉寺に至る、打漏されたる味方に、家康は勝ち誇てや居らんずらんと問ふ、戰事終て家康の御旗は、小幡の方に向て入りぬと答ふ、秀吉力およばず、此所に陣を張る、忠勝物なれたる兵共に、敵の陣の取やう、見て來れとて遣はす、能く見おほせて歸る、猶覺束なくや思ひけん、重ねて人を遣はすこと、都合六人に及ひて後、德川殿の御外叔父水野殿を惣兵衛忠重後に和泉守伴ひ、御前に參り、忠勝が手のもの、いまた軍仕らねは、疲れもせず、忠重の御勢と一ッに成て、今宵龍泉寺に夜討せは、一定犬山より此方にして、秀吉が首取て見參に入れ候べし、夜討の料に、ふるひものどもして、敵のやうをゞ見おほせて候と申す、德川殿いみじうこそ謀りたれ、去ながら夜軍は、あやうきものぞかし、今日の戰ひ、御方の利すくなからず、たゞ此儘に軍を全くさんには若かじとて、小幡の城を出玉ひ、夜半に小牧に入らせ玉ふ（此夜討の事を後に仰られし事岩淵夜話別集を見るべし）、北畠殿忠勝が振舞を感じ玉ふこと斜ならず、御刀をゝ給ひける、此後東西和睦なりて、關白の御妹、濱松に入玉ふべしとありけれと感じ、殿も、此日の事を語り出されて、一人當千の兵とは、忠勝をこそいふべしと仰下されけり、同十六年叙爵し、同十八年の夏、關白殿北條を伐ち玉ふ時、忠勝上方の軍勢と共に、武藏の岩槻の城に向ひ、大手の大將承て、眞先に攻やぶつて、敵を降す、秀吉德川殿に宣ひけるは、北條が國々、既に降りぬといへども、上總下總は大事の所なれは、忠勝して鎭めたべ候とあれは、關南の城に止つて守る、

小田原の陣の時、初め忠勝濱手を守る、秀吉德川殿に宣ふ旨ありしかは、忠勝仰を蒙り、家臣都筑彌左衞門をして、玉繩の城に差遣し、北條左衞門大夫が叔父たる僧に達して左衞門大夫を說き降さしめ、左衞門大夫、質を參らせ小田原に來り忠勝によりて、德川殿に見參し其後秀吉に見參す、かくて秀吉、淺野木村して關東の國々をめぐらしめられたるに、忠勝相共に左衞門大夫に案內させて、五

沛芟は悍馬をいふ保元物語にも見ゆ文選東京賦に驍騰而沛芟とあり

太閤此時本多の振舞を見て深く賞せられし事を忠勝に語りしに忠勝吾彼の多勢に向ひて勝負を決せん心なしたゝ死戰して時を移さば必我君の勝軍となりなん事を思ひしなりと答へしさ

ふるいものは即ち古兵なり

忠勝これを聞ていさゝかも誇る色なかりしと云ふ又汝は天下無双の勇士なれば天下無双の物を與へんと定家公の眞蹟に栗田口の名刀を添へて忠勝にくたされたりと云

關南は上總にて今は長南とかく

玉繩は相摸鎌倉の西北にて甘繩と異なり

左衞門大夫氏勝　淺野長政　木村重玆

月の初め、小田原を立ち、江戸佐倉土氣東金（トウカヂ）廳南等の城降る、六月岩槻の城を攻降し、鉢形深谷に出て、北條勢とあひて、八王子の城をせめ落して、筑井（ツクヰ）を取る、又秀吉の命によつて、忠勝は、上總國廳南の城を守り、上總下總兩國を鎭む、北條亡ひて、關白殿東山道に下り玉ひしが、忠勝を下野國宇都宮の御陣に召され て、胄一つ取出して、奥の佐藤忠信が着たりしとて、此程 陸奥國より參らせたる胄なり、當時忠勝ならで、此胄きんずるものの覺ねば、賜らんとて召しけるぞと、賜ひけり、時の人、羨しき事に思ひしに、忠勝が嫡子平八郎忠政、後に美濃守、今年十六歳に成けるが、父に向ひ、父御は、まさしく德川殿の侍大將にてこそ侍れ、義經の侍の胄、何條の事あらん、とく返させ玉ふべしとぞ怒りける、同年德川殿關東へ御移あり、井伊本多榊原大久保などは、よのつねの御家人に准ずべからずと、關白の仰ありけれは、上總國大多喜の城に、あまた地つけて給てけり、十万石、一說に五万石、文祿の初め、朝鮮を伐ち玉ふとて、關白殿筑紫に御陣をめさる、肥後國に凶徒起る、淺野左京大夫幸長、追討の御使を承る、殿下德川殿に仰せけるは、幸長年若く侍れは、忠勝をも向はせ玉ふべしとあり、既に打立んとせし所に、凶徒滅ひしかは、軍を出すに及はず、慶長五年の秋、東西一時に軍起る、忠勝仰を蒙り、井伊直政と共に、御方の大名、打つれて、美濃國に向ひ軍し、九月十五日の合戰に、諸軍を下知して軍させ、我身も嶋津を打破り、此日忠勝が手に、首九十餘を得たりと云ふ、軍終て後、福嶋左衞門大夫正則、德川殿の御陣へ參り、扨も今日忠勝が御方の多勢を下知して、戰うたる樣、左右の手をつかふよりも猶たやすう見えて候、あつはれ、よき大將軍にて候ものかなと感じ申す、忠勝あざ笑て、敵の無碍に弱うて、戰ふに堪へずこそ候ひつれと、色代せり、明れば六年二月伊勢國桑名の城を賜ひぬ、十万石 今迄領せし大多喜をは、五万石 二男忠朝に賜ふ、父子共に、去年の勳功の賞とぞ聞えたる、忠勝十七歳の時初て軍し、大小の戰ひ五十七度、終に一度の不覺なし、又終に一所の手も負はず、身既に衰へ、いたはる所も多ければ、同き十四年四月、所領を嫡子忠政に讓り、伊勢國にこもり居て、十五年十月十八日、六十三歳にて卒しぬ、男子二人女子二人あり、姉は眞田伊豆守信幸が妻にて、女なれども能き大將にて有けり、妹は奥平大膳大夫家昌に嫁したり、侍從兼美濃守藤原忠政は、忠勝が嫡男なり、天正十八年夏德川殿の御勢、秀吉の軍勢と打交り、岩槻の城を攻む、父忠勝、淺野彈正少弼長政等と追手より向ひ、鳥居彦

トヲカヂ　土氣　東金

ツクヰ　筑井は相模の津久井なり

ダンノブ　忠信は源義經の臣　林雞山の記には此胄は熊野神宮より出つとありいかゝ

オホヒラ　大多喜

凶徒は薩摩の人梅北宮内なり

島津義弘

ムゲ　無碍　常に無下に作る

シキタイ　色代は禮謝の事

忠勝德川殿に近侍して其仰せられし事共の記したるもの一冊ありて世にこれを忠勝聞書といふ

美濃守忠政ダヽヤ

右衞門元忠、平岩主計頭親吉は搦手に向ひたり、敵の兵、城より打て出つ、徳川殿の御勢、上方の人々と、互に先を爭て進む、敵さん〳〵に防き戰へは、御方忽ちに手負ふもの七十餘人、忠勝が兵、事ともせず、眞先に進み戰ふ、敵は怯へず引退く、息をもくれず追詰て、追手の門を攻破る、城の大將妹尾下總守蹈止つて、防き戰ふ、忠政年十六歲、太刀を拔てわたしあひ、終に妹尾が首取て、城中に向ひ、名のめいて懸く、城中より、差しつめ引きつめ放つ矢の、忠政が乘たる鞍の前輪に、くつ卷きせめて、はつしと立つ、忠政ちつとも撓らはず、尙城中に攻入る、搦手をも既に攻め破つて、元忠親吉一手になり、一所に馬を立からべ、手の者下知して戰はせ、父忠勝が大旗を本城の內に押立たり、妹尾は既にうたれたり、敵力盡て降人となつて出てけり、八王子筑井鉢形等を攻しとき、父忠勝に隨ひて、名をあらはす、慶長三年に叙爵を、關が原の戰には、中納言殿の御供して、山道より上りければ、軍にはあはず、同十四年父の所領を讓らる、大坂の兵起りし時、先陣承て、伊勢國の軍勢、引き具して馳せ向ひ、再ひ兵起しにも、又伊勢の軍勢を率し、大坂に向ひ戰て、首二百五十二を獻る、元和三年播磨國姫路の城に移る、五万石を加へられて、合て十五万石を領す、同八年八月十日五十二歲にて卒す、忠政岡崎三郎殿の御娘に添ひ參らせ、男子三人、女子二人まうけたり、是皆大御所の御外曾孫とぞ聞へし、嫡子中務少輔忠刻、初名い八郎、大坂の軍に從て向ひぬ、これも將軍家の姫君に天樹院殿の御事そひ奉り、女子一人をまうく、備前少將光政の室是なり、忠刻三十一歲にて父に先たち、元和五年五月七日に卒す、はしめ姫君の御化粧田として、十万石をつけて、忠刻に玉ひしと云、忠刻卒して後、元和八年政朝また父の家を繼ぐ、姫路男なければ、彼の十万石は收公せられしなり、大坂の戰に父と一所に軍しけり、叔父出侍從兼甲斐守藤原政朝、忠政の二男なり、十五万石を領す、兄中務少輔忠刻世を早うして雲守忠朝討死して、其男入道丸わづか二歲なりしかは、叔父忠朝が世嗣となる、大多喜五万石を領す、兄中務少輔忠刻世を早うして後、元和八年政朝また父の家を繼ぐ、姫路十五万石我今まで領せしは、叔父忠朝に賜ひし處なり、入道丸やうやく人と爲り、內記政勝と申、彼父が遺領なれはとて讓る、政朝四十一歲にして、寬永十五年十二月七日卒す、其時二人の男、猶幼なければ、嫡子十五歲に及ばん頃、我所領返し與へよといひて、又我家の事をも政勝に讓る、內記政勝、初め寬永八年播磨國にて、別に所領を玉ひ四万石　同九年に叙爵し、同十五年に政朝が跡をつき、明れば十六年の冬、大和國郡山の城に移り、政勝が本領をは、其嫡子八郎兵衞勝行に賜ふ、大和にて四万石　同十七年に

鳥居元忠（トリヰモトタダ）
平岩親吉（ヒラヰワカヨシ）

セノヲ妹尾は炊尾に作るべし

くつ卷きは矢の本なり矢筈と相接する處

忠政は台德公の御病急なるよしを聞きて急き驅下る途中にして卒す

三郎信康は家康公の長男
忠刻ダントキ
天樹院殿は秀忠公の第一女千姫初め豐臣秀賴公に嫁し後に忠刻の妻となるこれ大坂の戰功を賞せられしとも云
池田光政ミツマサ
甲斐守政朝マサトモ

政勝マサカツ

勝行カツユキ

政勝四品し、寛文三年侍従に任ず、甲斐守政朝が嫡子政長、既に成人して、中務少輔に任し、二男政信監物に任す、かゝれども、政勝は彼等が父の遺領をも返し與へず、政勝一たびは彼等が父の遺領かへし與へんと申けれとも御許しなかりしといふ、承應二年十月九日に至て、僅かの地わかちて政長政信に與ふ、政長に三万石、政信に一万石、思ふに政勝が嫡男勝行世をはやうせし後かれが領せし四万石をわかちしにや、監物政信寛文二年四月廿日に卒し、子なかりしかは、政勝又我三男して其嗣とす、肥前守忠英是なり、同き十一年十月政勝卒する時に及て、政長が本領をは、十五万石也盡くには與へず、我幷せ領せし地十九万石三つが二つを政長に、十二万石也其一つを我子出雲守政利にぞ譲りける、六万石也政長は政勝が譲りを請て、大和國郡山の城に住し、幾程なく、延寶七年四月廿四日に卒す、四十七歳、是も子なければ、侍従源頼元朝臣水戸の松平刑部大輔の御事なり、二男を以て嗣とす、平八郎政武と云、按するに美濃守忠政の娘小笠原右近將監忠貞に嫁したり、忠貞の娘は松平刑部大輔殿の室なり然れば政武は、美濃守が外曾孫なりしが故にや、同年六月廿六日陸奥國信夫の郡福嶋に移され、所領をも加へられしかは、此時初て政朝昔領せし程の地をは領しけり、十五万石政武此年叙爵して、中務少輔に任ず、

監物藤原政信は、甲斐守政朝が二男、幼なくして父におくれ、兄中務少輔政長と共

正従四位の上下に拜するものを武家にて四品さいふ但し古へ公家にても此の稱ありしにや

政長マサナカ

政信マサノブ

忠英タヾヒデ

政長マサナカ

政利マサトシ

松平賴元ヨリモト

政武マサタケ

監物政信マサノブ

此所前條と重複するが如しされど彼は政勝の上に就き此は政信の家に就きて自ら兩條なり

出雲守忠朝イヅモノカミタヾトモ

忠勝卒せし時其遺金一万五千兩を忠朝に與ふ忠朝うけず兄忠政にゆづる忠政も互に之を譲りけれは親族さして之を平分せしめしも忠朝猶これを宗家に托してうけず大坂の軍起るに及んでも終に一金をうけずして戰死しぬ其至性ある事世の希なる所なり

に、從弟なりし内記政勝が許に、ひと〳〵なる、承應二年十月九日、政勝所領の地、割て與ふ、一万石廿七歳にて、寛文二年四月廿日に卒す、家つぐべき子なければ、政勝が三男忠英を嗣とす、忠英叙爵して肥前守に任す、後に肥後守

出雲守藤原忠朝は、中務少輔忠勝が二男、生年十九歳にて、父と同じく關が原の合戰に、鳴津が陣に向ひ、自ら首二つを切る、徳川殿の御感斜ならず、明れば慶長六年春、忠勝桑名の城を賜て、父が領せし大多喜を忠朝に給ふ、五万石是去年の勲賞とぞ聞えたる、大坂の兵起り、將軍家の先陣を承て馳向ひ、再び軍起りしにも、又先陣を承る、手の軍兵をは能く下知して戰はせ、我身は獨り百里といふ馬に打乗り、歩武者廿餘人を引具し、敵の陣を懸破りく、思ふさまに戰ひ、年三十四歳にて打死す、忠朝のかく打死せし事は、去年大坂の城を攻られしに、忠朝が仰を承て向ひし所、川前に流れて水深く、城をせむるに便り宜しからず、忠朝此由を申、大御所御氣色損して、汝が父の軍せし事、山をも川をも嫌はざりきと仰あり、忠朝口をしき事に思ひ打死せんと思ひ定む、程なく東西御和睦ありければ、安からぬ事と思ひたり、明年の夏再ひ兵起りしかは、此度こそ、本意をは遂くべけれと思ひ、か

くは戰ひ死せしとなり、忠朝が郎等、主の死骸をかきて、大御所の御馬の前を過ぐるを御覽して、御涙をながさせ給ひしといふなり、

其子二人、娘は甥の甲斐守政朝が妻なり、男子は侍從政勝なり、內記政勝は父が討死のとき幼なかりしかば、甲斐守政朝、父が家をつきて、政勝は政朝が許に、ひとゝなれり、寛永八年父が遺領政朝が許より讓らる、明れば十六年十二月、大和國の郡山の城に移り、十五万石みづからの所領をば、嫡子八郎兵衞勝行に賜る、四万石勝行程なく世をはやうす、勝行は十六歲にて、慶安三年六月十一日に死す、內記勝行世嗣たえしなり、所領は政勝合せ領せしか、寛文十一年十月朔日、政勝五十八歲にて卒す、二男出雲守政利、父が領せし地をわかち賜ひ、六万石延寶七年播磨國明石の地を給る、

能登守藤原忠義は美濃守忠政が二男なり、十三歲にて父に從ひ、大坂の軍に向ひしとも云あり、大相國の仰として、寛永四年播磨にて初て所領の地を賜ふ、四万石同き八年加恩の事あり、一万石左大臣家の御時、寛永十六年十二月遠江國掛川の城を賜ふ、七万石正保元年正月十一日越後村上の城に移り、十万石慶安三年六月九日陸奥國白川の城に移る、十二万石、其後開發の田、一万五千石を加へ領す、寛文二年十一月所領を子息等に分ち讓り、入道して鈍齋と號し、延寶四年九月廿六日に卒す、七十五歲とぞ聞ゆし、嫡子下野守忠平家をつぐ、十万石を領す、二男三男の事、下に見ゆ、四男吉左衞門忠晴五男造酒允忠尙二人共に、二千五百石つゝをゆづらる、忠尙後に忠晴が所領をあはせ領す、

長門守藤原忠利、能登守忠義が二男、父が致仕せし時、所領を分ち讓らる、一万石

越中守藤原忠以、忠義が三男、父が致仕せし時、所領分讓られ、一万石寛文四年五月十八日廿七歲にして卒す、嗣なければ舍弟吉左衞門忠晴を世嗣とす、忠晴は忠義が四男、兄が家をつぎ、叙爵して彈正忠に任ず、

本多

豐後守藤原康重は、故豐後守廣孝の子にて、九條右大臣師輔公十三代の孫、豐後國の住人本多右馬助助定が後胤なり（助定より先は中務少輔忠勝が傳に見ゆ）忠勝が曾孫廣孝が曾祖父なり、安祥殿の御時、清康の御事、（長親の御事あり、秀清は）享祿二年御油繩手の戰に、廣孝が父彦三郎信重生年廿三歲にて討死す、其子、贈大納言家の御諱字賜り、彦三郎廣孝と申、後に豐後守と申す、當時國中の者共、多くは御敵と成たりしに、廣孝終に二心なく、和田佐崎上野等の合戰に、常に軍の先をかけ、奉公の勞、戰鬪の功、年を積み、度を重ぬ、德川

此時忠朝の家臣五人に感狀を賜りしと云

政勝　マサカツ

政利　マサトシ　政利後に政治よからざるによりて封を奪はる

勝行　カツユキ

能登守忠義　タヽヨシ　大相國は秀忠公

右大臣は家光公

忠平　タヽヒラ

長門守忠利　タヽトシ

越中守忠以　タヽモチ

忠晴　タヽハル

豐後守康重　マスシゲ　廣孝　ヒロタカ　此譜の首は異本に依る　助定の孫二人兄の定正の曾孫を秀清とす　弟定通の孫助時は忠勝の家なり　信重　ノブシゲ　贈大納言家とは家康公の御父廣忠君なり　御油　ゴユ　和田　ワダ　佐崎　サキ

家康公時に年六歳

若君は即ち竹千代

安藝守清孫キヨカ子

元康は家康公の前名

殿いまた竹千代殿と申奉りて、幼なくましましよりの國に止められて、おはしましよより、贈大納言家も世を早うせさせ玉ひしに、今川義元朝臣、如何にもして、若君を取返し參らせんとて、天文十八年十一月、安祥の城を攻めらる、廣孝等、眞先に進み戰ひ、織田三郎五郎信廣を信秀の子信長の弟虜にす、上總介信長、竹千代丸殿を返し參らせて、信廣を迎へらる、かくて義元朝臣、若君を駿河の國府に止め置て、岡崎の城には、我兵をこめて守らせ、御領盡くに押取て知行せらる、若君十三の御年、御元服有て、十五の御年、軍初め有べしとて、岡崎の城に入らせ玉ふ、豐後守廣孝、宗徒の人々と謀て、梅が坪廣瀬等の城を攻められ、程なくまた駿河の國府に歸らせ玉ひしかば、廣孝御一門の人々、譜代の御家人等と相議して、石川安藝守、天野甚右衞門と共に三人打連れて、義元に參り、若君すでに成人に及び玉ひぬ、今は本國に返し玉ふべきよし、頻りに訴へ申けれども、義元終に許し玉はず、義元討れ玉ひし後、德川殿御年十九歳岡崎には歸らせ玉ひけり、

廣孝等が、今川へ捧げし書の大畧は、元康既に成人に及ぶ、今は本國へ返し玉ふべし、家老の面々、彼身に代て、常に駿府に候すべし、これ一つ、元康の國に歸らんには、駿河の御勢、岡崎の城を守るに及ぶべからず、是二つ、元康が本領闕所の地においては返し給るべき所なり、是三つ、今川殿是を見玉ひて、義元、尾張國打從ん事近きにあり、然からん後は、元康の祖父淸康の領せられたらん程の地、盡くまるらすべし、なんぞ岡崎の地のみ進じ參らせんと宣へば、力及ばず、本國に還りぬ、精くは、伊東法師が記に見ゆ、

永祿四年の夏、當國の吉良義昭德川殿に中違うて、東條の城に立こもる、廣孝仰を承て、小牧山に要害を構へ、酒井雅樂助政親と東條に押寄す、東條の軍兵、藤浪畷に寄合て戰ふ、御方にも屈竟の兵、多く打れしかど、大久保太郎八、鳥居半六郎、義昭の賴みきつたる大將、富永半五郎忠元、廣孝に打たれければ、義昭終に降人と成て參らる、富永弓は鎗にて戰ひしなり、此度の賞として、富永が所帶をば、廣孝にぞ下し給はりける、同き六年の秋、義昭また一向專修の門徒が大將と成て、東條に立こもる、廣孝嫡子彦二郎を岡崎に參らせて人質とし、我身は土居の城に在て、土呂針崎の敵と戰ひ、東條の城を攻む、此時彦三郎に御諱を賜て康重と申と云、其忠賞に又東條の地を賜ひ、明る七年の夏、挹の鄕に要害を構へて、田原の城を攻降し、頓て此城を賜て移り住み、城近きほとり盡くに

吉良義昭キラヨシアキ

東條トウデウ

藤浪畷フヂナミナハテ

土居下井

土呂上田

針崎カガ

挹カガ

姉川の役は織田朝倉の合戦

石川家成イヘナリ

洲股ハ美濃

鳶巣 トビガス
高天神 タカテンジン

攻取る、廣孝が取る所既に七千餘貫の地、彼が進退に任せらる、同き十二年の春の頃、遠江國掛川の城を攻められし時、彦三郎康重生年十二歳、父に隨ひて高名す、此年遠江國を打平げ玉ひし時、廣孝久野城にあり、元龜元年六月近江國姉川の合戦に、廣孝先陳承てければ、康重父に隨ひて、父子並びに高名す、此時廣孝鎗疵を蒙り、又康重も疵二か所を蒙れりといふ、同き九月織田殿御加勢の事を望まれしに、廣孝石川日向守家成二人、御名代として近江國に馳せ向ふ、此時信長、朝倉淺井と江州志賀に戰陣ありしが故なり、廣孝家成洲股にいたりし時に信長の使者木下藤吉叟に來り迎へて、志賀表の事は終りぬれど、西國迄の聞えなれば、彼表迄來るべしといひしかば、志賀表に參陣すといふ、同き三年十一月三方が原の戰、御方散〳〵に成て引返す、廣孝返し合て戰ひ、多くの御方を助けて追來る敵の首を切て引返す、天正元年七月奥平が父子、武田四郎を叛し時、廣孝に依て、御方に參るべきよし申ければ、廣孝父子松平主殿介伊忠して、奥平を迎へらる、同き八月廣孝父子、奥平が加勢して、武田が勢と戰ひ、首あまた切てけり、長篠の合戰には、父子鳶巣を攻め落し、康重疵蒙る事二ケ所、その中鐵炮左の股よあ、同五年の冬、廣孝家の事を以て、子息康重に讓る、同九年の春高天神の城落し時、康重が手ゐ討取所の首廿一、武田亡ひし年の秋、廣孝康重、大久保七郎右衞門忠世、共に甲斐國を打ち

尾幡ハヲバタ

尾幡の地を守りたるは參河の道を通せん爲の要害なり

豐臣秀次ヒデツグ
細 秀政ヒデマサ

石川數正カズマサ

紀貞 トシサダ

東西は徳川豐臣兩家の事

平ぐ、明れは天正十一年、廣孝叙爵して、右兵衞佐に任ず、廣孝叙爵して右兵衞佐になされしかど、徳川殿の仰に依て、元の儘、豐後守と申し、長湫の戰には、其後越前守に成されしと云、尾幡の地を守りたり、古城を守るなり、康重、山中忠兵衞が記には此時康重の事を越前守とのせたり、榊原大須賀の人々と、先陣を承り秀次の多勢を打破り、逃行く敵を追詰て、岩崎に至る頃、堀久太郎秀政が陣固うして待かけたるに行逢て、御方の馬足、立直さんとする所を、秀政が三千騎、一度にどつと時を作り、鋒を揃へて切て懸る、御方なにかは怯ふべき、しどろに成て引返す、敵の多勢力を得て、一手に成て追懸る、御方既に負け軍しつと見えたるに、康重一勢取つて返し、大勢の中に割て入り、縦さま横さまに、切て廻り、康重太刀の目貫、打折て、其敵と組で首をかく、究竟の郎徒三十六人討死し、其身もまた七箇所迄ぞ手は負たる、かゝりし程に、徳川殿御陣を寄せられて、森、池田、既に打れ、敵盡く破れしかは、康重も希有の命を助りたり、かくて蟹江の城を攻められしに、康重疵いまた癒されども、馳向て先をかく、こゝとし天正十三年十一月石川伯耆守、岡崎の城を出て、上方に參りしかは、康重、二男次郎紀貞を人質となして獻る、汝が家、累代の忠節、質に及ぶべからずと仰ありて、紀貞を返されたり、其後東西御和睦事成りし後、同き十五

年關白殿、薩摩の嶋津を討れんとて、筑紫に下向有し時、豐後守廣孝を使として、軍の樣を訪せ玉ふ、折ふし秀吉は豐前國岩石の城を攻めて居玉ひしに參りあひ、廣孝高名しける程に、關白の御感淺からず、物多く賜て歸されたり、金作の脇差、羊の皮にて作りし道服等同十八年北條の亡ひし時、康重先陣して城をせむ、遊軍の大將なり、今年關東に移り玉ひしに、上野國白井の城を給、二万石、慶長二年十二月廿七日、廣孝七十歲にして卒す、同四年康重叙爵して、豐後守に任ず、關が原の合戰には、中納言殿の供奉しけれは、軍をはせず、明れは慶長六年二月岡崎の城を給りぬ、五万石、十六年二月病に臥す、將軍家驚かせ玉ひ、松平助十郎隆信を御使にて、病を問はせ玉ひ、此月廿三日五十才にて、岡崎の城に卒しけり、嫡男伊勢守康紀父に繼て、豐後守に任ず、童名は彦三郎、御諱字給て康紀とは申たりき、大坂の兵起りし時、天王寺の御陣を承り、再ひ軍起りし時に、先駈して城中に乘入、首貳百拾壹を取て獻る、元和九年九月廿五日四十五歲にして卒す、其子伊勢守忠利、將軍家の御諱字を給る、大坂の兵起し時は、御跡にとゞめらる、再び兵起りし時に、御供して自ら首とつて御陣にまゐる、其齡を問はせ玉ひしかは、十六歲に候と申す、むかし掛川の城を攻し時、康重十六歲にて軍

岩石　ガンジャク

岡崎は昔參河に起られし時の眼目の地にして世臣に非れば此城を守るへからずとて康重に賜はると云　松平隆信ダカノブ　康紀マストシ　康重卒歲五十八本文に五十才とあるはあやまれり

忠利ダストシ　將軍家は秀忠公

利長トシナガ　此人行狀不法の事ありて天和二年に封地を削り出羽岩瀨にうつされ一万石を賜ふ享保六年に至りて万石を加へられ信州飯山の城主となる

飛驒守重成ナリシゲ　作左衛門重次シゲツグ　異本に重次安祥殿の時より德川殿に至つて三代に仕ふとあり一向の亂の時重次も其宗旨なれど誓て其宗門をはなれ忠戰を致す

高力清長カウリキキヨナガ　天野康景アマノヤスカゲ

始し高名しつ、汝もまた祖父にあやかりぬと仰下されたり、元和元年閏六月、叙爵して伊勢守になされ、父卒して跡をつぎ、寛永十一年四月將軍家御上洛の時、岡崎の城に入らせ玉ひ、新恩の地を加へ賜ふ、三河にて五千石、正保二年正月十一日遠江國横須賀の城に移り、同年二月十日四十六歲にて卒し、その子越前守利長父につぎ、舍弟等に所領を分つ、利長か所領五万石、二男彦八郎助久四千石、三男兵庫利朗二千石をわかつ、

本多

飛驒守藤原成重は、作左衛門重次が子、本多右馬助助定が後胤、三河國德川家譜代相傳の御家人なり、作左衛門重次生年七歲にて、贈大納言家に仕へまるらせしより、德川殿の御時に至て、度々の高名數を知らず、永祿八年、三河國盡く御手に屬しけれは此年三月七日、始て奉行職を置れて、本多作左衛門重次、高力與左衛門清長、天野三郎兵衛康景、三人に仰て、其職を掌らしめらる、

此時三河國にて歌に、佛高力、鬼作左、ぞちへんなしの天野三郎兵衛と謠ふ、重次は、おそろしけなる男の、おのが云たき事をは、ありのまゝにうちいひ、如何にも思慮あるべき人とも見ゆず、かゝる職務に堪ふべき者にあらずと見ゆるしに、心

榊原の譜見合すべし

正しく直く、しかも民を使ふに慮ありて、訟を聞わかつ事、明らかなりしかば、人みな徳川殿の御計ひを感しまゐらせしとなり、

元龜三年の冬、三方が原の戰に、重次馬射られて落たり、敵十騎が中に取こめられ、鎗取のべて敵一騎つき落し、首かき切、其馬取て打乘、濱松の城に馳せ歸りて見參す、徳川殿敵進みて我城を攻めんに、御方多勢ならむには、兵糧また續ぐべからず、此事如何にと仰せあり、重次承て、信玄我國に向ふと聞ゆしより、糧米多く蓄へ積せて候と答申けれは、悦たまふ事斜ならず、此後は、こゝかしこ軍たちし玉ふ時、多くは其後に留守る、同き八年三月、長澤の城落し時、重次、内藤三左衛門信成と共に、しばし此城を守り、十二年掛川の城を攻られしに、一方の大將を承り、城おちて後、酒井石川等と同しく守る、天正元年の秋、長篠の城を攻めらる、武田四郎勝頼うしろ巻せんとて、軍勢二手に引わけて、三河遠江に打ち出る、重次此時は榊原大須賀と、濱松の城に留りしが、重次我等が留守の料に、いざ、間近き武田刑部入道信綱が、道遙軒と號す、陣打破て捨なは、殘る敵は戰はずして破れんずとて、二手の勢を合せて、九月十日信綱が陣取つたる森の里に押寄せ、散〳〵に打破り、重次人々に向て、信綱

此時徳川殿重次の宅に臨み父子に御刀を賜ふと云

岡崎三郎康信は家康公の長子故あつて自殺す

阿部川の東河原に人を煮る大釜ありしを人して濱松に送らせらる重次途中に出會て其人に云付悉くこれを打破つて天下に望みある人の人を煮る法やあると申して放ち遣る徳川殿深く其誤りを謝し給ふ

負けぬと聞かは、こゝかしこの敵、一定助けにや來るべき、勝て冑の緒をしむるといふ事の候ぞや、いざ歸らんとて引かへす、案の如く、穴山一條山縣なといふ宗徒の者共、鞭鐙を合て馳せ來れども、御方既に引返し、長篠また落ければ、皆本國に引返す、武田家の古兵共、當家まけ軍の始めなりとて、皆眉を顰めしといふ、同二年長篠の合戰に、大勢の中に切て入、能き敵と引組て、落重りて首をとり、敵八人が中に取こめられ、八方に切てまはる、敵は八人身は獨、七か所まで、手は負ひつ、既に危く見えし所に、郎等一人おち合て、二人を切て捨つ、殘る敵を追拂ひ、辛き命は生てけり、同き四年六月十一日、寄騎の士百騎、重次が手に屬せらる、同き七年八月、三郎殿の御事ありて後、重次仰を承り、岡崎の城を守る、高天神の城落し時、重次が手に打とる首十八、十餘人を生捕す、同き十年の春、武田亡ひ、同き夏織田殿うたれ玉ひ、甲斐信濃再び亂れしかは、徳川殿彼の國に向ひ玉ふ、北條も同じく彼國々爭ひ玉ふと聞えしかは、其勢を引わけて、駿河國にや攻入らんと、重次沼津の城を守る、一説に、重次は江尻にあり、沼津をば松平周防守康親守れりといふ、不審案の如く、九月廿五日、北條の軍勢、韮山の城より打て出て、戸倉山に至る、重次逆寄にして打破り、韮山の城戸口まで追詰て、首三十餘を切て引返す、同き十二年小牧

に陣し玉ふ時、重次伊勢の國星崎の城を守る、蟹江の城を攻られしに、先陣して、城を攻おとす、頓て秀吉信雄、中直りし玉ひ、信雄に就て於義丸殿を養君とし玉ふ時、重次が子仙千代丸も、石川伯耆守數正が子と同く、附て參らす、抑此於義丸殿と申は、徳川殿の御二男、故ありて、生れ落させ玉ひしより、重次とりて養ひ參らす、此年御とし十一になり玉ふが、都に登らせ玉ふ事を、御名殘をしく思ひしかは、我獨子にて愛しける仙千代丸つけてまるらせたり、秀吉も、うへには於義丸殿を養ひ參らするとは披露あれど、内々は人質とし、徳川殿に親しくならん謀にてありけれは、本多は殊に彼家譜代のおとななり其子を參らせし事こそ嬉しけれと、悦び玉ふ事斜ならず、去程に、秀吉正二位内大臣に歷上り、關白の職になつて、於義丸殿にも元服させ、秀康と名乘せ、從四位下左少將兼參河守に任し、信雄卿を媒とし、徳川殿御上洛の事を勸め玉ふこと、度々に及べども、上り玉ふべしとも聞えず、依て三河守殿も失はれさせ給ふべしなど風聞す、三河守殿の御母、此事を聞玉ひ、守殿失はれ給ひて後、一日も世にながらふべしとも覺えず、死なは一所こそ死なめとて、忍ひて大坂に上らせ玉ふ、重次いやく仙千代丸、都に置て、人の疑ひ受けん

重次の兄孫左衛門の子を富正（トマサ）とす後伊勢守又丹波守越前家の老臣になる

東西の軍は小牧長湫の合戰

采地五十貫を增加らるゝと云

お義丸は越前少將秀康公の幼名

於義丸の母於万の方妊娠なりしに北の方の嫉みを懼れ本多廣孝の臣本多半右衛門の方に身を寄せて於義丸を生ひしとぞ

越前の譜見合すべし

事も詮なし、たゞ獨ある子失はれんも不便なりと、思ひけれは、母がいたはり以の外に候、暫しの暇を給て、此世の暇乞をも仕らせはやと、守殿へ申て、呼ひ迎へぬ、幾程なく、石川伯耆守數正は、徳川殿に背きて、秀吉の御方に參る、扨こそ重次が二心なき所顯れて、誠に思慮深くは見ゆけれ、斯て關白殿の仰にて、仙千代丸とく參らすべしと、守殿よりの御使、度々に及ぶ、重次も詮かたなく、是もいたはる所の候、且は母が病も、年頃この子戀慕ひし故かれは、今更參らすべしとも覺えずと、伏し沈み歎きぬ、されは息男が身代に、此者參らするとて、甥の源四郎富正を參らす、關白殿安からぬ事なり、本多めに、たはかられたりけりと、怒たまふ事大方ならず、かゝりし程に、また東西の軍起りなんと聞ゆて、宗徒の御家人の中、岡崎の城守るべきものを選はる、本多佐渡守正信承りて、此城を枕として討死仕るべき者に仰付らるべしと申けれは、やがて、重次召て岡崎の城を給り、數百騎の兵を屬らる、

此時重次が御暇乞申しゝ氣色、生て再び見參すべしとも見えざれは、其志を感じさせ給て、息男成重、本領安堵の御書をなし下さる、其御書に、天正十三年十二月八日としるされ、本多丹下殿となされけるとなり、

大ヽ（オホマンドコロ）は大政所なり秀吉公の母をいふ

井伊直政

大久保忠世

井伊の醫見合すべし

關白殿いかにもして、德川殿と親しうならんと、いろ〳〵に謀をめぐらし、頓てまた其妹君を、德川殿の北の方に參らせられしかば、德川殿此上は見參なくては叶ふまじとて、御上洛あるべきに極る、御家人等が危く思はん所も侍る故、都に御逗留あらん程は、それに留めさせ玉ふべしとて、大廳を下し給ひしかば、岡崎の城に入れまゐらせ、重次これを守る、井伊大久保も同じく御後にとゝまる、

此時重次下知して、大廳のおはしますほとりに、薪を積むこと、山の如し、こはそも如何なる事ぞと驚き、大政所の御供せし女房たち、はした女して、薪つむ下部男一人まねき、酒など呑せ、心能くとりて、扨何事にか、この程、日々にかく薪をは積む事ぞと問へば、いかなる事とも下郎は如何で知り申さじ、たゞし承る所は、關白殿の我國の殿を失ひ玉ふか、若くは留めまゐらせて返し玉はずば、今度都より御下り有て、是にまします御方を、盡く燒殺し申さん料の薪とかや申て、本多殿の下知として、日々に山林より切て來り候が、この本多殿と申は、極て氣の短き人にて、殿の御歸り、おそし〳〵と侍かねて、けさ火を附う、晩に燒たてうとせられ候を、井伊殿や大久保殿がらしばし〳〵と制し玉へばこそ、今迄はかくて

上臈（ジャウラフ）は身分ある婦人をいふ

三河守殿は於義丸秀康なり

候へ、痛はしや、美しき都上らふの、今のうちにも、灰土にならせ玉はん事の無慙さよと、下郎等は申事にて候と云ひしを、女房達に、斯といへば、あな悲しや、その本多といふ男が、日々に參りて、おそろしげなる、こわねにて、家康より玆につけ參らせて候、御用の事あらば承りなんずといふを、今思ひ合すれば、三河守殿の初て御參ありし時、仙千代丸といふ兒の御供したるを、殿下の御覽じて、あれは家康がうちにて、三奉行とか云ふうちの鬼作左衞門と云もの、子ぞと仰ありしかば、おそろし〳〵、鬼も子を生むにや、鬼の子は如何なる者にやとて、物越に人々の見たりしに、其親の鬼ならば、さこそはあらめ、さればこそ、これへ參る度毎に、家康返り候はんとの事は、いまだ御沙汰も聞え候はぬやと、おと〳〵ひも、いひしぞ、けさも、きのふも、いひしぞ、待遠にや思ふらん、あはれ家康とくしてかへさせ玉へかしと、なきくどきて、此由を大廳へ申ければ、大に驚き、なげき玉ひて、日々に御消息ありて、德川殿をとくかへさせ給へ、こなたのありさまの、いぶせき、いつの世にかは、忘るべきなどぞ、ありし事共、こま〴〵と仰遣はされし程に、ほどなく御歸國まし〳〵、大廳歸りのぼらせ玉ひければ、女房たち涙を流し、な

さけなくも、御母上を下したまひしものかな、鬼本多とかやが、かくこそいふたれ、とこそ計らうてさむらひつれ、今は朝日の姫君をまゐらせ玉へば、徳川殿の御ためにも、大廳は御母上にて候を、如何に鬼なればとて、己が主の事しらぬ事や候べき、それにかく辛き目を見せ參らせて待れば、はや〳〵徳川殿に仰られて、如何かる罪にもあはせて、太廳の御恨みをも晴させ玉へと、とり〳〵に訴へければ、關白殿笑はせ玉ひて、家康はよき者共、あまた召し仕ひけり、秀吉もその如き家人をば、ほしき事に候ふぞや、とばかり宣ひて、御座をたゝせたまひしとなり、

同き十八年正月關白殿北條を追討の事ありて、我國々を打て下り給ふべし、御陣のために、海道の城々を借しまゐらすべしとて、重次と佐渡守正信とに奉行せさせ、修理の事仰下さる、同き三月關白殿岡崎の城に入玉ふ、此城は重次守る所なれば、御迎にも參らず、城へ入らせ玉ひし後も、見參にも及はず、關白殿より加藤遠江守を御使にて、三度まで召しけれども、重次は關白殿に見參して申べき用もなし、御免あらんとて、終に參らず、

一說に同き廿日、關白殿駿河の國府の城に入りたまふ時、徳川殿長久保の御陣より參り玉ひ、御對面の儀ありて、重次此所に參りて、關白殿御家人あまた居並たる所にて、徳川殿の御後より參りて、立はたかり、大に聲をいからかして、やあ殿よ殿、あつはれ不思議を振舞ひ玉ふよ、國をも保たんずる人が、我が城を打明けて、暫しも人に借す事やある、その氣にては、人の借らんといはんには、一定北の方をも借し玉はんずるよなど、罵り〳〵立歸る、徳川殿人々に打向ひ玉ひ、今の老人が申たるやうを聞たまひてこそ候らめ、あの老人と申は、本多作左衞門重次とて、家康が累代の家人、家康が幼なきより仕へぬ、年若きうちより、弓矢うち物取ては、人にも知られて候ひしが、今は見たまひし樣に、年もいたう寄て候、されば家康も不便のものに存ずといへども、天性我儘なる根性にて、人をばはふ蟲ぞも思はず、人々の聞玉ふ所にてたに、家康をかく事がましう申す、まして只二人うち向うたる時の事、思ひやり給ふべし、常には如何にも候ひなん、いかで、けふしも、かゝる奇怪をばふるまふべき、人々の思ひ給はん所、耻しう候と仰ければ、在あふ人々一同に、此人の事、久しく承り及ぶといへども、見及びし

は、今こそ始なれ、誠に聞しにまさりて候ものかな、事新しうは候へども、かゝる御家人の候事、奥ゆかしう覺えて候と、色代せしと云、按ずるに、重次此度海道の城に修理の奉行たり、此城借し玉ふ事、いかで知らざるべき、然るにかく京家の人々の集りし所にして、思ふやうに云ひちらしたる事、誠にさる智ふかき人なり、重次にあらずしては及ぶまじ、されば此説あやまるべからざるにや、小田原へへ、重次の先にて、むかしといふ説あり、

程なく北條亡び、關東を以て、徳川殿知行有べしと定められし時、關白殿なかし本多が秀吉をたばかつて、それが子を取返し、此度また秀吉が下向の時、對面すべきよし使者を以て、言葉をつくせども、終に參らず、彼といひ、是といひ、其科輕からず、かゝる者召仕はれん事、然るべからずと、大に怒り仰ければ、彼が怒り散せん程は、籠り居よかしと思召ければ、上總國北原の庄にて、老養ふべき程の所領給ひて、三千石忍ひ〳〵に、御使ありて、常には問はせ玉ひしが、程なく彼所にて終りけるこそ哀れなれ、一説に慶長五年關ヶ原合戰の頃迄存命にて、その時には江戸の留守たりしと云、覺束なし、

去し天正三年三月に、徳川殿御脊中に、疔といふもの出來て、既に危く見ゆさせ

キタハラ
北原
慶長元年七月十六日卒年六十八
上總國望陀郡倉波密藏院に重次の墓あり

天正三年東照公三十四歳作左衛門四十七歳の時なり

給ひしかば、内外の醫、療術を盡しけれども、そのしるしなく、唯弱りに弱らせ玉ひ、みづからもこれまでと思召けるにや、宗徒の御家人等めし集て、御跡の事ぞも仰せおかる、人々の周章いふに及ばず、士民百姓等に至るまで、その程々に從ひて、祈らぬ神佛もなく、立てぬ願もなし、重次御枕に取つきて、泣〳〵申けるは、殿も定て覺ゐさせ玉ひなん、重次がむかし此病をうけしに、たち所にしるし得し良醫の候、彼を召して見せ試み玉ふべしと申す、諸醫既に手をつかね、家康また死を決す、この上醫療其詮なし、且つは命をしむに似たりとて、用る玉はず、重次大に怒て、かほど大事の、腫物かろ〳〵しく思召し侮つて、事急なるに臨めばこそ、諸醫も術盡きぬれ、夫にまた良醫して治しまるらせんとするをも、用る玉はず、失せ玉はん事、御心がらとは云ひながら、あつさらしき命かな、諸醫術盡きぬと申す上は、彼等いかでか治しまるらすべき、年老たる重次が、御跡にさがつての御供、かなふべからず、さらば御先へ參らんとて、御前を罷立、徳川殿大に驚かせたまひ、あれ止めよと仰ければ、近く侍らふ人々走り出、引とゞめ仰らるべき旨あらせられ候といふ、重次大に聲を怒らして、最期の暇乞て、まかり

申者を、見苦しい、殿原の止めやうやと、罵つて出んとす、されば候、その人を止めよとの御使が、えこそ止めぬと申せとは、おとなしくも候はぬ本多殿と、云はれて、げには、さも候とて、御前にまゐる、徳川殿、汝は物に狂ひて、かくは云ふか、家康、いまだ死しはてぬに、たとひ家康が、命終るとも、汝が世にあらんを頼みにこそ死すべけれ、又汝等も如何にもして、一日も世に残りて、若き者どもを掟して、我家の絶えざらん様を計らんとは思はずして、詮なき死の供せんとする事やあると、仰せければ、いやく、夫は人に依ての事に候、重次も今少し年たに若くは候はんには、仰せ迄もも候はず、犬死せん人の御供、其詮なし、重次若年の昔より、こゝかしこの軍に従て、眼射られ、指落され、足切られて、負はぬ手も候はず、人のかたはといふ程のかたは、重次が身ひとつに、餘つて、世に交らん事、叶ふべき身ならず、殿の御情ふかければこそ、當家にては人に恐れも恭はれも仕つれ、殿のなくならせ給ひなば、他人までも候まじ、先つ御聟の北條殿、我國々を取らんとし玉はんに、わかき人々が、行する久しう仕へんと、頼みきつたる主に、忽ちに別れて、氣おくれし、はかくしき矢の一筋をも射出す事かなふべからず、當家

重次が其妻に送りし手紙の文に一筆申す火の用心お仙泣かすな馬こやせとありお仙とは嬶子仙千代の事なり

亡されん事、また踵をめぐらずべからず、重次夫迄ながらへて、あの年寄たるかたは者は、徳川殿の譜代にて、何がしといはれし家人なるが、いかに惜しき命なれば、かく世には恥をさらすらんと、うしろ指さゝれん事、老の恥、何事かこれにすぎ候べき、此比までも、武功の家の人々、御當家に召されて、さらぬ人にも手をつかね、膝を屈めしを、世にもあはれに思ひしが、今は此老人めが、身の上になつて候と、存ずれば、殿におくれ參らせんが悲しき計にも候はず、我身の果も、あさましきに因て、御先に死する事にて候と申す、汝がいふ所ことわり至極せり、さらば醫療の事は、汝が心にまかすべし、天命既に至りて、家康空しくならんとも、汝もまた家康が心に任せ、いかなる恥を見つべしとも、一日も生殘て、後の事よきに計らふべしと、存ずるや、いなやと仰ければ、重次が申むねに任せられんには、重次いかで又仰をや背くべきと申す、さらば醫師めさせよとて召さる、醫師やがて參て、御灸治よろしかるべしと申せば、重次艾とつてすうる、御灸の痛み覺えさせ給はねば、艾を増し加ふる事多くして、後いさゝか痛ませたまふよし仰ければ、御藥をつけて參らせ、御藥湯をも進め奉りしに、其夜の半に、御腫物潰

タンゲ
丹下成重

忠直朝臣は三河守秀康の子

サナダユキムラ
眞田幸村

れて、膿水血おびたゞしう流れ出て、御惱み立ち所に輕させ玉へば、重次は嬉し泣きに聲をかぎりに泣く、御前伺候の人々も、感涙を共に流しけり、此人かゝる奉公の事とも、世に傳ふること多し、盡く記るすに暇あらず、大畧をしるすのみ、

其子は飛驒守成重なり、童名は仙千代丸、成人して丹下と申し、相州小田原の御陣に、重次成重後陣に在り、重次籠居せし後は、成重も出仕を止めて、籠り居ぬ、關が原の合戰には、御後にぞ陣しける、慶長十八年、越前國丸岡の地を賜て、少將忠直朝臣の家にぞ附られける、創業記に、慶長十八年、越前の家老今村掃部介、清水丹後守、相論の事ありて、二人共に配流せらる越前の福井をば、本多伊豆守に仰下され、今まて今村が領せし丸岡の城をば、本多丹下に玉ふと云云、四万三千三百石餘を領せしなり、一說に、慶長六年に結城殿に附らるゝといふ、寬永なしまた伊豆守といふは、むかし成重が身代りに都へのぼりし、源四郎富正と申しゝが事なり、大坂前後の戰に、越前の先陣し、前年十二月四日御方の先陣、城を攻し時、成重、郎徒討るゝもの十六騎、疵蒙るもの百六十人、後年五月七日成重が三百騎、眞先に進み、眞田左衞門尉幸村が陣を打破り、みづから敵二騎切ておとし、郎徒等が切所の首百七十三、城門を打破りて、一番に城に入、こゝかしこに火を懸け、首二十八を切、手の者討れしもの五人、疵蒙れるもの七人、元和

正保二年五月致仕同四年六月卒七十六歲

重能シゲヨシ
重昭シゲアキ
重益シゲマス

元和八年重成の、家人爭論の事ありて、國治すらすして、配流せられ、國除かれたり、

縫殿頭康俊トシ
本多忠次タヾツグ
酒井忠次タヾツグ

正忠は右馬允定助が次子八郎正時の孫なり

次郎三郎殿は家康公の祖父清康なり

イナ
伊奈
ハラ
原田

享祿二年の事牧野譜に出づ

九年忠直朝臣、配流の後、再び將軍家の御家人となりたるなり、年老て子息淡路守重能に家讓り、入道して土庵と號す、成重が致仕せし年、卒せし年いまだ知らず、淡路守重能、慶安四年十二月七日卒す、六十二歲なり、其子飛驒守重昭父に繼く、延寶四年正月十五日に卒す、其子作左衞門重益、家を繼て、飛驒守に任す、

本多

縫殿助藤原康俊は、縫殿助忠次が子、實は酒井左衞門尉忠次が二男なり、縫殿助忠次が曩祖は、九條右大臣師輔公より出て、忠次數代の祖參河國に移て、寶飫郡伊奈庄に住す、國人これを伊奈の本多とぞ申ける、岡崎の次郎三郎殿、東三河の地併せらるべきにて、御馬を出されし時、忠次が祖父縫殿助正忠、最初に御方に組みして先陣し、牧野兄弟既に討たれて、吉田の城に向ひ玉ふに、正忠城の東門を攻め破て、城を落す、爰よりまた田原の城に向ひ玉ふには、正忠おのが伊奈の城に迎へまゐらせ、御酒奉て賀しまゐらす、

家に傳ふる所は、此時御着を進むとて、池なる水葵の葉に盛りてまゐらせしに、次郎三郎殿御覽有て、立葵は正忠の家紋なり、此度の戰に、正忠最初御方に參り

て、勝軍しつ、吉例なり、賜らんと仰ありて、これより御家紋とはなされたり、されば岡崎隨念寺に、自讃し玉ひし御畫像に、立葵の紋を畫がゝれき、今にありと申なり、また德川殿の御時高力攝津守忠房が母に、伊奈の本多の事、尋仰られしに、三河國の本多は伊奈を以て嫡流とす、されど昔より當國に其數多き本多の人々、伊奈の本多の外に、一城をも領し候ものは、さふらはず、二郎三郎どのの御時に、祖父にて候者にこそ、紋をば望ませ玉ひし御事も候つれと申しゝといふ、

忠房の母は、正忠の孫にて、忠俊が娘なりき、〇ある人のいひしは、上野國新田の庄に、ふるき日貫髮掻小刀の柄に、葵の丸の紋あり、これに因て思ふに、葵の丸は、初より新田の家紋にやあらんといふ事あり、是また一說なれば、こゝに附す、

次郎三郎殿うせ玉ひ、贈大納言家、繼がせ玉ひしに至て、正忠常に御方に組す、其子助大夫忠俊父に繼ぐ、永祿三年五月、今川治部大輔義元、尾張國に向はれし時、忠俊が嫡子修理亮光忠、父が手の者、引具し、德川殿に隨ひまゐらせて大高の城にあり、義元既に討れ玉ひ、今川の家人等、おの〳〵守る所の城々を捨て、本國に引かへす、かくて、德川殿大高の城を御出あるべきに及びて、敵の軍勢、既に近付て、本國に歸り入らせ給はん事、たやすかるべからずと聞えしに、光忠進出て、某後陣をば打ち候べし、御心安く思めさるべしと申けれは、其望む所に任せられ、事ゆゑなくして岡崎に入らせ玉ひたりき、此ときの賞として給はりし御陣羽織是よりして後、水野光忠が嫡孫の家に今にありといふ、

下野守信元は、織田殿の御方として、三河國を併せんとす、國人等相戰ふ事やまず、忠俊父子、德川殿に組みし參らせて、常に軍のさきをかく、

信元は尾州小河三州苅屋二つの城を領して、東三河の國人と相戰ふ、初め石が瀨の戰ひに、御方の先陣戸田主殿助が戰利なかりしに、敵のかたより、

石が瀨や、小川の水の早ければ、戸田の主殿は、足もたまらず、

と讀て落書す、二陣の伊奈勢、安からぬ事やとて、忠俊の子修理亮光忠、伊豫光典幷家臣戸田丹波小栗澁大夫等眞先に進み戰ひて、敵餘多打取て、かくなん、

石が瀨や、小川の水の早けれど、いなびかりには、及ばざりけり、

と、いふ返歌を札にしるして、敵陣の前に建しといふ、

同六年の春、一向專修の門徒等、叛き參らせし時、東三河の人々の、御方に、志あらん者、今川の兵に備ふべき旨、仰下されしかば、おの〳〵人質をまゐらせて、其要害

隨念寺にある所の畫像は其時の物たる事疑ふべからず其紋立葵なるか如しといへども定かならず

カウガイ髮掻は鞘なり

贈大納言家は廣忠卿
正忠は天文二十三年歿
忠俊ダマトン
光忠ミツダヤ

戸田重貞

伊奈勢は本多なり
光忠ミツダヤ
光典ミツノリ

を守る、忠俊仰を奉り、吉田の城に備ふべしとて、小坂井（テサカ井）糟塚（カスヅカ）の要害を搆へて、手の者共を込めおき、嫡男光忠をば岡崎に参らせて常に御軍の先をかく、（此時の賞として給る所の御刀は、光忠か嫡流の家に相傳ふといふ）其後光忠所勞により、舎弟彦八郎忠次、父が跡をつぐ、光忠光典、兄弟、徳川殿の御爲に、吉田の城攻取るべき事を議り、忠次に隨ひ、岡崎に參りて、斯と申す、徳川殿大に悦はせ玉ひ、さらば光忠二連木（ニレキ）に行向ひ、戸田主殿助と相議るべしと仰られ御馬賜りて遣はさる、（此時賜りし御馬の鞍具、も光忠嫡流の家に傳ふ）斯て御勢を差向られ、糟塚喜見寺（キケンジ）二箇所の要害を攻られ、忠次先陣を給りて御軍を出され、吉田の城を攻めらる、光忠等かねて申しゝ事の如く、城中の者共、思ひ〳〵に成て、其戰はかゝしからず、忠次從者戸田小栗を使として、城の大將小原肥前守が許に申事、數度の後、小原終に城を去て、駿河國に歸る、此とし永祿七年六月、三河八郡の地、大略御手に屬しければ、忠次が功最大なりとて、忠次幷に光忠光典戸田小栗各所領の地を下し給ふ、（此時忠次光忠には御書を賜り、其功を賞せらる、忠次には所領の地を加へ玉ひ、光忠には奥郡池尻村の地を給ひ、光典戸田小栗等には各五十貫文つゝの地を宛ておこなはれしといふ、）元龜二年六月近江國姉川の戰に、忠次酒井左衛門尉忠次と陣を同くして戰ひ、天正元年三月、三郎殿の御軍始に隨ひまゐらせ、足助伏地二つ

忠次此時五千貫の地を領す

三郎信康（アスケ）

足助（アヅキ）伏地今八武節に作る

小坂井（テサカ井）

糟塚（カスヅカ）

忠俊は永祿七年三月卒

忠次後に隼人助又藏殿助に改む

二連木（ニレキ）

喜見寺（キケンジ）

の城を攻め、同き三年五月、長篠の合戰に、酒井左衛門尉忠次と共に、鳶巢の城を攻落し、同九年三月、高天神の城落し時、首廿一を切て獻る、同十一年七月姫君北條左京大夫氏直の許に入らせ玉ふ時、忠次御輿副として、相摸國に趣く、（此時平岩七之助本多彌八郎も同しく姫君を送り參らせしと云、〇或說に酒井左衛門尉送り參らすと云、酒井本多其名同しければ、孰か是なる事を知らす、）其後忠次死して、康俊繼く、初め長篠の戰の時、康俊七歳にして人質の爲、濃州岐阜の城に趣く、これ織田殿の加勢を乞はせ玉ふが爲なりき、十二歳の時、忠次に養はれ、十四歳にして元服し、御諱字を賜りて彦八郎康俊と申す、（此時に養父忠次は縫殿助と申せしなり、）廿二歳の時、豊臣關白、相摸の北條を討たるべきにて、徳川殿の人質を望み申されしかば、康俊を遣はさる、此年徳川殿關東に移らせ玉ひしかば、康俊下總國小篠の地を給はる、五千石慶長元年五月、徳川殿、任大臣の御時、康俊叙爵して、縫殿助に任ぜらる、同五年奥の上杉を御征伐の時、御陣に隨ひ、上方の軍起ると聞て、御陣に隨ひて馳上り、美濃國に着かせ玉ひし日、御方の軍勢、大坂の兵と、笠縫堤に戰ひし時、康俊井伊侍從、本多中務少輔共に馳向ひ、駿河の勢を引て歸り、御感の仰を蒙れり、關が原の戰には後陣に從ひ、軍終て後、三河國吉田の城は、國中の人質を置かれし所なり、本國なれば案内知

忠次慶長十八年四月卒年六十五

内大臣宣下

笠縫（カサヌヒ）

井伊直政

本多忠勝

りたるらん、康俊馳下りて守るべしと仰下され、引返して彼城を守る明年所領の地加へ給りて、同國西尾城に移る、二萬石是より、三河國に御鷹獵をさせ給ふ度々、康俊が城を假の御所となされ、物賜ふ事、其家臣等に及べり、同八年將軍拜賀の時、康俊從四位下に上られ、御沓の役に候す、大坂の兵起りし時に、康俊嫡子下總守俊次と同しく、仰を承りて、馳上り、近江國膳所崎の城を守り、大御所既に御上洛ありしに及て、二條の御陣を守護し、また仰をうけて、河内國に向て、賊徒等を追拂ひ、大坂の城下備前島に陣取て城を攻む、翌年の夏、兵再び、起りしには、康俊父子、河内國須奈に陣して、奈良口の敵を防き、五月七日、城中の兵、出戰ふに及び、加賀勢の右に出て、敵陣を打破り、嫡男下總守俊次二男美作守忠相等みづから首きつて獻る、凡そ康俊が手に打取る所の首百十三、修理亮光忠か子半兵衛某、首二つ切り、嫡子伊織某も生年十五にて、首二つを切り、大御所の御前へ召されて、御感の仰ありといふ、同三年所領の地加賜て、膳所崎の城に移る、三萬石此年將軍家御上洛の時其城に入らせ玉ひ、康俊父子に物を賜ふ、同七年康俊卒して、嫡子下總守俊次家を繼ぐ、初め慶長十五年俊次叔母を娶し、大坂兩度の御陣に隨ひ參らせ、父に繼し年、三河國西尾城に移る、寬永十三年所領の地加賜て、伊勢國龜山の城に移る、五萬石、○是より先

膳所崎（ゼンショサキ）

須奈（スナ）

忠相（タヽスケ）

康俊卒元和七年二月七日年五十三　後次トシツグ

寬永五年高力攝津守忠房が母、望請て、兄にて候本多修理亮光忠、初め東照宮より所領の地を下しおかれ、其子半兵衛某、父が領を受つぎ候へど、當時は下總守が所領と成され給ひぬ、其嫡子伊織又父祖の領を受繼き候へば、あはれ其二男に候者をば召仕はれ給はゞやと申ければ願て半兵衛某か二男長二郎、召出されて、御小性組になされしといふ、此地海道の要害なればとて、望み請て其城を修築す、慶安四年十一月廿五日、又所領の地加賜りて、膳所の城に移る、七萬石　寬文二年五月朔日、大地震して城崩れぬれば、望み請ふに、此城元より、分内狹くして然るべからざるよしを申して、城郭を增し築く、同き四年九月十二日致仕、十二月廿五日入道して、淨有と號し、同八年八月十一日卒す、七十四歲、嫡子縫殿助康長四十二歲にて、萬治元年六月廿四日父に先立て卒し、嫡孫隱岐守康慶いまだ幼なかりしかば、兵部少輔康將を嗣とす、康將其娘を以て、康慶にあはせ、延寶七年六月十八日家を讓る、康慶、叔父兵部少輔康將に家讓られて我所領の内を分ち、康將が子織部忠恒に與へん事を望請しかば、御許しを蒙る、

織部忠恒は、兵部少輔康將が男、隱岐守康慶、康將が讓りを受て、おのが所領の内を分ちて、忠恒に與へぬ、新墾田一萬石也、忠恒後に伊豫守に任す、

康長（ヤスナガ）

康慶（ヤスヨシ）

康將（ヤスマサ）は後次の次男

織部忠恒（オリベタヾツネ）

侍從兼兵部少輔藤原直政は閑院の左大臣冬嗣公の七男、内舎人良門五世の孫、備中守共資の男、遠江國の住人井伊備中大夫共保が後胤、肥後守直親が男なり、

共保が事、系圖の傳ふる所、大に怪し、初め一條院の御時、備中守共資、遠江國に下り、村櫛といふ所に住む、此國井の谷といふ所に、八幡の宮居ましまず、其瑞垣のほとりに、御井ありけり、かしこの宮司、ある正月元日の朝、社頭に參りしに、今生れたらん頃の赤子、忽ちに御井の内より現れ出づ、大に驚き、怪しき事に思ひ、立寄り見るに、容いと美しくして、眼の光り燿けり、頓て懐におし入、おのが家にゐてゆき、世にいとはしみ育てし程に、既に七歳に及ぶ、備中守共資は、女子のみ有て、男子は無かりけり、此兒の事を聞て、只人にあらずと思ひ、彼宮司に乞ひ受け、おのが子として、十五歳の時、髻取り上けさせ、共保と名のらせ、おのが娘にあはせ、家ゆづる、共保長大に及ぶに從ひ、武勇の名譽、當國に隱れなく、國人等悉く恐れ隨ひぬ、初め御井の内より現れ出しがゆゑに、井桁を採て幕の紋とす、また橘を紋につける事も、彼の現はれし時、橘一つ御井のほとりにありしを見て、宮司此兒の産衣に繪がきてけれはなり、其現れ出たる御井、今もありとぞ、

兵部少輔直政　冬嗣公は不比等公の玄孫　良門　共資トモスミ

太平記に遠江の國人井伊介井伊の城を守ると見ゆるは直政の祖なるべし然るを系圖に別祖とあるは誤れるならん又武野志料猪掌太の後なりといふは源平盛衰記に猪掌太は遠江の人なりとあるによりて附會の說ならん　井ノ谷　共保トモヤス

十六代其家の新譜には六代を加ふ

武智麿は不比等公の長子南家といふ冬嗣公の家は次子房前の後にて北家といふ

○按するに系圖には備中守共資は、内舎人良門の第三男、兵衛佐利世四代の孫たる由見ゆ、藤氏の系圖を見るに、良門の男は、右中將利基、内大臣高藤二人のみにて、利世といふ人を見ず、されど、藤氏系圖に漏しぬるも知れず、また共保より直政迄十六代の由、家の系圖に記せり、一條院の御時より、直政が生れし比迄は、凡五百六七十年に及びぬべし、たとへ一世ごとに四十年に及はんほどを經るとも、なほ年は餘り有りぬべし、思ふに家の系圖に漏れたる人多かるべきにや、又按ずるに、井伊介も同し流の藤氏たる由、系圖に見ゆ、井伊介は、武智麿の後遠江權守爲憲が末葉にて、工藤遠藤、伊藤抔と同し流にて、南家の藤氏なり、此系圖の記せる如くなれは、北家の藤氏にてこそあれ、如何にかく傳へしにや、覺束なき事なり、

直平ナホヒラは永祿六年九月卒年六十五歳　直宗ナホムネ子天文二十三年正月戰死　直滿ナホミツ　直盛ナホモリ　直親ナホチカ

足利殿の御末、天下盡く亂るゝに及て、遠江の國人等、多くは駿河守護今川が手に屬す、共保が後井伊信濃守直平も、今川にそ隨ひける、直平二人の男子あり、嫡男宮内少輔直宗、二男彦二郎直滿と云ふ、肥後守直親は、此直滿が男なりけり、初め直宗、が子信濃守直盛、父に繼ぐ、家嗣がすべき男子なかりしかは、叔父直滿が子肥後守

直親をして、家繼せん事を契約す、然るに、直盛が郎等小野和泉守、直滿が子に、主の家繼せん事を嫌ひて、今川治部大輔義元に參て、直滿が謀叛の由を讒し申ける程に、天文十三年義元、直滿を駿河國府に召て、忽に誅せられ訖んぬ、其後永祿三年五月直盛義元と共に、尾張國桶迫の合戰に討れしかば、井伊が嫡流既に絶えぬ、肥後守直親が子兵部少輔、幼なくして、父に後れ、いまた童にて萬千代丸と申しゝより、德川殿に仕へ參らせ、此稚き者、尋常の人にあらず、又累代の家絶えぬる事を哀れませ玉ひ、相傳の家領なれば、井の谷の地賜て、菅沼近藤鈴木等を始て、是を井谷三人衆と云、寄騎の侍多く附け、又木俣清左衞門庵原治左衞門西鄉藤左衞門をそ後見にせよとて屬られた る、

家忠日記增補等に云、井伊信濃守直盛、今川義元に從ふ、永祿三年五月尾張國桶迫合戰に、義元と同しく打れ死す、其子肥後守直親といふ、同五年春直親が郎等小野但馬、主を恨る事やありけん、今川殿に參て、我主に候ふ肥後守は、織田德川の人々に心を合て、屋形に叛き參らすると申ければ、氏眞大に怒て、急き井伊を退治あるべしと、軍勢を催さる、今川の一族新野左馬助、氏眞を諫めて、直親と年

十三年十二月廿三日の事なり
桶迫（ナケハザマ）

萬千代の母松下源次郎清景に再嫁せしかは松下養つて子となし濱松城下にあり召されて初て仕し時年十五
菅沼忠久（タヾヒサ）　鈴木重好（シゲヨシ）　近藤秀用（ヒデモチ）　この三人舊く井伊谷に住して三人衆と云ふ
後世に興力といふを此書には皆寄騎とせり
木俣（キマタ）　庵原（イハラ）　西鄉（サイガウ）

屋形（ヤカタ）は貴族の尊稱

直盛は直親の從兄なりされど直親其後を繼きしかば父とは云ふなり

混甲（ヒダカアト）

比親しく相語らひて候へば、かれが心の中をは能く存しぬ、當家に二心有べき者にあらず、これは如何さま讒人の申所とこそ覺ゆれ、暫らく御追討を止められて、事の實否を御糺明あるべう候と申て、井谷の城に人を馳せて、かくと告ぐ、肥後守これを聞て、直親先祖より、今川殿の御被官となり參らせてより、このかた、累代終に御うしろめたき事候はず、中にも父にて候直盛、故殿の御供申て、桶狹間の戰に打死しぬ、されば彼の信長は君の御敵といふのみにあらず、直親ぞ身に取ても、父の仇なるに、いかで屋形に叛きまるらせ、君父の重讐に組みし候べき、此旨をもつて、誤りなき由を、申し開きて、給ふべしとて、新野が使を返しけるが、いや〳〵居ながらに陳じ申さん事、疑ひ猶も解くべからず、參りてこそ、申さめとて、打立つ、當時不審蒙りたる身の、郎等あまた具しなん事、然るべからずとて、主從わづかに二十人、掛川の城にさしかゝり、駿河の府に赴きたり、爰に掛川の城の住人、朝比奈備中守は、井の谷の先陣給はつて、おのが城に、勢揃ひして、屋形の發向を待居たりしに、直親此所を忍ひやかに打過ると聞て、混甲二三百騎、鞭鐙を合せて追かけ、大勢の中に取込めて、一人も殘らず討てけり、直親が

男、年わづかに二才なるをも、誅せらるべきに定る、新野また彼れが命助けられん事を歎きしかば、さらば、成人の程は、汝にめし預くべしとて、左馬助にたもふ、此とし引間の戰に、新野また討死ず、氏眞重て、肥後守がみなし子失はんとし給へば、新野が妻深く匿くす、猶顯はれぬべく覺ゆれば、成人の後、僧になし、父母のあと弔はせ給べとて、ある上人にまるらせたり、その〻ち同國の住人松下源次郎、新野が妻をむかふ、直親が孤子も、彼の妻に從つて、松下が家に、ひと〻なる、十五歳と申し〻、天正三年二月十五日、德川殿御鷹狩のため、濱松の城をいで玉ひ、道のほとりにて、これを御覽じけるに、つらだましひ、尋常の人にあらず、怪しとや御覽じけむ、如何なるもの〻子にてやあると、尋させ玉ふに、よく知れる人ありて、是こそ當國の井伊が孤子に侍れとて、在し事ども申ければ、不便の者かな、われに宮仕せよとて、召試らるゝに、誠にさる武夫の子なりけり、賴母しきものぞと思召て、頓て本領を給ひしとなり、

按するに肥後守直親が父、系圖には彦二郎直滿とあり、信濃守直盛といふは、直親が從弟なり、直滿天文十三年に、義元の爲に誅せらるゝと、系圖には見えて、肥後守直親が、永祿三年に討たれし事みえず、直滿既に義元に誅せられたらんには其子肥後守直親、從弟の信濃守直盛が家繼べき事とも思はれず、兵部少輔直政、永祿四年に生る、祖父直滿が打れしより、十八年の後なれば、父の直親が直滿と一所にうたれざりしは一定なり、直親後終に從弟が家繼て、また小野が爲に讒せられて、氏眞の爲に誅せられし事、家忠日記增補等の說の如くなるにや、また直滿討れし時、直親まぬかれ、直盛が家をは繼かず、其後直政を設けて死したりしを、世には誤り傳へて、父直滿が事を、子の直親が事の樣にもるしけるにや、

直親の殺されしは永祿五年十二月十四日の事にて直親は二十七歳直政は二歳の時なり

直政年十八歳にして初めて元服し志太郡に職つて勇功あり天正六年の事なり

山縣三郎兵衛昌景士屋右衛門直村原半人昌國一條右衛門大夫信就いつれも武田家の勇將なり、其手に從て名を得たる武士七十四人關東の勇士四十三人駿河信濃の士百人ばかりとも云寛永系圖に此時四万石の地を賜ふといふ

天正十年の春、武田四郎亡ひし後、彼の家子郎等悉く德川殿に從ひ奉る、此年冬十一月万千代丸、元服して、兵部直政をめさる、十二月武田が侍大將山縣土屋原一條が手の者七十四騎、坂東に名を得し兵四十三騎、引すぐりて、直政が手に附られ、一方の大將給て、簇幟より物具まで、色は赤を用ゐけり、十二年三月、羽柴筑前守秀吉、主の北畠殿と、不快の事出來て、軍起る、信雄中將、賴み參らせ給ひしかば、德川殿、尾張國に向ひ玉ひ、小牧に御陣をめされけり、御方の御勢、わづか一萬五千には過ぎず、秀吉の十五萬騎、こなたに向て陣を取り、二萬餘騎を引分けて、三河國を襲は

直政先陣の大将を命ぜらる

森武藏守長可は直政の陣より放ぜし鉄鎗に當りて討死す　京家は上方ていふが如し

三河守は越前家

んとす、徳川殿此由を聞召し、さらば此方も出向て戰ふべしとて、密に御勢を引分けて、差向けられ、みづから續て長湫に向はる、直政御先に進む、御方の先陣、既に敵の後陣を打破り、敵さん〳〵に打なされ、先陣の勢と、一つになり、取て返して戰はんとす、直政が赤簇赤幟、朝日の光に輝きて、山よりこなたに馳せおろし、立ざま横さまかけ破る、敵終に打負けて、大將あまた討れしかば、士卒猶いふに及はず、京家の者共、直政を赤鬼と名づけしは、此時よりの事なりけり、同き六月敵大野の城を攻む、直政此とき松葉の里に陣取て、此由を聞くよりも、馬烟を蹴立て馳せ向ふ、寄手取る物も取あへず、散〳〵に成て引返す、かくて所々の戰ひ、秀吉の軍盡く利を失ひ、徳川殿助け給はん程は、信雄傾けん事叶ふべからずとて、北畠殿と中直りし、頓て此人に附て、徳川の御子於義丸乞受けて、養君となさる、是は秀吉いかにもして、徳川殿に親しうならんとはかり玉ひし故とぞ聞ゆける、事は三河守殿御傳に詳なり、十三年正月秀吉正二位内大臣にあり、七月關白に任ず、八月信濃國眞田安房守昌幸が關白に組みし參らせ、徳川殿に背きしかは、御勢を差向けらる、御方利なかりしと聞て、直政等彼國に向ひ、御勢を迎へ歸る、去程に關白、徳川殿に對面の事を望給

濱松は家康公の居城

關白直政が留守の事を聞かれ其は長湫の軍に赤鬼と呼れし者なり、年比幾程なりやと問れる、年僅に二十六歳なるよし申せしかば、關白其年少に驚き、淺野長政に命し直政をして大腮に從て上京せしむ、直政謁見せし時、關白帶ぶる所の大小刀を賜ふて、之を勢す、

後陽成天皇

ひしかど、見參の事は叶ふべからずと聞ゆとて、案じ煩ひ給ひしが、急度案じ出し御妹君を濱松の城に參らせられ、北の方となし給ひ、よりく〳〵に見參の事を催さる、徳川殿既に、かく結ぶほうれたる中と、ならんからは、尊者に向ひて、如何で無禮にや及ぶべきと仰ければ、關白殿悦び玉ふ事大かたならず、さらば御家人等が心を安んぜられんがため、御上洛の程は、そこに留めまるらせ給ふべしとて、大廳下し給ふ、徳川殿夫までも及びさむらはじ者をと仰せられしかど、大廳既に御首途ありと聞えしかば、岡崎の城に迎へ入れ給ひ、直政を御跡に留めらる、御見參の事終りて後、程なく歸らせ給ひ、頓て大廳をも返し參らせらる、此度は直政して送られたり、直政關白殿に召されて、饗應の儀あり、石川出雲守數正は、伯耆守が事なり別に傳あり直政が昔の傍輩なればとて、接伴に召さる、直政數正に打背き居て、面をもあはせず、殿下みづから茶點して給るべきに至て、數正また接伴す、直政かたへの人に向つて、これにさふらふ數正は、譜代相傳の主君にそむき參らせ、殿下に從ふ大臆病の男なれば、直政彼れと肩を並べ、膝を組まん事、御免を蒙るべきにて候と申けれは、御前に在りあふ人々、皆舌をぞふるひける、十六年四月主上、關白家へ行幸あり、

若君は秀忠公

山角ヤマスミ

篠曲輪シノクルワ

献追來りしをば直政がかれて殿けたる伏兵起りてこれを打破れり關白殿大に喜ひ給ひしと云

徳川殿も參らせ玉ひ、御家人等任官の事あり、直政殊に侍從從五位下になされ、兵部少輔を兼ぬ、十八年の春、若君初めて關白殿へ參り玉ふ直政御供して、都にのぼる、此年の夏關白殿、相摸の北條を討たれしに、直政、德川殿の先陣うつて、小田原の城に向ひ、蓮池より押寄て、陣を取る、六月廿二日の夜、直政一勢、外郭を攻破る、松平周防守康親同しく續く、城中にも山角上野介父子三人、次の城を陷されじと、散々に防き戰ふ、つゞく御方なければ、直政康親引返す、

此時に、小田原の城を攻めらるゝ事百餘日、寄手軍勢廿餘万、城中に立籠る所も七箇國の精兵、されども手いたき戰ひせし事は、直政が一勢とぞ聞ゆける、また直政が攻めやぶりし所をば、篠曲輪と申て、城の東にあり、または、すて曲輪とも申す、城中より橋一筋を渡して、晝は兵を出して守らす、德川殿初め直政をめして、橋かゝ〳〵とばかり、問はせ玉ひて、又仰らるゝ色もなし、直政いかなる事ともこゝろ得ず、深く案じ煩ひて、如何さまにも彼の橋の下の水の淺深をや問ひ玉ふと、橋の下に、杭立てゝ、水の深さを量り、其杭を刻みて、猶も覺束なければ、みづから水際に下りたつて、能く見おはせて、御前に參り、かくと申しさに、初の如く、

三科ミシナ

橋かゝ〳〵とばかり仰られしかば、直政いよ〳〵心得ず、とかく案じ煩ふ程に、初め仰を蒙りしより四十八日を經て、急度案じ出し、みづから夜に入て忍び行き、彼の橋をふみて見るに、ゆき桁よわくして渡るに危し、急き參て此よし又つくと申す、其時德川殿、其事にてこそあれ、今程の事、なぞ心付なからんと思ひしかは、其事とは云はざりき、さばかりのことゝ下知せんは、家康が身に取ては、似あはぬものをと宣ふ、直政心に思ひしは、扨は此所、直政が勢にて攻め破れとこそあるなれ、たゞし彼橋の事、かくまで問はせ玉ふは、此所攻やぶるとも、此橋をわたりて、次の城に攻入らざらんには、御方の人々に云甲斐なしと嘲けられんも無念なりと、思ひ給ふらんとて、おのが手に附けたまひし、廣瀨美濃三科肥前をめして、此事かくといふ、廣瀨三科承りて、今程の所攻め取らん事、物の數ならず、攻め損したらんは見苦しかるべし、詮する所、手の軍勢の子弟なぞいふ若殿原して、攻めさせんに、たとへ攻損したらんとも、何か苦しかるべき、また夫等の一族の老武者、若者共たすけて高名させんと思はゞ、勢に不足はあらじものをと、思ひければ、手の若殿原して、攻めらるべうもや候といひしかは、此議もつとも

直政常には沈靜にして言寡く其大事あるに臨みては果決にして智畧あり其慮より所あれば必密かに陳述す是によりて大に親任を蒙れり

然るべしとて、六月廿二日の夜に入りて、押寄せ攻む、案の如く若者共の親父伯父なぞ馳せ加りし程に、多勢になりて、篠曲輪を攻やぶりて、次の城に攻め入る、直政眞先をかけ、かの橋のほとりに押寄て、みづから鐵砲をおつとり、城中に向て放つ、玉をも藥をも重ねて込うたりければ、筒忽に裂けて、左の手の指をやぶる、直政是を物ともせず、其手してくろかねの楯提げ、えい聲を出して攻め入し程に、士卒なぞかは、ためらふべき、次の城に攻め入て、散々に戰ひしとなり、舊き人此事を語りて云ひしは、德川殿の直政めして、一つの橋を擧げ玉ひ、四十八日を經るまで、其心を仰せられざりし事こう有難けれ、聖人の人ををしへ玉ふ事、皆かくの如し、凡そ尋常の事にても、其人のみづから心に心得ぬ事は、如何に口に告けて云ひたればとても、終に其益なし、まして戰に臨みては、機にのぞみて、變に應すべきものなれば、人の敎へを賴むべからず、直政が德川殿の仰を承て、四十八日が程、心に絕えず思ひはかりしも、尋常ならず、此心を以て、身をも人をも修めん事を思ひめぐらさば、なぞか其道を得ざるべき、凡の人は、常の人の言葉は、いふにや及ばん、聖賢の言葉にても、うち聞たる所の、頓て心に得ぬを

ミノワ　箕輪
クンベ マゴサブロ　九戸政實
ナンノノブナホ　南部信直
ミヨシヒデツグ　三好秀次　後關白秀次

德川殿伏見城にありし時第中俄に騷動す直政を召して探偵せしめらる直政此夜石田大野の邸に俄に兵を集む是によりて騷動する由申す然れども彼ら我を謀にんにほ大兵を用ふべし今物靜かにして大衆を用ふべしとも聞えずと申す又直政木屐土佐の謀を用ひ德川殿に申して向島の邸にうつる

は、如何なる事と思ひ計ふべし、舜の大聖なる、好みて邇言を察し玉へりといふものを、まして、たゞ人の、此心なからんには、なぞか善かるべきと申はべりき、

北條亡びて、彼領せし國々、德川殿へ參らせる、關白殿の仰にて、直政上野國箕輪といふ所を賜り、十二万石高崎の城を構へて移りすむ、十九年七月、奥の九戸が（修理亮政實）主の南部大膳大夫信直背きしかば、德川殿、三好中納言秀次卿と共に向ひ玉ふ、直政先陣を承り、蒲生飛驒守氏郷（會津の守護、加勢して、別に傳有り）九戸の城を攻めおとす、慶長三年八月、太閤薨し給ひし後、彼家の奉行、德川殿うしなひ參らせんとする事、度々に及ぶ、直政等が嚴しく守護し奉りしに依て、終に御恙もわたらせ給はず、同き五年の夏、上杉中納言景勝が、陸奥會津に引こもりて、召せども終に參らず、さらば追討あるべしとて、德川殿御下向あり、大坂の奉行等、其隙を窺ひて、天下の軍勢を催し、關東に攻下り、上杉と牒じ合て、德川殿を討んとす、其事下野の國小山の御陣に聞ゆ、御供にさふらふ諸大名、まづ引返して、上方に向ひ、軍をせんとす、此時直政本多中務少輔忠勝と、私に相謀て、諸大名と共に馳向ひ、軍仕らんと申す、德川殿上方のありさまも、いぶかし、また此人々のありさまも、内心はかり難し、汝等が向はん

事、然るべからずと、仰せければ、此人々ばかり向ひて、勝軍したらんには、天下をば我等が取りてこそ、内府へは、まゐらせたれと、云はん事の、口惜しう候へば、ひらに御許しあれと、望みしかば、下野守殿を海道の大将軍とし、後に薩摩守殿と申参らせし御事なり、軍奉行には、井伊本多を差向けらる、扨こそ九月十五日の軍をも、直政が手より始けれ、斯て御方手合せに勝軍し、徳川殿頓て上らせ玉ひ、東西の軍、美濃國關が原にして勝負を決す、直政手の者共に下知して軍させ、我身は下野守殿の御陣に参り、守殿ハ、直政か聟君なり、殿は此度ぞ御軍は始めなる、御勢をば爰に留められ、歩行立の兵、少々召し具せられ、先陣の人々の軍するやうを、御覧あるべう候と申、御供して、福嶋左衛門大夫正則が陣の脇より、打出んとす、正則が士、蟹才藏今日の先陣は、福嶋が給て候を、先懸けんとし玉ふは誰そ、狼藉なりと押止む、直政是は下野守殿、先陣の人々の軍するやう、御覧あるべきにて、井伊の侍従が、御供に侍ふなり、されば御勢をも倶せられず、通し参らせよといふ、扨は苦しからずとて、道を開く、そこを、つと馳ぬきて、敵の中に切て入り、散々に戦ひ、守殿高名をさせ給ひければ、打破り駈け通つて、守殿と一所に馬を立て、息つき居たり、かゝる處に、嶋津兵庫入道惟新、負軍して、千人斗り、のけ甲になつて、馬を靜めて落ちて行く、直政が士、嶋津こそ通れといふ、直政あれは、御方かと問ふ、こゝを通る敵の事に候と、いひもあへぬに、直政馬を馳て追かく、守殿も續きて駈け給ふ、嶋津が兵、取て返し戦ふ、守殿組打して御手負はれ、直政も鐵炮に中りて馬より落つ、嶋津も終に逃れてけり、守殿も直政も、手深からねは、御供して御陣に参る、徳川殿は、直政が守殿具し参らせ軍せし事ぞも、深く悦ばせ給ひけり、

此日敵悉くに敗る、嶋津希有に命のがれ落行く、直政はしめより入道と見けれぞも、守殿の御供はしつ、繼く御方もなし、入道壹人が生き延びたれはとて、何程の事か有べき、若し止めんとて、多からぬ御供の人々損ひて益なしと思ひ、見ぬ振してありしを、直政が兵、元は武田が家に有しが、頻りに敵のよしをいひしかは、直政こらへず追かけて戦ひしが、果して守殿も直政も手負はれぬ、危かりし事なり、直政が士、骨法なしと人みな瓜弾きしたるとなり、又直政を鐵炮にて打ちしは、嶋津が家人河上四郎兵衛忠允が若黨柏木源藏といひし者なり、おのが主河上が打たるよしを高聲に名のりしといふ、

下野守は家康公の第四子忠吉卿

此時福島の軍勢たやすく進み得ず直政綿川殿の仰によりて守殿を伴ひ軍を始めたりとも云

カウノトノ守殿は下野守殿なり

シマヅユキシン島津惟新は兵庫頭義弘なり

カブトのけ甲は冑の仰け様になりたる事

コツハウ骨法は禮儀作法

カハカミメノスケ河上忠允

源藏一に源右衛門に作る

又石田が澤山の城を攻らるべき先陣を給ふ、金吾中納言秀秋強ちに望まれしかは、直政二陣に定められ、城をは終に攻破る、かくて國々の御敵、一時に平らき、此年十一月、御方せし諸大名、勳功の賞を給はる、明れは六年二月、直政に、石田が領せし近江國の地を給り、三万石を加へられ、十五万石を領せしといふ、七年正月、從四位下に叙し、同年二月朔日年四十二歳にて卒す、

兵部少輔藤原直勝は、初め右近大夫直繼侍從直政の嫡男なり、始め慶長七年生年十二歳にて父に繼く、同き九年の春、仰によりて、彦根の城を築きて移る、同十三年伊賀の筒井が傳別に新領收公せらし時、伊勢本多美濃守美濃松平飛驒守の人々と彼國に向ひ、直勝は留りて上野の城を守る、此人天性身の煩ひ多くして、常に籠居けり、此人父にも弟にも生れおとりしかば、大御所の仰にて、病多しとて籠り居らしめしとも云、

創業記に直勝家を繼で後、彼家人等相論の事たえず、慶長十年大御所伏見より關東に下らせ玉ふ時、此由を聞召し、鈴木石見を清洲の城に召し預けらる、十一年又關東に下らせ給ふ時、鈴木をは關東に召さる、十二年の二月又鈴木が子と西郷勘兵衛と相論の事起れり、今年三月五日、直勝が母、關東に下る、上野國安中に住むべしと仰下さる、安中は直勝が所領なれはなり、十四年の冬、上總介殿に近江國まゐらせられ、澤山の城に住せ玉ふべし、直勝は信濃國河中島に移るべしと聞召しが、終に其事はやみぬと云云、

十九年の冬、大坂の兵起る直勝病に臥けれは、舍弟掃部頭直孝、兄が代官として、軍勢引倶して向ふ、此年將軍家の仰をかうむり、おのが所領の內近江の地をは直孝に讓り、上野の國に引こもりて、安中の城に住む、みづからは三万石を領す、直勝卒して年月を詳にせず其子兵部少輔直久つぐ、正保二年正月十一日より參河國西尾の城給て移る、三万五千石ともいふ、萬治二年遠江國懸川の城に移り、此時五千石を加へられて、三万五千石を領せしと云、寛文十二年より年五十五歳にて卒す、卒せし月日いまだ知らず、其男伯耆守直武父につく、

右中將藤原直孝は、侍從直政の二男なり、

直政の室は松平周防守康親が娘なりし女の直孝をは生めるなり、それに隨來りし女の、初め直政の室、彼の女の娠む事あるを知て、其父が許に送れり、其父をは印具德右衞門某といひて、康親が家の侍なり、此年天正十八年の秋、德川殿關東に移らせ玉ひ、直政上野國箕輪の城を給ひ、康親の子康重武藏國私市の地を給りて、

上總介忠輝は家康公の第六男なり

直勝は寛永九年十二月廿日致仕寛文二年七月十一日卒す年七十三歳

直久ナホヒサ　懸川カケガハ　正月六日卒す

直武ナホタケ　掃部頭直孝ナホカタ　此人せい高くして骨ふとく身の毛逆さまに生ひ出で恐しげなる男なれば鬼掃部（オニカモン）といひしなりと異本に見ゆ　印具イングノ　私市キサイチ

印具關東に移るとて、駿河の國藤枝の宿に至る日、直孝は生れてけり、六歳に及ひし時、其母いだきて箕輪の城に赴き、直政が城外に出しを待得て、此御子かくまで育て參らせて候、今は渡し參らせ候べしといひて、みづから參らせて、私市にかへりぬ、直政頓て其處の庄屋といふ者に、此子よく育てよとて給てけり、十一といふ年の暮に、彼の庄屋が家に、夜盜餘多入來る、直孝其一人が高股斬て、下部等召て生ぞりぬ、十二歳の時、直政ひそかに直孝めして、年來みづから執りし所の采配を授けぬ、如何に思ふ所やありけん、其明年に直政は卒してけり、年十六歳にして將軍家に召仕る、慶長十年なり十九にして書院番頭となされ、同き十六年大番の頭となされ、同き十八年伏見の城を守る、十九年冬大坂の兵起りしに、兄の直勝病に臥す、大御所の仰を受け給り、直孝兄の代官として、軍勢を率して城をせむ、此とし東西和睦の後、將軍家直孝をめして、兄に代りて、父が家をぞ繼がしめらる、

此とき直孝は涙を流して、兄にて候ふ直勝、年頃病ひに犯され、軍國の務にたえず、然りとは申せども、大御所むかし父にて候 侍從直政に附けさせ玉ひし、ふるき者共、猶多く候へば、家の事をば沙汰し申べし、また直孝かくて候へば、天下の御事あらんには、兄が代官として、彼手の者を引具して、馳向ひ候はん事、此度の如くにこそ候べけれ、如何なる仰なりとても、兄にて候ものを退け、父が家を繼かん事、望む所に候はずと辭し申けれども、御許しなければ、重て安藤帶刀直次に就きて、頻になげき申す、終に御許しなかりけり、かくて、道孝父が家を繼て後出仕す、やをら進み出て、本多佐渡守正信が座の上に着く、其體誠に優なり、事終てのち御前を罷出て、正信に向ひ、今日の振舞、無禮にこそ侍れ、去ながら、故侍從が家を繼くべしとの仰を蒙りて候上は、向後の事は、御免あれといふ、正信されば、けふのふるまひ、正信こそ悦ひて侍れ、かくあらん人と知召されし、將軍家の御心の程、有難う候者かなとぞ答へたる、是を見し人、打寄〳〵、きのふ迄も大番頭して、遙かの末座に伺公せし人の、けふは一藹の上ゝ立ちし有樣の、優しくも見えき、あはれ將軍家の能き御固めなりけりと賀し申てけり、

按するに政事錄に、慶長十九年十二月廿四日、將軍家直孝に佐和山の城を賜ふとあり、家忠日記追加に、元和元年二月大御所直孝を駿府にめして、此仰ありと

安藤直次ナホツグ

本多正信此時老中なり

サワヤマ佐和山は澤山なり

いふ想ふに政事錄のしるす所誤るべからず、

かくて再び兵起りて直孝また先陣承りて、大坂に向ひ戰て、敵の大將木村長門守重成を討取、首三百十五切取て獻る、其勳賞に、近江國長濱の地加へ給ひ、五万石を給り、また從四位下に叙し、侍從に任し、其後從四位上左少將を經て、正四位上右中將に至る、大相國家の御時又地加へられ、五萬石、その年月詳ならず、元和五年の事也、左大臣家御代知し召されし初め、また所領加へ玉ひ、五萬石を玉ふ、是も年月詳ならず、といふ、月未詳、左大臣家の大老として、万治二年六月廿八日に卒す、七十一歳、嫡子靱負佐直滋は、如何なる故か有けん、萬治元年閏十二月廿二日世を遁れて入道す、二男直寛辨之助、三男直時內匠頭、四男玄蕃頭直澄、万治二年四月六日嗣となり、父卒して家をつぎ、此年侍從に任し、又從四位下に叙し、寛文五年四月左少將また掃部頭になされ、延寶三年十二月廿四日に卒す、其子玄蕃頭直興、實は直時が男、直澄が嗣とせん事を望み請ふ寛文十二年十一月廿六日御許しを蒙る、同き十二月廿八日從四位下侍從玄蕃頭になされ、直澄卒して家を繼ぐ、

榊原

直孝三代の將軍に仕へて大老の職に居り天下の大事預り聞ざる所なく殊に左大臣家の薨するに臨みては遺命ありて幼主を輔佐し酒井忠勝松平信綱等と心を協せて輔翼しければ國家まず〳〵安泰なり

直孝倹素を以て人に先たち武勇を以て下を率ゐ國家の大事にあたりては奮發激勵其身を顧みず衆人の猶豫する所直孝常に之を決して躊らず世稱して柱石の大臣とす

大老はもと家老ともいふ老中の上にありて大事を預りきくものなり

直滋ナホシゲ　直寛ナホヒロ　直時ナホトキ　直澄ナホズミ

寛文二年三月松平讃岐守賴重と直澄とに命して老中の如く大事に參預せしむこれ後世溜詰のはじめなり

直興ナホオキ

式部少輔康政（セフヤスマサ）　仁木義長は足利尊氏の臣（ニキヨシナガ　イチン）　一志　長政（カマサ）　太田山中は二人の姓　各德川記を著す　清政（キヨマサ）　上野（ウヘノ）

一向宗亂の時の事なり　堀川（ホリカハ）　懸塚（カケツカ）　天方（アマカタ）　犬居（イヌヰ）　高明（カウミヤウ）　高天神（タカテンジン）

山家（ヤマガ）　三方（サンハウ）　康政此夜四郎勝賴の陣をうつて味方を勇め敗兵を集めて城に入る（キヤウ）　城東（ジヤウトウ）

式部少輔源康政は、伊勢の仁木が流れなり、右京大夫義長の後胤、一志郡榊原の住人、七郎右衞門清長、參河國に移て、源藏人殿に親忠君仕へ奉る、延德の比ほひ、當國井田の戰に、子息長政十二歳、父清長を共に軍して、高名を現はす、以上太田山中が德川記といふ書に見えたり、長政成人の後、七郎右衞門と申て、永祿五年に死す、其男子二人、兄は孫十郎清政後にこれも七郎右衞門といふ、弟は小平太康政とぞ申たりける、康政生年十六歳、上野の城の戰に高名をあらはす、永祿六年其後德川殿の御身近く仕へまゐらせ、成人の後、御諱字給て、康政とめされ、一方の大將を承る、永祿十一年七月堀川の城を攻めらる、三河國にあり、康政先陣を承り、時に廿一歳なり、康政一番に城を攻め破りしより、遠江の國掛塚、天方永祿十二年の事、犬居天正二年の事、高明、同き八年より三年、高天神、同き九年にいたる、近江國姉川、元龜元年の事等を始として、或ひは城を攻め、或ひは野に戰ふ事、數を知らず、凡そ康政が向ふ所打破らずといふ事なし、中にも、元龜三年十一月廿二日三方が原の合戰、武田信玄入道が先陣、山家三方の輩をば康政が手にて打破り、御方既に負軍して引かへすに、康政一勢退かず、小高き所に旗打立て、手の軍兵を集めつゝ、城東郡のかた西郡へ靜かに引てぞ歸りける、また天正元年七月長篠の城を攻めらる武田四郎

武田信豐ノ子ヲ信綱ノ養子ニ
大須賀康高オホスカヤスタカ
本多重次シゲツグ

勝頼、後巻せよとて、武田左馬助信豐同刑部入道信綱を先として、信豐をば、後の典厩といひ、信綱を道遙軒といふ、宗徒の侍大將餘多差向く、康政此時は御跡に留りしが、大須賀、五郎左衛門康高なり、本多、作左衛門重次なり、と相謀り、同き九月七日信綱入道が陣取たる、森の地に押寄せて、散々に打破る、武田が家の亡ふべきまけ軍の始とは、後にぞ思ひ合はせける、此後長篠の戰より武田終に亡ぶるに至るまで、所々の軍に功あらずといふ事なし、

村上國清(クニキヨ)ば義清の子ニ見ゆ

上杉謙信が康政に贈られし書、徳川殿と同しく兵を擧て、信濃甲斐の國に入て、武田四郎を討つべき由を載せ、正月九日としるされたり、村上源吾國清が書も、彼一時の事にて、正月廿三日としるすは、是等の書、いづれの時の事にや、いまだ詳ならず、思ふに天正の初めにあるべし、

同き十年武田亡び、織田殿うせ玉ひ、徳川殿甲斐國に入て、北條と戰ひし時、康政大須賀と共に、敵を破る、十二年秀吉信雄の戰ひに徳川殿小牧に御陣をするゑられしは、康政が勸め參らせし所なり、長湫の戰に先陣し、上方の多勢を打散らし、蟹江の城を攻め破りき今年十月、徳川殿の御軍班されしは、小牧の御陣に留て守る、かくて秀吉所々の軍に負け、信雄卿に中直り、徳川殿に好みを結び、終に御妹を濱松へ

康政小牧陣の時所〻忽ちたて秀吉故右府の恩を忘れ義に背きて其君達に向て兵を用ゐる事甚以て無道の至りなりとしるせり關白これを見て大に怒り康政を打つ者には厚く恩賞賜らん由をふれられたり富田信廣は秀吉公の譜臣なり

北條氏政ウヂマサ
氏直ウヂナホ
氏規ウヂノリ
眞田昌幸マサユキ

まゐらせらるべき事定り、康政都へ參るべしと、望み給ひしかは、都に登り、かねて富田左近將監が家を、康政が旅館に點せらる、康政都に入し日、關白殿彼家に、成らせ玉ひ、康政が手を取て、今日の對面こそ珍しけれ、むかし小牧の陣にして、康政みかたの輩に牒狀し、大恩忘れて主君の子うしなはんとする、悪逆無道の秀吉に組する事やある、と云ひしには、秀吉怒りに堪へずして、その康政生ながら參らせらんものには、勳賞は乞ふによるべしと、天下にふる、今かく徳川殿と親しくなつたれは、康政等が如き家人、數多さふらふ事、秀吉が悦びとは成たるなり、明日の見參、なは待遠に思へは、忍びて參りたるは如何にと仰らる、康政殿下へ參りし時、御もてなし、言葉にも述べられず、御嫁娶の式、仰合され、引出物多く給りてかへさる、程なう御妹を下し玉ひしに、まづ康政が家へ御輿を寄せられ引つくろはせ給ひて參り給ふ、今年十月徳川殿の供奉して上洛す、從五位下に叙し、式部少輔に任す、關白殿執し申されし故なり、徳川殿の御家人任官の始とぞ聞えける、同き十六年、殿下北條の上洛を催さる、氏政氏直のたもふ旨あつて、北條美濃守氏規を都にのぼせられしに、徳川殿よりも、康政を副らる、北條の望にまかせ、眞田安房守昌幸、關

白殿の仰奉りて、上野國沼田の城を北條へ下げわたしゝ時も、康政關白の御使に副て眞田が許に行向ふ、然れども、北條終に上洛なかりしかば、同じき十八年關白殿に攻められて、降人に成て參りしかど、氏政は自害させ、氏直をば助けらる、此御使にも副られたり、此年德川殿東國へ移り玉ひしとき、康政に上野國舘林の城を賜、十万石、關白殿仰らるゝ旨ありしゆゑとぞ聞えし、同き年十月陸奥に逆徒起り、德川殿御退治あるべきにて、康政先陣承りて、既に打立せ玉ふに、事平ぎぬと告げ申候へば、十九年正月十一日岩手澤より引返さる、文祿元年二月二日康政、中納言殿に仕へ奉るべきよしを仰下さる、慶長三年の秋太閤薨し給ひ、明れば四年の正月大坂の奉行人等、德川殿を失ひ參らせんと謀り、窃かに軍兵を催し、伏見の御舘を襲はんとす、此由既に披露して、德川殿に馳せ參て、御舘を守護せし大名も少からず、康政このほど東國より登るとて、道にてかくと聞き、夜を日に繼きて馳する程に、近江の國勢多に至り、德川殿御恙なしと聞て、此所に新關を建てゝ、往來の旅人を止む、德川殿の軍勢既に勢多まで馳せ上りて、雲霞の如く陣を取ると、大坂に聞えしかば、たやすう寄せも來らず、康政勢多に留る事三日、同月廿八日の夕暮に、關を

岩手澤（イハヂサハ）は岩槻に作るべし　中納言は秀忠公の事なり

朝鮮の事起りし時德川殿は肥前名護屋に出陣あり康政は中納言につけられて江戸乃城に留る此後は常に世子の方につけられて其軍に從ふ

狼谷（オホカミダニ）　今は大久保谷に作る

大童（オホワラハ）は亂髪の事

打鉋（ウチアハヒ）　鬪は後に手繋斗鬪ばるゝと云に同じ

山道（センダウ）は東山道　眞田安房守昌幸（マサユキ）

開て、此間諸國より來り集つたる旅人、たゞ一時に大津山科や醍醐狼谷を經て、京伏見に走せ上る、是を見る人、あな夥しの東國の勢や、何万騎あらんといふもあり、又秀忠中納言の多勢を引て上り玉ひしなどいふほどに、大坂の人々いよ〳〵心おくれして終に和ぎけり、此夕康政大童なるはゝゝにて馳せ參りしかば、德川殿大に悦ばせ玉ひ、みづから打鉋とつて給ひけり、同き五年の秋、奥の景勝御追討のとき、康政中納言殿の先陣を打て下る、かゝる所に上方にも軍起りぬと聞えてければ、まづ此所の軍をば止め、引かへして上方へ向かはせ玉ふべきにて、中納言殿は山道を打て登らせ玉ふに、信濃の眞田が上田の城に立こもつて、御勢を遮らんとす、本多佐渡守正信申す、安房守が勢にて城を出て戰はん事叶ふべからず、たゞ打棄てゝ片時も早く御登りあつて、海道の軍のやうを聞召あはさるべしと有ける に、大番の人々、はしたなく、城の兵と行き逢て軍仕出たし、城既に落べかりしを、佐渡守制し止めて、小諸の城に御陣移させ參らせ、軍せし輩を罪科に處す、これ御下知を待たずして軍せしゆゑなりけり、こゝより間道を經て、のぼらせ玉ふ、正信が計らひにて、直路は敵に近しとて、避られし故とぞ申ける、康政は眞田が軍せん

やう、如何ほどの事かあらん、打出なば蹴散らして、その城を蹈み破て、くれんずものをとて、おのが手勢ばかりにて、城近く押して通るに、昌幸敢て止めんともせず、關が原の軍事終りぬと道にて聞召、中納言殿殊の外、憤らせ玉ひて、御馬を早めらるれし程に、近江國草津の宿にて、德川殿に參りあひ玉ふ、されども大御所內々御氣色宜しからさる事あつて、三日を過るまで、御對面ましまさず、こは如何なる事ぞと、御家人等驚きあへり、まして山道の御供にさふらひし輩、大に恐れをのゝく、康政夜に入て、德川殿の御前に參り申すやう、こたび中納言殿、御不審蒙らせ給ふ事、康政等が罪科、最も輕かるべからず、たゞし風聞の及ふ所、中納言殿、上田の城を攻おとし給はず、又押ても御通りなく、殊に海道の合戰にもあはせ給はぬ事を、御不審ありと承り候ひぬ、若し此條に候はんには、恐れある申事に候へども、殿の御誤りなきにしもあらず、抑、殿は今月九月なり朔日に、江戶を御首途あつて、同十一日尾張國淸洲の城に入らせ玉ひ、僅かに二日を過て、美濃國へ御陣を進められ、十五日に至て、御合戰事畢て候、誠に御父子一所に三成等を御誅伐あらんと思しめされなば、かねて軍の御首途あらん期をも告させ玉ひ、また海道よりも、御使を參らせられ、山道の御勢を催さるべき事ならずや、また今暫く、淸洲の城に御陣を止められ、山道の御勢を待せたまふとも、三成等が謀、如何ほどの事か候べきに、など御軍をば急がせ玉ひ候ひしやらん、然るに、たゞ今に至りて、偏に中納言殿の御怠りにのみならせ玉ふ事、御不運とこそ申べけれと、憚る所なく申けれは、されはこそ、八月晦日の日、使を馳せて、明日首途すと告け、山道の勢も急き馳上りて、軍の手合せよといひつれと宣ふ、康政さん候、其御使今月七日、小諸の御陣へ來り畢んぬ、夫故にこそ、中納言殿も驚かせ玉ひ、道のほと御急きあつて、候ひつれ、常だにも、日本第一の難所と承る、木曾の細道を、大雨を冒し、大軍をひきゐて、一日がうちに十五六里が程を、御馬を進められしかば、馬も人も皆疲れはてゝ候ひきと申す、德川殿やあ、其使は如何に、かくは遲く參りけるぞと、御糺問ありしに、霖雨ふりて、此處彼處水かさ增り、人馬の通ひ絕て候ふゆゑに、遲參に及びぬと申す、康政重て申けるは、また上田の城を攻め給はざりしは、古い者共が、强ちに諫め止めまゐらせし故なりき、中納言殿には、攻破つて御通り有べしと御諚ありしかど、年老たる輩を附け參らせられし事は、諫をも進め、謀をも獻れとの御事に候、たとへ

上田（ウヘダ）

首途は門出にて旅立の事（カドデ）

小諸（コモロ）

木曾（キソ）

秀忠公此時廿二歳

御心に叶はせ玉はぬ事なりとも、我等が諫に從はせ給はんが、大殿の御心に任せらるゝにあらずやと申ける上は、御心にも任せ玉はず、されバ、彼城を攻めう攻めじの爭ひにも、日をこそ移し候ひつれ、それ父子の御中にてわたらせ給へば、凡の事の御教訓には、如何ばぞの御勸氣も、なぞ無からざらん、御年も壯にならせ玉ふ御子の、行末は天下の事をも知召さるべきを、弓矢取ての道に、父の御心に叶はせ給はざりしと、人の侮り申さんは、御子の恥辱のみにあらず、父の御身にも如何でかその嘲りを免かれさせ玉ふべき、これ程の御遠慮ましまさぬこそうたてけれと、涙を流し諫め奉れば、德川殿御心とけて、明れば九月廿五日、伏見の御城にて御對面在て、海道の軍のやうを、御物語りあり、山道の事をも問せ玉ひしかば、中納言殿みづから御筆を染られ、康政が此度の心ざし、我が家の有らん限りは、子々孫々に至るまで、忘るゝ事あるまじき由の御書を給はりしとぞ聞ゆたる、かくて、此程の軍の勞をも、なぐさめんと、侍從直政（井伊中務少輔忠勝、本多康政と共に夜一夜、酒呑み遊びしに、直政康政に向うて、さても此度わざのが身を忘れて、諫め爭ひしに因て、御父子の御中、平らかにわたらせ玉ふ事、家と國との御爲のみにあらず凡世の

此前康政を常陸水戸十五万石に封ぜられしに固辭して舘林に歸る
酒井忠世ノ、ヨ
土井利勝トシカツ

ため天下のためにて侍れば、如何なる勳にも功にも勝りぬとこそ存ずれといひしかば、康政も心よげに見えしに、忠勝これを聞て、直政の宣ふ所、勿論なり、されど、こゝに忠勝が心得ぬ事一つあり、康政云ひ開き玉ひなんやといふ、康政笑て、何事にもあれ承らんといふ、忠勝わざのが大殿をたに、今程に諫め申しゝ身の、佐渡守正信の後にのみ從ひしこそ心得ね、我等三人が事は、德川殿にさる者ありと、天下の人にも許されぬ、弓矢とつての道には、康政の謀り申さん事、大方いさみし申す人あるまじものを、なぞわざの先陣して、一日の内に眞田が、城を攻やぶつて、とく御供しては上らぬぞ、若しさもあらんには、たとへ海道の合戰にあはずとも、大殿の御氣色、今程までにはあらじ、さらば又わざのが身を捨て諫め爭ふにも及ふまじと思ふは如何にと云へば、康政答ふるに詞なくて、三人一同に打笑ひ、敷盃の興をぞ添にける、康政と忠勝とは、同年にて同地に、ひとゝなりしかば、幼きより互ひに、親しかりしゆゑ、常にはかゝる事をも、いひ爭ひけるとなり、同き十一年四月、康政舘林の城にて病に伏す、將軍家大に驚かせ玉ひ、酒井雅樂頭忠世（康政か聟なり、土井大炊頭利勝を召し、汝等速やかに醫師ゐて行け、心の及ばんかぎり、よきに治療を

忠政ノ一ヲ
池田利隆トシルカ
新太郎光政ミツノ一ヲ

康勝マスカツ

藤田信吉ノブヨシ
ワカエ若江

コンダ
譽田

加へよと仰下され、又日々に、御使あつて、訪はせ玉ひしかど、終に五月十四日五十九歳にて卒しぬれば、御歎き淺からず、御吊使として、阿部備中守正次ゆき向ひ、賻給ふ事多し、康政大須賀五郎左衞門康高が娘に相偶して、子四人をまうく、嫡男は外祖の世つぎとなる、大須賀出羽守忠政是なり、二男遠江守康勝、一人の娘は、酒井雅樂頭忠世が妻、其妹は將軍家の御養女、武藏守利隆の室、池田少將光政の母上なり、遠江守康勝、父が家を繼き、慶長十九年冬、將軍家の先陣打て、大坂に向ふ、明る元和元年夏、井伊掃部頭直孝、先陣を奉し、康勝二陣に定められ、ふる兵なればとて、藤田能登守信吉を康勝に副られたり、藤田の傳別にあり、五月六日直孝木村長門守と若江にて戰ふ、康勝同しく戰はんとす、能登守制して、御方の多勢に向ひ、出むかつて軍するは敵の、陣の張やうの薄きこそ、怪しけれ、あの譽田の森に續きたる繁みに、勢引かくし、御方勝に乘て亂れたらん時に、打出て戰んずと覺ゆるぞ、井伊既に勝ぬと見ゆ、伏兵今に起りなん、其敵打破て捨つべきものをと云ひけるに、猷思ふにも似ず、敗れ奔る、康勝が手に、首少々打取りぬ、明れば七日、天王寺の合戰に、康勝きのふ軍せざりしを憤て、二陣に定れども、直孝と押並んて陣し、敵の多勢打破り、首七十八

獻る、能登守信吉も、みづから手二か所まで負て、手の者に首きらせたり、兩御所康勝信吉めして、御感の仰かうむる、かゝる所に同廿七日康勝風毒腫わづらひ出し、年三十六歳にて、俄に卒す、兩御所大に驚かせ玉ひ、郎從等召して、康勝が子や無かりしと尋ねられき、そのついでに、若江まて、など合戰には及ばざりしと宣ひしに、郎從等かしこまりて、井伊木村既に戰を合はすと見て、康勝が手の者共、同しく進み戰んとす、藤田能登守信吉、康勝と共にこれを制す、信吉さる兵と承はる、いみじき謀やあるらんと存じけるに、敵終に敗れしかば、軍にはあはず、康勝いまだ年わかし、强からん謀にこそ從ふべけれと存せしに、身の煩しき故にや、信吉と心を合せて、進み得ず、されば天王寺合戰には、隨一の郎從、伊藤忠兵衞眞先に討死し、手の者、盡く命を捨て戰ひし事、先日の恥を雪がんがためなりき、かゝる煩ひある身なればにや、家繼がすべき子とても侍らずと申す、大御所此由を聞召、頓て信吉めして御糺問あり、終に康勝が郎從等と訟へ起りて、自ら御裁斷にぞ及ひける、

康勝加藤清正が娘に相具してけれぞ、それには子なくして、妾の腹に男子一人あり、平十郎といふ、然るに、郎從等、子なきよしを申しゝは、彼の郎從等、多くは康

忠慶は清正の子なり　寛永九年國除る

式部大輔忠次ヶ原ニ戰死　慶長十二年忠政卒

政が時ゐ附けさせ玉ひし兵共なりければ、康勝が家亡ひなば、將軍家にめし返さるべき由を申し謀りけるゆゑとぞ、聞えける、郎從等既ょ康勝が子なきよしを申ければ、彼の平十郎をば、片田舍なる所に隱し置きしを、後に肥後守忠廣、傳へ聞き、康勝が子ありし事を大に悅ひ、將軍家へ披露あるべきよし、議せられしかど、郎從等が謀事あらはれて、彼等が罪逃れ難きのみにあらず、家の爲にも然るべからずとて、とかくためらふうちに、忠廣流刑に處せられしかば、その事も叶はず、一門の人々よきに計うて、康勝が甥なりと披露しければ、召し仕はるべしとて僅かの祿給りて、二三年が程を經しが、悔しき事ょ思ひ、世を遁れ入道して、高野にこもりゐしを、備前少將光政が緣りにつきて備前の國に、むかへとりぬ、後に榊原香庵といひしは、この平十郎か事なり、

式部大輔忠次は、大須賀出羽守忠政が男なり、（忠政即ち故の式部少輔康政の嫡男、外祖の家繼しなり、御家號を賜りて松平と名のりけり、）忠次三歲の時、親父出羽守忠政ょおくれ、幼けなかりしかど家繼て、横須賀の城賜ひぬ、此時松平五郎左衞門、大坂の兵起りし時、忠次幼少なれば、横須賀の城ょありて、手の者をば參らすべしとあり、忠次同しく罷り向はんとて、既に打立しょ、御和睦

德川殿深く賞せられて誠に康政の孫なりと仰あり

忠次姬路にうつりし時家臣等が貧を恤れまんとて家に傳ふる茶の名器をうりてこれを賑はす世其仁を稱せり又三代將軍の遺命によりて幼主を輔佐し保科正之と同しく大小の事を執り酒井阿部松平等の上に列す忠次學を好み和歌を善くし著述の書多し

政房ヤフヲ　政倫マサトモ

事成しと聞て、道より引返す、再ひ兵起りし時も、初めの如く仰下されしかど、忠次仰に從はず、伊勢國にて、御陣に馳せつきて、天王寺に至る、此年叔父康勝卒して子なきよし聞えて、忠次して、祖父康政が家繼かせ玉ひ、從五位下式部少輔に任せられしかば、大須賀の家は絕てけり、正保元年七月十一日、忠次奧州白河の城に移り、十四石、もとは舘林十一万石を領す、慶安二年六月九日、播磨國姬路の城に移る、寛文三年從四位の侍從になされ、同四月將軍家日光御社參の御留守の事を仰蒙る、同き五年三月廿九日年六十一歲にして卒す、其子刑部大輔政房父につぎ、寛文七年五月廿四日廿七歲にて卒し、其子式部大輔政倫三歲にて父につぎ、同き年越後國村上の城に移り、本領の延寶五年の夏に叙爵す、

卷一	明治廿七年六月二十日印刷同月五日發行	卷二	明治廿七年七月二十日印刷同月廿四日發行
卷三	明治廿七年七月廿日印刷同月廿四日發行	卷四	明治廿七年九月十五日印刷同月廿四日發行
卷五	明治廿七年十二月一日印刷同月七日發行	卷六	明治廿八年一月二十日印刷同月廿五日發行
卷七	明治廿八年三月五日印刷同月八日發行		

明治廿九年一月廿日第二版發行
明治廿七年十一月十五日第二版發行
明治廿七年十一月二十日第二版發行
明治廿九年五月七日第二版發行
明治廿九年七月五日第二版發行

版權所有　各壹冊定價金參拾錢

著者　故新井白石相續者
版權所有者　新井太吉
東京市淺草區北富坂町二十五番地寄留
校訂者　新井太吉部理代人
大槻如電
名古屋市朝日町二丁目三十番地
發行者　吉川半七
同市京橋區南傳馬町一丁目十二番地
印刷者　野村宗十郎
同市京橋區築地三丁目十五番地
印刷所　株式會社東京築地活版製造所
同市京橋區築地二丁目十七番地

9553
C 2

14985

販賣所

大阪市南區心齋橋筋一丁目
松村九兵衛

大阪市東區北久寶寺町
三木佐助

東京市神田區小川町十番地
牧野善兵衛

東京市小石川區大門町二十五番地
青山清吉

東京市日本橋區通三丁目六番地
林平次郎